

令和6年3月第139回内子町議会定例会会議録（第1日）

○招集年月日 令和6年3月4日（月）
 ○開会年月日 令和6年3月4日（月）
 ○招 集 場 所 内子町議会議事堂

○出 席 議 員（14名）

1 番	城 戸 司 君	2 番	塩 川 まゆみ 君
3 番	関 根 律 之 君	4 番	向 井 一 富 君
5 番	久 保 美 博 君	6 番	森 永 和 夫 君
7 番	菊 地 幸 雄 君	8 番	泉 浩 壽 君
9 番	大 木 雄 君	10 番	山 本 徹 君
12 番	下 野 安 彦 君	13 番	林 博 君
14 番	山 崎 正 史 君	15 番	寺 岡 保 君

○欠 席 議 員 なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町 長	小野植 正 久 君	副 町 長	山 岡 敦 君
総 務 課 長	黒 澤 賢 治 君	住 民 課 長	上 山 淳 一 君
税 務 課 長	大 竹 浩 一 君	保健福祉課長	久保宮 賢 次 君
内子町保健センター所長	上 石 由起恵 君	建設デザイン課長	谷 岡 祐 二 君
会 計 課 長	田 中 哲 君	町並・地域振興課長	畑 野 亮 一 君
小田支所長	中 嶋 優 治 君	農林振興課長	大久保 裕 記 君
環境政策室長	高 嶋 由久子 君	政策調整班長	二 宮 大 昌 君
危機管理班長	宮 田 哲 郎 君	上下水道対策班長	稲 田 彰 二 君
商工観光班長	大 田 陽 市 君	こども支援課長補佐	松 尾 健 二 君
教 育 長	林 純 司 君	学校教育課長	亀 岡 秀 俊 君
自治・学習課長	福 見 光 生 君		
代表監査委員	赤 穂 英 一 君	農業委員会会長	北 岡 清 君

○出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 前 野 良 二 君 書 記 本 田 紳太郎 君

○議事日程（第1号）

日程第 5 議認第 1 号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認を
 求めることについて

- 日程第 6 議認第 2 号 内子町手数料徴収条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 7 議案第 1 号 内子町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について
- 日程第 8 議案第 2 号 内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 3 号 内子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第 4 号 内子町地区集会所条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第 5 号 内子町附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第 6 号 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第 7 号 内子町印鑑登録証明事務条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第 8 号 内子町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第 9 号 内子町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第10号 内子町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第11号 内子町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第12号 内子町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第13号 内子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第14号 内子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第15号 内子町農山漁村地域マネジメント支援事業基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第16号 内子町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第17号 内子町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第24 議案第18号 内子町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第19号 内子町成留屋地区まちづくり施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第20号 内子町立公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第21号 内子町税の徴収等の特例に関する条例を廃止する条例について
- 日程第28 議案第22号 内子町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第23号 内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第24号 内子町生きがい活動センター条例を廃止する条例について
- 日程第31 議案第25号 内子町伝統工芸等振興拠点施設の指定管理者の指定について
- 日程第32 議案第26号 内子町清正ひろばの指定管理者の指定について
- 日程第33 議案第27号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第12号）について
- 日程第34 議案第28号 令和5年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第35 議案第29号 令和5年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第36 議案第30号 令和5年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第37 議案第31号 令和5年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第38 議案第32号 令和5年度内子町高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第39 議案第33号 令和5年度内子町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第40 議案第34号 令和5年度内子町下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第41 議案第35号 令和6年度内子町一般会計予算について
- 日程第42 議案第36号 令和6年度内子町国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程第43 議案第37号 令和6年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について
- 日程第44 議案第38号 令和6年度内子町介護保険事業特別会計予算について
- 日程第45 議案第39号 令和6年度内子町介護保険サービス事業特別会計予算について
- 日程第46 議案第40号 令和6年度内子町高等学校小田分校寄宿舎特別会計予算について
- 日程第47 議案第41号 令和6年度内子町水道事業会計予算について
- 日程第48 議案第42号 令和6年度内子町下水道事業会計予算について
- 日程第49 「令和5年受理第3号保育士配置基準の改善及び保育士の処遇改善を求める請願」の取下げの件

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第49まで

午前10時00分 開会

○議会事務局長（前野良二君） ご起立願います。礼。ご着席ください。

○議長（久保美博君） ただ今から、令和6年3月第139回内子町議会定例会を開会いたします。本定例会には、地方自治法第121条第1項の規定により、町長、教育長、代表監査委員及び農業委員会会長の出席を求めています。また、説明員として出席通知のありました者は、副町長及び総務課長及び各課長、班長等の19名であります。

これより本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（久保美博君） 「日程第1 会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は会議規則第119条の規定により、議長において、8番、泉浩壽議員、9番、大木雄議員を指名します。

日程第 2 会期決定の件及び議事日程通告

○議長（久保美博君） 「日程第2 会期決定の件及び議事日程通告」のうち、会期決定の件を議題といたします。本定例会の会期は去る2月26日開催の議会運営委員会において協議され、本日から19日までの16日間としております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。従って、会期は本日から19日までの16日間に決定いたしました。

なお、本日の議事日程は、お手元に配布しております「議事日程（第1号）」のとおりであります。

日程第 3 議長諸般の報告

○議長（久保美博君） 「日程第3 議長諸般の報告」をします。議長としての報告時刻は、お手元に配布いたしておりますとおりであります。ご覧いただいたことと思いますから、ご了承ください。これをもって諸般の報告を終わります。

日程第 4 招集あいさつ及び令和6年度施政方針

○議長（久保美博君） 「日程第4 招集あいさつ及び令和6年度施政方針」を町長より受けることにいたします。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 本日ここに、第139回令和6年3月内子町議会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともに大変ご多忙中にもかかわらずご出席いただき、まことにありがとうございます。

本定例会に町長として提出いたします案件は、議認2件、条例の制定1件、条例の一部改正21件、条例の廃止2件、指定管理者の指定2件、補正予算8件、当初予算8件の合計44件でございます。それぞれの案件につきましては、その都度ご説明申し上げますので、よろしくご審議のうえご決定賜りますようお願い申し上げます。

はじめに、年が明けた1月1日、石川県能登地方を最大震度7の揺れを観測した地震が襲いました。この地震や地震で発生した津波により240名を超える方が亡くなられ、1,100名を超える方が重軽傷を負う人的被害が発生しています。また、家屋の全・半壊、一部破損などの住宅被害も7万5,000棟を超えたほか、道路や橋梁、漁港などのインフラにおいても壊滅的な被害が発生しています。加えて、長期間にわたる停電や断水も発生し、地震から2カ月以上経った今でも、1万人を超える方が避難生活を余儀なくされているところであります。この地震でお亡くなりになられた方々に対し心よりお悔やみ申し上げますとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げます。

本町では、愛媛県からの職員派遣要請を受け、避難所運営支援業務などを行うため、1月29日から2月7日までの10日間、2名の職員を石川県輪島市へ派遣したところです。さらに、今月11日から20日までの10日間、3名の職員を派遣することが決定しており、今後も順次、県からの要請に従って災害派遣を継続し支援にあたりるとともに、その経験を町の防災対策に活かしたいと考えております。今後、30年以内に高い確率で発生すると予想されている南海トラフ地震を主とした地震への対応、また梅雨や台風シーズンに発生する降雨災害等への備えなど、突発的な災害が起こった場合の体制を日頃から整えたいと考えています。

それでは、まず令和6年度における町長としての施政方針を述べさせていただきます。政府は去る12月22日に令和6年度予算案を閣議決定いたしました。物価高への対応や賃上げ、少子化、外交・安全保障などの内外の諸課題を踏まえて策定された予算案は、「歴史的な転換点の中、時代の変化に応じた先送りできない課題に挑戦し、変化の流れをつかみ取るための予算」であるとされています。具体的には、物価に負けない賃上げの実現に向けた経費、こども未来戦略に基づく加速化プランの迅速な実施のための経費、デジタルを活用し地域活性化や公的サービスの効率化などを推進するための経費、2050年のカーボンニュートラルに向け、官民のグリーン・トランスフォーメーション投資を促進するための経費などが盛り込まれております。

本町におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が徐々に薄れ、韓国からのインバウンドを中心に観光客数もコロナ禍に比べ伸びてきています。このように経済活動が活発

になることで消費活動が改善傾向にあるものの、依然として物価高の影響は大きく、経常経費が増大し、財政状況は厳しさを増しています。このような中ではありますが、令和6年度の予算編成につきましては、第2期内子町総合計画の最終年度になりますので、計画に掲げた重点施策「ミライ・プラン」の総仕上げとして、生活基盤の整備はもとより、人口減少対策や子育て支援、農林商工業、観光業の活性化や担い手の確保、防災・減災対策などに対して積極的に取り組むための予算編成といたしました。その結果、令和6年度内子町一般会計当初予算（案）は、歳入歳出それぞれ100億3,000万円となり、予算規模は今年度当初予算と比較して1億2,000万円、率にして1.2%の増加となり、過去最大の予算額となっています。

一般会計当初予算に充当いたします財源は、国・県支出金12億5,413万2,000円、地方債2億5,410万円、その他特定財源12億4,536万6,000円、一般財源72億7,640万2,000円でございます。

なお、現時点で国・県の内示が出ていない事業については原則、当初予算には計上せず、今後の補正予算で対応していく予定です。

まず、昨年延期いたしました重要文化財内子座の保存修理工事が、令和6年度から開始できる見込みとなりました。計画では4月から実施設計に着手し、その後、秋ごろから一部建物の解体と仮設工事を始める予定です。工期は令和10年度までを予定しています。この間、内子座は閉館することになりますが、代わりに普段見ることができない楽屋を展示施設として整え、公開できるよう準備を進めています。また、修理現場や記録映像の公開などを通して、文化財への理解を深めていただく機会とすることを考えています。

工事中は、周辺の皆さまをはじめ、町民の皆さま、観光客の皆さまにご迷惑をおかけいたしますが、町民の誇りである内子座を末永く維持し、後世へ引き継ぐために必要な工事でございますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

次に、商工業や観光業の振興についてです。

商工業につきましては、町内企業への就職を促し、企業の人材不足を解消するため、町内企業を紹介するInstagramを運営するほか、引き続き、町内における創業・起業、空き店舗の活用、事業拡大及び事業承継を総合的に支援する「内子町はじめる・つなぐ商工活性化支援事業」などにより、担い手確保や活性化を図ってまいります。

観光業につきましては、先程も申し上げましたとおり、韓国からの観光客を中心とした外国人観光客が増えています。また、明後日6日から台湾と松山空港を結ぶ定期便が再開される予定ですので、今以上に外国人観光客が訪れていただけるものと期待しており、このインバウンドへ対応するため、中国語や韓国語に対応したガイドブックの増刷、日本語、英語、中国語、韓国語といった多言語対応のデジタル観光マップの制作を進めてまいります。

次に、農林業の振興についてです。

地域農業の担い手として経営発展の取り組みを行う農業経営体を支援すると共に、労働力

不足などの課題に対応する農業経営のイノベーションに向け、新たな技術を活用した農業用機械の導入などを支援する「農業機械施設整備事業」に新たに取り組む、農業経営の支援を図ります。

また、引き続き、親から農業経営を継承して新たに就農する者に対し、給付金を給付する「親元就農支援事業」や、町内の林業事業体に就業した場合に給付金を交付する「林業就業支援事業」などにより、農林業の担い手の確保や経営の安定を図ると共に、引き続き、首都圏を中心に営業に出向き、町産品の販売促進を図ってまいります。

次に、子育てや人口減少対策についてです。

令和5年度中における出生数は、見込みを含めて52人となっています。本町において、この少子化への対策は最重要課題のひとつと考えています。そこで、妊娠前から妊娠、出産、育児や子育て、就学まで切れ目のない支援を行ないます。経済的な理由で不妊治療を断念することなく続けることができるよう保険適用の特定不妊治療や同時実施の先進医療について支援を行うと共に、出産し養育している保護者に対し、乳児の子育てに必要な製品を購入することができる「うちこ子育て応援券」を交付し、保護者の育児を支援します。

また、今年度から取り組みを開始した小中学校の修学旅行費用に対する支援につきましては、令和6年度から対象を高校生にまで拡充します。

その他、インフルエンザ予防接種費用に対する支援の対象を令和6年度から高校生まで拡充したり、18歳までの子どもの入院・通院費のうち、保険適用の医療費に対する保護者負担額を全額支援したり、学校給食費に対する支援などを行うことで、子育て世帯の家計を支援すると共に、より子育てしやすい環境を整備してまいります。

加えて、昨年度、内子第2児童クラブ及び天神児童クラブが完成したことで、利用者の範囲が小学校6年生までに拡充しています。引き続き、今後も働きながら子育てができる環境を整えてまいります。

その他、児童公園の整備や都市公園の整備改修を行い、子どもたちが安全に遊ぶことができる場所の確保や、中学生の部活動の地域移行に向けた取り組みについてもしっかりと進めてまいります。

人口減少対策の中における移住者対策につきましては、地域おこし協力隊制度の積極的な活用を行います。令和6年度は新たに5名の地域おこし協力隊員が着任予定であり、その予算を計上しています。よそ者目線による地域課題の解決や活性化を図ります。

その他の移住対策としましては、移住コーディネーターの設置による手厚い移住相談体制の構築、移住者が住宅を取得したり改修したりする際の費用に対する支援、オンライン上でチャット機能やラジオ放送を活用した田舎暮らしの情報発信や移住相談、オーダーメイド型のお試し移住体験ツアー、テレワーカーをターゲットに仕事を切り口とした移住相談会など、様々な角度から移住促進のための取り組みを行います。

移住者を獲得するためには、まず住みたいと思っただけの町をつくっていく必要がありますので、総合的に様々な施策を行いながら魅力的な町づくりを進めてまいります。

次に、災害に強い安全なまちづくりについてです。

地域コミュニティの拠点であり、防災の拠点でもある立石自治会館新築工事に着手すると共に、大瀬自治センターの老朽建て替えに伴い、既存の大瀬自治センターの取り壊しを行います。

また、満穂分団第2部と小田分団第2部の小型動力ポンプ及び小型動力ポンプ積載車の更新を行い、消防団の機能強化を図ります。

一方で、民間木造住宅の耐震改修事業、老朽危険空き家等除却事業に継続して取り組み、災害への備えを強化してまいります。そのほか、危機管理班へ新たに危機管理監を配置し、地域防災力の強化を図ると共に、避難所用Wi-Fiルーターの借り上げや備蓄用物資の購入を行うなど、有事の際に万全の体制が取れるよう機能強化を図ります。

次に、脱炭素に向けた取り組みについてです。

ご存知のとおり、本町では「エコロジータウン内子」をキャッチフレーズに、様々な環境政策を推進してまいりました。昨年3月には脱炭素の取り組みを加速するべく「内子町脱炭素戦略」を策定し、令和5年3月議会定例会において、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティうちこ」の実現を目指すことを宣言したところでございます。

今後、脱炭素を通じて地域課題を解決し、地域経済の活性と持続可能なまちづくりを推進するため、全国約100カ所の脱炭素先行地域に選ばれることを目標に取り組んでまいります。そのためには、脱炭素に関する専門的な知識や技術、経験等を踏まえた多角的な視点で政策を展開していく必要があると考えており、先般、本町と共に取り組んでいただけるパートナー事業者の公募を行ったところでございます。今後、このパートナー事業者と包括連携協定を締結し、全力で取り組みを進めてまいります。

また、各家庭における地球温暖化対策の推進を図るため、引き続き、太陽光発電や木質バイオマス利用設備、家庭用蓄電池、ZEHを整備する費用の一部支援や、新たにEV自動車の購入に対する支援事業や脱炭素にかかる啓発事業にも取り組みます。

最後に、生活環境のインフラ整備についてです。

町民の皆さまから要望が多くあります町道の修繕に対応するため、令和5年度当初予算から道路維持補修費を大幅に増額して対応をしております。今年度におきましても1億1,000万円の予算を計上しております。その他、カーブミラーやガードレール等の交通安全施設や学校、自治会館などにつきましても緊急性の高い箇所から順次改修を行ってまいります。

以上、令和6年度の施政方針について述べさせていただきました。これらは来年度計画している事業の一端でございますが、いずれも予算を伴うものでございます。議員各位のご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、続きまして、当面する事務事業等についてご報告申し上げます。ご報告いたします内容は、1つ目が愛媛県市町広報コンクール審査結果について。2つ目が地域おこし協

力隊についてでございます。

はじめに、愛媛県市町広報コンクールの審査結果についてご報告いたします。

「広報うちこ7月号」が愛媛県市町広報コンクール広報紙部門（町部）において特選に選ばれ、12年連続で全国広報コンクールへ推薦されました。加えて、一枚写真の部と組み写真の部においても入選しております。今年6月に開かれる全国広報コンクールでの評価を期待しているところでございます。

次に、先程、施政方針の中で触れました地域おこし協力隊についてご報告いたします。

地域おこし協力隊は、全国で6,000人以上の隊員が活動していますが、総務省はこの隊員数を令和8年度までに約1万人まで増やす目標を掲げています。

本町におきましても、総合計画に基づき、外部人材による町の活性化を推進しており、次年度から新たな協力隊として、「石畳地区担当」、「風博物館担当」、「道の駅せせらぎ担当」、「小田分校寮担当」及び「ごみゼロチャレンジ担当」の5人を採用することにいたしました。

「石畳地区担当」は、村並み保存活動や地域の農村ビジネスへの支援などを。

「風博物館担当」は、博物館の魅力向上や風文化の継承のための活動支援などを。

「道の駅せせらぎ担当」は、新商品の開発と製造や新たな出荷者の確保、出荷品目の拡大などを。

「小田分校寮担当」は、親元を離れ小田分校寮で暮らす生徒の生活指導や相談業務、病気等への対応などを。

「ごみゼロチャレンジ担当」は、人口減少、高齢化を見据えたごみ分別やごみ出し支援の仕組みづくり、5Rを推進する取組みなどを行います。

着任後は、各隊員が住民の皆さまと連携しながら円滑に活動が行えるよう適切に指導してまいります。

以上、ご報告申し上げましたが、町長就任最終年度にあたり、私の公約実現に向けてしっかり取り組んでまいりますので、引き続き、議員各位のご指導とご協力をお願い申し上げ、招集のご挨拶といたします。

○久保委員 以上で、招集あいさつ及び令和6年度施政方針を終わります。

日程第 5 議認第1号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認を求めることについて

○議長（久保美博君） 「日程第5 議認第1号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議認第1号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第11号）」については、期日に施行する必要があるため議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により町長が専決処分したものについて報告し、承認を求めらるるものでございます。その内容につきましては副町長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○副町長（山岡敦君） 議長。

○議長（久保美博君） 山岡副町長。

〔山岡敦副町長登壇〕

○副町長（山岡敦君） それでは、議案書1の3ページをお願いいたします。

「議認第1号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認を求めらるることについて」ご説明を申し上げます。

本予算につきましては期日に施行する必要があるため、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、町長が令和6年1月18日に専決処分したものににつきまして報告し、承認を求めらるるものでございます。

5ページをお願いいたします。

「令和5年度内子町一般会計補正予算（第11号）」につきましては、歳入歳出それぞれ7,314万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を118億7,102万5,000円と定めるものでございます。

11ページをお願いいたします。

歳入でございます。財源は全て国庫支出金で、13款2項1目総務費国庫補助金として社会保障・税番号システム整備費補助金264万円。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金7,050万6,000円を計上しております。

12ページをお願いいたします。

歳出でございます。2款1項20目諸費では、電力・ガスをはじめ、エネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減し、低所得世帯に対し給付金の支給を行い、生活の下支えを行うため、令和5年12月1日に内子町に住民登録のある世帯、住民税均等割のみ課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯で課税者の被扶養者世帯に1世帯あたり10万円の給付金を支給することとし、そのための予算5,053万円を計上しております。

次に、2款3項1目戸籍住民登録費では、戸籍法の一部改正に関連し、住民基本台帳システムが保有する氏名の読み仮名を戸籍附票システムへ連携させるための経費として、戸籍附票システム、住民基本台帳システム改修委託費264万円を計上しております。

次に、3款2項1目児童福祉総務費では、エネルギー・食料品価格等の物価高騰が続く中で、低所得世帯における子どもの生活・暮らしを支援するため、令和5年12月1日に住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯で扶養されている18歳以下の子のいる世帯で、子1人あたり5万円の給付金を支給することとし、そのための予算1,997万6,000円を計上しております。

以上、「議認第1号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認を求めることについて」のご説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） これにて討論を終結します。

これより、「議認第1号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認を求めることについて」の採決に入ります。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

従って、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第 6 議認第2号 内子町手数料徴収条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて

○議長（久保美博君） 「日程第6 議認第2号 内子町手数料徴収条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議認第2号 内子町手数料徴収条例の一部を改正する条例」につきましては、期日に施行する必要がある議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により町長が専決処分したものについて報告し、承認を求めるものでございます。その内容につきましては、住民課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

〔上山淳一住民課長登壇〕

○住民課長（上山淳一君） 議案書1の19ページをお願いします。

それでは、「議認第2号 内子町手数料徴収条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて」ご説明申し上げます。

戸籍法の一部改正に伴い、内子町手数料徴収条例の一部を改正する条例について3月1日に施行する必要がある議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179

条第1項の規定により町長が令和6年2月11日に専決処分をしたものについて、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

改正条文は21ページから22ページのとおりでございます。

次に、新旧対照表は議案説明資料6の2ページから3ページに掲載しております。

それでは、専決処分いたしました条例改正につきまして、概要を説明させていただきますので1ページをお願いします。

1の改正の目的でございますが、戸籍法の一部改正に伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されましたので、この改正に準じて、内子町手数料徴収条例の一部を改正し、新たな手数料等を定めるものです。

次に、2の改正の概要でございますが、3点あります。

1つ目は、戸籍謄本等の広域交付に伴い、磁気ディスクをもって調製された戸籍及び除籍に係る書面という表記を「戸籍証明書及び除籍証明書」に改め、広域交付に係る手数料は戸籍謄本等の交付手数料と同額、1通につき戸籍は450円、除籍は750円とします。

2つ目は、電子証明書提供用識別符号に係る発行手数料を追加します。戸籍に係る発行手数料の額は、1件につき400円。除籍に係る発行手数料の額は、1件につき700円とします。

3つ目は、戸籍の届書の画像を電子化し、届書等情報として作成できることに伴い、証明書の交付及び閲覧が可能なものとして同情報を追加し、その証明書の交付及び閲覧に係る手数料の額は、届書その他の書類の記載事項証明書等の交付及び閲覧と同額（交付は1通につき350円、閲覧は1件につき350円）とします。

次に、3の施行期日ですが、令和6年3月1日とします。

以上で、「議認第2号 内子町手数料徴収条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて」のご説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） これにて討論を終結します。

これより「議認第2号 内子町手数料徴収条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて」の採決に入ります。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。従って、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第 7 議案第1号 内子町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について

○議長（久保美博君） 「日程第7 議案第1号 内子町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植町長） 「議案第1号 内子町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定」につきましては、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進し、地域経済の活性化及び町民生活の向上を図るため条例を制定するものでございます。その内容につきましては、町並・地域振興課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） 議長。

○議長（久保美博君） 畑野町並・地域振興課長。

〔畑野亮一町並・地域振興課長登壇〕

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） それでは、「議案第1号 内子町中小企業・小規模振興基本条例の制定について」ご説明申し上げます。

議案書1の23ページをお開きください。

まず、提案理由ですが、中小企業及び小規模企業が本町の経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進し、地域経済の活性化及び町民生活の向上を図るため、内子町中小企業・小規模企業振興基本条例を制定するものです。

次に、提出条例案についての策定経過についてご説明させていただきます。

本条例案につきましては、令和5年10月から商工団体、金融機関、町の関係者で構成する内子町中小企業・小規模企業振興協議会を設置し、その内容を協議してきたものです。その後、令和5年11月に条例素案を公表し、パブリックコメントを実施いたしました。特に意見はなく、令和6年1月に本条例案の答申を受けたものです。

次に、提出条例案の概要を説明させていただきます。

議案書1の24ページから26ページをご覧ください。

第1条ですが、この条例は、中小企業及び小規模企業の振興に関し、基本理念を定め、町の責務等を明らかにすることにより施策を総合的に推進し、企業の成長発展及びその事業の持続的発展を図り、地域経済の活性化、雇用の促進及び町民生活の向上に寄与することを目的とすると定めております。

第2条は、本条例案の用語について、中小企業、小規模企業、商工会、金融機関、町民、関係機関についてそれぞれ定義しております。

第3条は、中小企業及び小規模企業の振興に関する基本理念として、中小企業及び小規模企業による経営の向上及び改善を図るため、自らの創意工夫及び自主的な努力を尊重し推進されること。中小企業及び小規模企業が地域の経済及び雇用を支える担い手として重要な役割を果たしているという基本的認識の下に推進されること。町、中小企業、小規模企業、商工会、金融機関及び町民が一体となって関係機関と連携を図り、中小企業及び小規模企業の成長発展及びその事業の持続的発展が図られるように推進されることを定めております。

第4条は、町の責務について、基本理念に基づき、振興施策を総合的に策定し実施するよう努めること。関係機関等との連携及び協力により、効果的な振興施策を実施するよう努めること。工事の発注、物品及び役務の調達に当たっては、公正な競争性を確保しつつ、予算の適正な執行に留意しながら町内企業の受注機会の増大に努めることを定めております。

第5条は、中小企業及び小規模企業の役割について、企業が主体的に経営の向上及び改善による経営基盤の強化に取り組むほか、積極的な地域資源の活用に努めること。人材の育成及び雇用環境の充実に取り組むよう努めること。町が実施する振興施策に関し、必要な協力を行うよう努めるとともに、商工会への加入に努めることを定めております。

第6条は、商工会の役割について、企業の経営の向上及び改善に資するため、中小企業及び小規模企業に対して積極的な支援を行うよう努めるものとする。町が実施する振興施策に協力するよう努めることを定めております。

第7条は、金融機関の協力について、企業に対し、経営相談等の支援及び資金需要に対する適切な対応、その他の経営の向上及び改善に協力するよう努めること。町が実施する振興施策との連携を図るよう努めるものと定めております。

第8条は、町民の理解及び協力について、町内において生産し、製造し、及び加工する製品並びに提供するサービスの利用等により企業の健全な発展を促すよう努めるものとする。と定めております。

第9条は、振興施策の基本方針として、経営基盤の強化、創業及び新事業の創出並びに事業承継の促進、人材の育成及び確保並びに雇用の安定、販路の拡大及び開拓の促進、資金調達の円滑化、情報の収集、提供及び発信などについてそれぞれ定めております。

第10条は、振興施策の実施状況について、町が関係機関等からの意見を聴いた上で検証し、より効果的な振興施策の策定及び実施に努めることを定めております。

第11条は、財政上の措置として、町は必要な財措置を講ずるよう努めるものとする。と定めております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第1号」は産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。よって、「議案第1号」は産業建設厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 8 議案第2号 内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第3号 内子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第8 議案第2号 内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、「日程第9 議案第3号 内子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」、以上2件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第2号 内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、「議案第3号 内子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」、以上、2件の議題につきましては、いずれも地方自治法の一部改正等により会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、条例の一部を改正するものでございます。その内容につきましては、総務課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それでは、「議案第2号 内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」及び「議案第3号 内子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書は27ページ、それから29ページをお願いいたします。

本案は、いずれも地方自治法の一部改正等により、令和6年度から会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、条例の一部改正を行うものでございます。

改正条例案は28ページ及び30ページに、また議案説明資料の4ページから7ページに改正の概要及び新旧対照表を掲載しております。

説明は議案説明資料にて行います。

4ページをお願いいたします。

2. 改正の趣旨でございますけれども、今ほどご説明させていただきましたとおり、地方

自治法の改正等により、会計年度任用職員に令和6年度から勤勉手当を支給することに伴う条例改正でございます。

実施時期につきましては、令和6年4月1日でございます。

次に、4. 改正の内容でございますけれども、「内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」につきましては、地方自治法の改正により勤勉手当が支給可能となったこと、また総務省通知などにより「その具体的な支給方法については常勤職員との均衡を踏まえること」あるいは「期末手当・勤勉手当の支給は常勤職員に適用される制度を基本とすること」などが示されていることなどから、左の表に記載しておりますとおり、現在、会計年度任用職員の特別給、いわゆるボーナスについては、期末手当として年間2.6月分支給いたしておりますけれども、これを6年度より右の表に示しております一般職と同様に、期末手当として年間2.45月分、勤勉手当として2.05月分、これらを6月期と12月期に均等に支給する改正内容でございます。

年間の特別給の合計は、現在の2.6月分から4.5月分へと1.9月分引き上がることになります。

また「内子町職員の育児休業等に関する条例」については、育児休業中の職員のうち勤勉手当の支給を受ける職員について会計年度任用職員を除く規定、これを削除するものでございます。

次に、5ページの新旧対照表をお開きください。

まず「内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」につきましては、まず会計年度任用職員の給与に勤勉手当を追加するため、第3条第1項中、「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改めます。

次に、フルタイム会計年度任用職員の期末手当の支給率について、一般職員と同様に改めるため、第14条第1項後段の「この場合において」以下に記載しております読み替え規定を削ります。

次に、フルタイム会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、第14条の次に、一般職員の勤勉手当について定めた内子町職員の給与に関する条例、いわゆる給与条例の第20条の規定を準用することについて、第14条の2として加えます。

次に、パートタイム会計年度任用職員の期末手当について定めた第23条第1項中、フルタイム会計年度任用職員と同様に支給率の読み替え規定を削るものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

パートタイム会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、第23条の次に、一般職員の勤勉手当について定めた給与条例第20条の規定を準用することについて、第23条の2として加えます。

次に、7ページをお願いします。

「内子町職員の育児休業等に関する条例」でございます。現在、会計年度任用職員を勤勉手当の支給対象から除外することについて定めている第7条第2項中の括弧書きの規定、

これを削り、育児休業中の会計年度任用職員にも勤勉手当を支給できるように改めます。

以上で、「議案第2号 内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、「議案第3号 内子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。ありませんので、これにて。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） 総務文教の方で審議されるようですので、1点だけちょっと確認しておきたいと思います。これ会計年度任用職員に勤勉手当が支給されるようになるということで、正規職員の方との賃金格差が縮まることになるということで非常に良かったなというふうに思っているんですけど、これ勤勉手当、期末手当にも影響してくるということで、それなりに収入が増えるのではないかというふうに期待しているんですけども、これ例えば基準の、なんていうんですかね、号というんですかね、1年目でもなんでもいいんですけど、だいたい年間でフルタイムの会計年度任用職員の場合どのくらいの収入増加になるかというのは、もし分かるようであれば教えてください。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） この点につきましては、会計年度任用職員の職種、それから経験年数によりまして基本給は様々でございますので、一概に申し上げることはできませんけど、例えば基本給が18万円と仮定しますと、基本給だけで比べますと、今までは18万円の12ヶ月＋2.6月分のボーナスということで262万8,000円。これが令和6年度からは297万円となりますので、34万2,000円の増額。これはほんの一例でございます。13万円程度の増額ということになります。これが全てではございませんので、ご理解いただいたらというふうに思います。

○議長（久保美博君） 他、ありませんか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第2号」と「議案第3号」の2議案は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。よって、「議案第2号」と「議案第3号」の2議案は、総務文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

ここで暫時休憩します。午前11時5分より再開いたします。

午前 10時55分 休憩

午前 11時 5分 再開

日程第 10 議案第4号 内子町地区集会所条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 休憩前に続き、会議を開きます。

「日程第10 議案第4号 内子町地区集会所条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第4号 内子町地区集会所条例の一部を改正する条例」につきましては、下和田集会所の新築に伴い集会所を地元民家地縁団体の所有とするため、条例の一部を改正するものでございます。その内容につきましては、総務課長に説明いたしますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それでは、「議案第4号 内子町地区集会所条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

31ページをお開きください。

本案は、本年度建築いたしました下和田集会所について、本集会所を地元認可地縁団体の所有とするため、条例の一部を改正するものでございます。

32ページに改正条例案を、また議案説明資料の8ページに新旧対照表を掲載してございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表にてご説明させていただきます。

議案等説明資料の8ページをお開きください。

和田地区にございます下和田集会所につきましては、老朽化により本年度建て替えを行ったところでございます。建築にあたっては、地元との協議により一般社団法人自治総合センターから、コミュニティセンター助成事業の助成金の交付を受けております。

この助成金の交付に際しましては、認可地縁団体名義での建物の所有権保存登記が必要とされていることから、地元、下和田部落が集会所建設の実施主体となり地元の財産として建築を行ったものでございます。

こうしたことから、新築後の下和田集会所を、町所有から地元所有の集会所とするため、本条例別表中、下和田集会所の項を削るものでございます。

以上、議案第4号、「内子町地区集会所条例の一部を改正する条例について」のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第4号」は総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。よって、「議案第4号」は総務文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 11 議案第5号 内子町附属機関設置条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第11 議案第5号 内子町附属機関設置条例の一部を改正する条例について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第5号 内子町附属機関設置条例の一部を改正する条例」につきましては、内子町地域公共交通会議の担当事務の追加及び定数の見直し、内子町一般廃棄物処理基本計画検討委員会を内子町廃棄物処理検討委員会に改め、内子町環境基本計画策定委員会及び内子町権利擁護支援推進協議会を設置するため、条例の一部を改正するものでございます。その内容につきましては、環境政策室長に説明いたしますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○環境政策室長（高嶋由久子君） 議長。

○議長（久保美博君） 高嶋環境政策室長。

〔高嶋由久子環境政策室長登壇〕

○環境政策室長（高嶋由久子君） それでは、「議案第5号 内子町附属機関設置条例の一部を改正する条例」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書1の33ページをお開きください。

本案は、まず内子町地域公共交通計画の策定にあたり、内子町地域公共交通会議の担当事務の追加及び定数について、また内子町一般廃棄物処理基本計画検討委員会を担当事務等の見直しにより内子町廃棄物処理検討委員会に改正を行うものでございます。

さらに、第2次環境基本計画が令和6年度で最終年度をむかえるにあたり、第3次環境基本計画を策定するため内子町環境基本計画策定委員会を、成年後見制度の利用促進等の権利擁護支援に関する地域連携ネットワークの円滑な運営を図るために内子町権利擁護支援

推進協議会をそれぞれ設置することにより、本条例の一部改正を行うものでございます。

34ページに改正条例案を掲載させていただいております。

また、議案説明資料6の9ページから10ページにかけて、新旧対照表を掲載しております。

詳細につきましては、新旧対照表にてご説明申し上げます。

議案説明資料6の9ページをお開きください。

別表中、町長の部の内子町地域公共交通会議の項中、担当事務につきまして、「事項」の次に「及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び当該計画の実施に関する事項」を加え、定数を「16人から22人」に改めるものでございます。

次に、「内子町一般廃棄物処理基本計画検討委員会」の項を、「内子町廃棄物処理検討委員会」に改め、担当事務を「町の廃棄物処理基本計画や廃棄物の適正な処理に関する事項について調査審議すること」、定数は「12人」、その任期につきましては、「当該計画や処理に関する事項の調査審議が終了するまでの期間」といたします。

続きまして、説明資料の10ページをお開きください。

表中、町長の部の最後に「内子町環境基本計画策定委員会」及び「内子町権利擁護支援推進協議会」の項を追加いたします。

内子町環境基本計画策定委員会の担当事務は「内子町環境基本計画の策定及び改正に関する事項について調査審議すること」、定数を「16人」、任期を「当該計画に関する事項の調査審議が終了するまでの期間」といたします。

内子町権利擁護支援推進協議会の担当事務は「内子町における権利擁護支援に関する地域連携ネットワークの円滑な運営を図るために必要な事項を協議すること」、定数を「15人」、任期を「2年」といたします。

また、附則におきまして、この条例は令和6年4月1日から施行するとしております。

以上、「議案第5号 内子町附属機関設置条例の一部を改正する条例」につきましてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。ありませんので、質疑を終結します。

お諮りします。「議案第5号」は産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

○13番（林博君） 議長。

○議長（久保美博君） 林博議員。

○13番（林博君） 産業建設厚生常任委員会所管以外の内容があると思うんですが、それも含めてという意味でいいんでしょうか。

○議長（久保美博君） はい。そのとおりです。

他、ありませんか。ありませんので、次に入ります。

ご異議なしと認め。申し訳ありません。

お諮りします。「議案第5号」は産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。よって「議案第5号」は産業建設厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 12 議案第6号 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第12 議案第6号 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第6号 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、内子町権利擁護支援推進協議会、内子町廃棄物処理検討委員会及び内子町環境基本計画策定委員会の設置に伴い、条例の一部を改正するものでございます。その内容につきましては、環境政策室長に説明いたしますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○環境政策室長（高嶋由久子君） 議長。

○議長（久保美博君） 高嶋環境政策室長。

〔高嶋由久子環境政策室長登壇〕

○環境政策室長（高嶋由久子君） それでは、「議案第6号 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」につきましてご説明申し上げます。

議案書1の35ページをお開きください。

本案は、内子町附属機関設置条例の一部を改正する条例を定めることに伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。

先程、内子町附属機関設置条例の一部を改正する条例におきまして、附属機関として内子町権利擁護支援推進協議会、内子町廃棄物処理検討委員会及び内子町環境基本計画策定委員会を追加する改正条例案をご説明させていただきましたことから、これら附属機関の外部委員を非常勤特別職として位置づけ、その報酬及び旅費の額を定めるものでございます。

36ページに改正条例案を掲載しております。

また、議案説明資料6の11ページには新旧対照表を掲載してございます。詳細につきましては、新旧対照表にてご説明いたします。

11ページをご覧ください。

別表中、内子町部活動地域移行推進連絡協議会委員の次に、「内子町権利擁護支援推進協議会委員」、「内子町廃棄物処理検討委員会委員」及び「内子町環境基本計画策定委員会委員」の項を加えます。

「内子町権利擁護支援推進協議会委員」については、報酬の額を「日額6,000円」旅費の額を「一般職員相当額」とするものです。

「内子町廃棄物処理検討委員会委員」及び「内子町環境基本計画策定委員会委員」については、「大学教授等（学識経験者）」及び「委員」の2つの区分とし、それぞれの報酬及び旅費の額を「日額15,000円」「特別職相当額」及び「日額6,000円」「一般職員相当額」といたします。

また、附則において、この条例は令和6年4月1日から施行するとしております。

以上、「議案6号 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」についてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） この職務に従事する場合に、その時間が4時間以内は100分の50になるということなんですけど、この従事時間というのは移動時間なども含まれるのでしょうか。例えば学識経験者の場合で町外からいらっしゃるときに移動時間が2時間、会議が2時間みたいな場合は4時間としてカウントするのでしょうか。ちょっと確認させてください。

○環境政策室長（高嶋由久子君） 議長。

○議長（久保美博君） 高嶋環境政策室長。

○環境政策室長（高嶋由久子君） 報酬の方で日額の方は定めさせていただいております。旅費につきましては費用弁償の方で含めさせていただきますので、こちらまでの通勤というか移動時間につきましては、その分は含まれておりません。費用弁償の方で考えさせていただきます。

○議長（久保美博君） 他、ありますか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第6号」は産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。よって、「議案第6号」は産業建設厚生常

任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 13 議案第7号 内子町印鑑登録証明事務条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第13 議案第7号 内子町印鑑登録証明事務条例の一部を改正する条例について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第7号 内子町印鑑登録証明事務条例の一部を改正する条例」につきましては、印鑑登録者本人にマイナンバーカードの提示による印鑑登録証明書の交付を可能とすることで、マイナンバーカードの活用機会を増やすとともに住民の利便性を高めるため条例の一部を改正するものでございます。その内容につきましては、住民課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○住民課長（上山淳一君） 議長。

○議長（久保美博君） 上山住民課長。

〔上山淳一住民課長登壇〕

○住民課長（上山淳一君） 議案書1の37ページをお願いします。

それでは、「議案第7号 内子町印鑑登録証明事務条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、印鑑登録者本人にマイナンバーカードの提示による印鑑登録証明書の交付を可能とすることで、マイナンバーカードの利用機会を増やすとともに、住民の利便性を高めるため、内子町印鑑登録証明事務条例の一部を改正するものでございます。改正条文は38ページのとおりでございます。

次に、改正の概要を新旧対照表でご説明させていただきますので、議案説明資料6の12ページをお願いします。

改正内容ですが、印鑑登録証明書の交付には、印鑑登録証を添えて申請しなければなりませんが、印鑑登録証がなくても印鑑登録者本人が個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードを提示すれば、印鑑登録証明書を交付できるように改正するものです。

新旧対照表の第11条第1項に、「ただし、印鑑登録を受けている者が自ら個人番号カードを添えて申請したときは、印鑑登録証の添付を省略することができる。」を加えます。

その下、同条第2項につきましては、新旧対照表に記載のとおり改正します。

また、附則において、この条例は令和6年4月1日から施行することといたしております。

以上、「議案第7号 内子町印鑑登録証明事務条例の一部を改正する条例について」のご説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○13番（林博君） 議長。

○議長（久保美博君） 林博議員。

○13番（林博君） マイナンバーカードがいろんなところで利用できるようになるのは望ましいことであろうと思うんですが、内子町におけるマイナンバーカードの発行割合がどうなっておるのかを1点と、もう1点はこうやって印鑑証明がマイナンバーカードで発行できるようになった場合に、本人以外、家族でもこういう対応ができるのか。改正内容では、本人が提示した場合という形が明記されておるんですが、今までは印鑑登録証明書、家族が持っていった場合にも委任状等があれば発行をしていただけたんですが、そこらの対応について質問をしたいと思います。

○住民課長（上山淳一君） 議長。

○議長（久保美博君） 上山住民課長。

○住民課長（上山淳一君） マイナンバーカードの内子町の交付率でございますけれど、直近のところで言いますと約82%ほどになってございます。

それから、2点目のご質問でございます。マイナンバーカードは本人しか使用できないものでございますから、代理人が申請することはできません。代理人が申請する場合は、これまでと同様、印鑑登録証を添えて申請をしていただく取り扱いとなります。

○議長（久保美博君） 他、ありませんか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第7号」は総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。よって「議案第7号」は総務文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 14 議案第8号 内子町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第14 議案第8号 内子町介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第8号 内子町介護保険条例の一部を改正する条例」につきましては、第9期介護保険事業計画の策定に伴い、条例の一部を改正するものでございます。その内容につきましては、保健福祉課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（久保美博君） 久保宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保宮賢次君）それでは、「議案第8号 内子町介護保険条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

議案書1の39ページをご覧ください。

提案の理由でございますが、第9期介護保険事業計画策定に伴い、本条例の介護保険料に関する規定の改正を行うものでございます。この件に関しましては、内子町総合福祉計画策定委員会においてご審議を重ねていただきまして、ご決定いただいたものでございます。

介護サービスを提供する事業所に支払われる介護報酬につきましては、令和6年度より1.59%のプラス改定が決定しており、今後も介護サービスの給付費は増加する見込みであることから、第9期計画期間の令和6年度から令和8年度の介護保険料について、所得段階ごとに改定するものです。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明をさせていただきます。

議案説明資料6の13ページをご覧ください。第6条第1項において、保険料率の設定年度を令和6年度から令和8年度とし、各年度における保険料を、所得段階に応じて第1号から第13号まで、13段階で保険料額を定めるものでございます。今回、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、1号被保険者間での所得再分配機能を強化するとして、標準段階をこれまでの9段階から13段階へと多段階化され、高所得者の標準税率を引き上げ、低所得者の標準税率を引き下げることによって、低所得者の保険料上昇の抑制を図ることとしています。基準額となる第1項第5号の保険料になりますが、これまでの81,600円から90,000円とし、第1項第1号、所得区分第1段階の保険料になりますが、これにつきましては、基準額に保険料率0.455を乗じた40,900円、第2号では61,200円を61,600円、第3号では61,200円を62,100円、第4号では73,400円を81,100円、第6号では97,900円を10万8,000円、第7号では10万6,000円を11万7,000円、第8号では12万2,400円を13万5,000円、第9号では13万8,700円を15万3,000円に改定します。

また、これまでの第9段階を更に5段階に分け、より所得の多い方の標準税率を引き上げ、第10号で10段階の保険料になりますが、17万1,000円、第11号で18万9,000円、第12号で20万7,000円、第13号で21万6,000円と13段階に増やす改正を行います。

同じく第6条第2項から第4項におきましては、低所得者に対する保険料軽減措置により軽減される保険料について、保険料率の改定に伴い、軽減措置後の保険料率を改定するものでございます。第2項で、第1項第1号の保険料を2万5,600円、第3項で第1項第2号の保険料を4万3,600円、第4項で第1項第3号の保険料を6万1,600円とし、低所得者の保険料負担を軽減していきます。

第8条は、賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合の保険料算定の月割りによる規定となりますけれども、所得段階区分が4段階増えたことにより、第3項において区分ごとに生活保護法に規定する要保護者の規定を追加をするものでござい

ます。

次の14ページをお開き下さい。附則第1項において、この条例の施行期日を令和6年4月1日からとします。また、附則第2項で、介護保険条例第6条の保険料の規定について、令和6年度分から適用することとし、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるとするものです。

今回の介護保険料改定にかかる所得段階ごとの保険料率、所得区分、第8期と第9期の保険料の比較につきましては、次の15ページから17ページの説明資料1から3に掲載しておりますのでご確認をいただければと思います。

今回の保険料改定により、町民の皆様には負担増をお願いすることとなりますけれども、内子町の介護保険事業の健全な運営・継続のため必要な改正であることをご理解いただきますようお願いいたします。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○14番（山崎正史君） 議長。

○議長（久保美博君） 山崎正史議員。

○14番（山崎正史君） ちょっと聞いたらと思うんですけど、介護保険料は年金支給月に特別徴収で年金から引き落とされていると思うんですけど、これ段階が変わったら。例えば所得が、段階変わりましたから今までは13万8,000いくらだったんですけど、年金額がですね、所得はあるのに年金では落ちない。年金が、国民年金、途中から。まあ自分の親で話しますけど、例えば年金がですね、2ヶ月で13万いくらぐらいだったと思うんです。それで、この間、確定申告したら、所得はそれでは足りない。介護保険料が。所得がちょっと、割が変わっていますから。今までだったら、最高額が13万8,000いくらだったけど、14万円年金もらっているから、それで引き落としできるわけですね。特別徴収に。足りない分、今度段階が変わったら年金では不足すると。不足額が出るという場合には、どのような徴収方法をやられるのか。それをちょっと聞いてとったらと。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（久保美博君） 久保宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 介護保険料につきましては、基本的には年金からの天引きという形になりますけれども、年金からの天引きができない場合は普通徴収ということで納付書払い、または口座引き落としという形になってまいります。

○14番（山崎正史君） 議長。

○議長（久保美博君） 山崎正史議員。

○14番（山崎正史君） そしたら年金が不足する場合には、手続きをしないといけないということですね。例えば、4月から条例変わって、6月からですかね、引き落とし。ちょっと覚えていないんですけど、それまでに年金引きでは足りない分、足りなかったら指定口座から引き落とししてくれというふうな手続きをしないといけないというような考え方で構わ

ないですかね。口座から引き落とし。その辺を詳しく説明してもらったら。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（久保美博君） 久保宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保宮保健福祉課長） 年金天引きの場合は、4月、6月の天引きにつきましては仮算定ということで、令和5年度の保険料から算定をして仮ということで天引きがされます。令和6年度の保険料が固まるのが6月以降になりますので、それ以降の分を、仮徴収分を差し引いた形で均等に天引きするような形になってまいります。もし年金からの天引きができないというようなことになりましたら、それは年金天引きは中止となりまして、基本的に納付書払いという形になります。その通知を受けて口座引き落としの手続きを金融機関でしていただければ、それ以降の保険料につきましては口座から引き落としがされるという形になってまいります。

○14番（山崎正史君） 議長。

○議長（久保美博君） 山崎正史議員。

○14番（山崎正史君） ちょっと分かりにくいんですけど、この新しい保険料、介護保険料は4月からこの金額になるのではなくて、6月からの引き落とし分からは新しいこの13段階の保険料引き落としになるんですか。それとも、4月からになるんだったら納付書で払わないといけない。6月からになるんだったら、それまでの間に指定口座から引き落としとくださいという手続きをしたらいいのか。それだけちょっと確認しとったらと思います。年金で足りない場合には、年金で足りるんだったら今までどおりでいいわけですけど、そういう方もおられる可能性もあるんじゃないかなと思うんですけど、そこだけちょっと。これは産建の担当になっておるんですけど、僕は総務なんでよく聞いておかないと。滞納になったらいけないので。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（久保美博君） 久保宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 令和6年度の保険料算定というのが、令和5年の所得によって計算されますので、それが計算されるのが6月になります。先程申しましたように、4月、6月の年金天引き分につきましては、令和5年度の保険料を基準として仮の保険料として天引きをされます。6月に保険料額が定まりましたら、8月または9月以降で6年度の保険料額を徴収できるように仮の保険料を差し引いた部分で残りの保険料を年金から天引きできるように調整をするようになります。先程申しましたように、年金から天引きできない場合は6月に通知を差し上げますので、その段階では納付書払いという形になります。口座からの引き落としがされていない場合は納付書払いというふうになるんですけども、それ以降で金融機関に口座引き落としの手続きをしていただければ、それ以降の保険料については口座から落ちるという形になってまいります。

○議長（久保美博君） 他、ありませんか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第8号」は産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思い

ます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。よって、「議案第8号」は産業建設厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 15 議案第 9号 内子町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第 16 議案第 10号 内子町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第 17 議案第 11号 内子町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第 18 議案第 12号 内子町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第15 議案第9号 内子町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、「日程第16 議案第10号 内子町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、「日程第17 議案第11号 内子町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、「日程第18 議案第12号 内子町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」。以上、4件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第9号 内子町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部

を改正する条例について」、「議案第10号 内子町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、「日程第17 議案第11号 内子町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、「議案第11号 内子町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、「議案第12号 内子町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」。以上4件の議案につきましては、いずれもデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令が交付されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。その内容につきましては、保健福祉課長に説明いたさせていただきますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（久保美博君） 久保宮保健福祉課長。

〔久保宮賢次保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（久保宮賢次君） それでは、「議案第9号 内子町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、「議案第10号 内子町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、「議案第11号 内子町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、「議案第12号 内子町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」の4議案について、一括してご説明申し上げます。

各条例名が長いので、ここでは一括して「介護事業関係基準条例」、略して基準条例と呼ばせていただきます。

各基準条例の一部を改正する条例につきましては、議案書1の41ページから48ページをご覧ください。

提案の理由でございますが、令和5年12月26日に「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」が交付されたことに伴い、各基準条例の一部を改正するものでございます。

国がデジタル化を図っていく上で、現行法上における申請や届出の方法について、フロッ

ピーディスクなどの特定の記録媒体の使用を定める規定が数多く存在し手続きのオンライン化等の妨げとなっている状況があることから、新たな情報通信技術の導入・活用に円滑に対応できるよう、当該規定の見直しを行うことが定められました。

これを踏まえ、改正省令では「フレキシブルディスク」、「シー・ディー・ロム」といった特定の記録媒体の使用を定めるものについて「電磁的記録媒体」に改めることとされました。これに伴いまして、関連する4つの基準条例について、改正省令に基づいて所要の改正を行うものです。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明をさせていただきます。議案説明資料6の18ページをお開きいただいたと思います。

「議案第9号 内子町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」第6条中、「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第33条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改めるものでございます。

また、第33条第1項中にある電磁的記録に係る説明条文について、第6条において電磁的記録に係る説明を表記することから、説明条文を削除するものでございます。

次の19ページから21ページにある「議案第10号」から「議案第12号」までの基準条例につきましても同様に、内容及び手続の説明及び同意に係る条文について、「磁気ディスク、シー・ディー・ロム」表記を「電磁的記録媒体」の標記に改め、電磁的記録等に係る条文について、「電磁的記録」に係る説明条文を削除するものでございます。

また、18ページの「議案第9号 内子町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」では、国の基準省令に合わせ、第6条第4項中、「第7項に」を「第7項で」に改正いたします。

21ページの「議案第12号」の基準条例につきましても、第6条第4項におきまして同様に、「第7項に」を「第7項で」に改正を行うものでございます。

以上、「議案第9号」から「議案第12号」までの介護事業関係基準条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第9号」から「議案第12号」までの4議案は、産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。よって、「議案第9号」から「議案第12

号」までの4議案は、産業建設厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

**日程第 19 議案第 13号 内子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について**

○議長（久保美博君） 「日程第19 議案第13号 内子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第13号 内子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。その内容につきましては、こども支援課長補佐に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○こども支援課長補佐（松尾健二君） 議長。

○議長（久保美博君） 松尾健二課長補佐。

〔松尾健二こども支援課長補佐登壇〕

○こども支援課長補佐（松尾健二君） それでは、「日程第19」議案書1の49ページ、「議案第13号 内子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」をご説明申し上げます。

議案書1の49ページをお開きください。

まず、本条例の改正提案理由でございますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の改正に伴いまして、内子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

詳細は、議案説明資料6により説明させていただきます。

議案説明資料6の22ページをお開きください。

第15条第1項第2号では、特定教育・保育を提供するにあたっての取扱方針を定める規定中、認定こども園法、第3条第11項が同条第10項に繰り上がることを受け、引用を改めるものです。

第15条第1項第4号では、こども家庭庁への事務移管に伴い、主務大臣を変更する改正が行われるもので、厚生労働大臣を内閣総理大臣に改めるものです。

第36条第3項では、基準府令第36条で定めている特別利用教育へ、基準条例第6条第2項中の「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」の読替規定を追加する改正が行われたことから適用させるものです。

次に、第37条第1項では、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準がこども家庭庁への移管に伴い内閣府令の扱いとなることから、「同省令」から「同令」に改正するものです。

次に23ページをお開きください。

第44条です。こちらの改正は、先程、第15条第1項第4号でのご説明と同様の理由によるものです。

以上、「議案第13号 内子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」の説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第13号」は産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。よって、「議案第13号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩します。午後1時5分より再開いたします。

午後 12時5分 休憩

午後 1時5分 再開

○議長（久保美博君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第 20 議案第14号 内子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

「日程第20 議案第14号 内子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第14号 内子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する

る基準を定める条例の一部を改正する条例」につきましては、こども家庭庁設置法の施行により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。その内容につきましては、こども支援課長補佐に説明いたしますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○こども支援課長補佐（松尾健二君） 議長。

○議長（久保美博君） 松尾こども支援課長補佐。

〔松尾健二こども支援課長補佐登壇〕

○こども支援課長補佐（松尾健二君） それでは、「日程第20」、議案書1の51ページ、「議案第14号 内子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」をご説明申し上げます。

議案書1の51ページをお開きください。

まず、本条例の改正提案理由でございますが、こども家庭庁設置法（令和4年法律第75号）の施行により家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）が改正されたことに伴い、内子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

詳細は議案説明資料6の新旧対照表にてご説明させていただきます。

議案説明資料6の24ページをお開きください。

こども家庭庁への事務移管に伴い、主務大臣を変更する改正を行うもので、厚生労働大臣を内閣総理大臣に改めるものであります。

以上、「議案第14号 内子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」の説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第14号」は産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。よって、「議案第14号」は産業建設厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 21 議案第15号 内子町農山漁村地域マネジメント支援事業基金条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第21 議案第15号 内子町農山漁村地域マネジメント支援事業基金条例の一部を改正する条例について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第15号 内子町農山漁村地域マネジメント支援事業基金条例の一部を改正する条例」につきましては、奨学金利用者の拡大を図るため、条例の一部を改正するものでございます。その内容につきましては、農林振興課長に説明いたさせていただきますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○農林振興課長（大久保裕記君） 議長。

○議長（久保美博君） 大久保農林振興課長。

〔大久保裕記農林振興課長登壇〕

○農林振興課長（大久保裕記君） それでは、「議案第15号 内子町農山漁村地域マネジメント支援事業基金条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。

議案書1の53ページをお開き下さい。

提案理由といたしまして、内子町農山漁村地域マネジメント支援事業奨学金利用者の拡大を図るため基金条例の一部を改正するものでございます。

改正条例案を54ページに掲載しております。

議案資料6の25ページの新旧対照表をご覧ください。

基金条例の題名を「内子町農山漁村地域マネジメント支援事業基金条例」から「内子町農山漁村担い手応援事業基金条例」に改め、題名の改正に伴い第1条中の標記も「内子町農山漁村担い手応援事業基金」に改めるものです。既存の基金を活用し奨学金制度を設けておりましたが、愛媛大学社会共創学部地域マネジメント学科農山漁村マネジメントコース限定になっておりましたので、奨学金利用の対象者を増やし、町内における農林業従事者の確保を図ることを目的としております。

以上、「議案第15号 内子町農山漁村地域マネジメント支援事業基金条例の一部を改正する条例について」の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第15号」は産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。よって、「議案第15号」は産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。

例について

日程第 23 議案第17号 内子町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例について

○議長（久保美博君） 「日程第22 議案第16号 内子町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」、「日程第23 議案第17号 内子町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」。以上、2件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第16号 内子町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」、「議案第17号 内子町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」。以上、2件の議題につきましては、いずれも地方自治法の改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。その内容につきましては、建設デザイン課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 議長。

○議長（久保美博君） 谷岡建設デザイン課長。

〔谷岡祐二建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） それでは、「議案第16号 内子町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」と「議案第17号 内子町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」は関連がありますので、一括してご説明させていただきます。

資料1、議案書の55ページをお開きください。

提案理由でありますが、地方自治法の改正に伴い、内子町水道事業の設置等に関する条例並びに、57ページをお開きください。内子町下水道事業の設置等に関する条例を改正いたしたく、地方自治法第96条第1項、第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

改正内容につきましては、資料6 議案説明資料にて説明させていただきます。

26ページの新旧対照表をお開きください。

地方自治法の改正により、内子町水道事業の設置等に関する条例第5条中 「第243条の2第4項」を「第243条の2の8第8項」に改めるものでございます。

次に27ページをお開きください。

地方自治法の改正により、内子町下水道事業の設置等に関する条例第5条中 「第243条の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改めるものでございます。いずれも、地方自治法の改正による条項の移動に伴う条例改正でございます。

以上、簡単ではございますが、「議案第16号 内子町水道事業の設置等に関する条例の

一部を改正する条例」並びに「議案第17号 内子町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第16号」と「議案第17号」までの2議案は、産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありますか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。よって、「議案第16号」と「議案第17号」の2議案は、産業建設厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 24 議案第18号 内子町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第24 議案第18号 内子町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第18号 内子町水道事業給水条例の一部を改正する条例」につきましては、水道法の改正及び内子町上水道第7次拡張事業の完了に伴い、条例の一部を改正するものでございます。その内容につきましては、建設デザイン課長に説明いたしますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 議長。

○議長（久保美博君） 谷岡建設デザイン課長。

〔谷岡祐二建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） それでは、「議案第18号 内子町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」 ご説明させていただきます。

資料1、議案書の59ページをお開きください。

提案理由でございますが、水道法の改正及び内子町上水道第7次拡張事業の完了に伴い、内子町水道事業給水条例の一部を改正いたしたく、地方自治法第96条第1項、第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

改正内容につきましては、資料6、議案説明資料にて説明させていただきます。

28ページの新旧対照表をお開きください。

水道法の改正により、令和6年度より、水道事業の所管が厚生労働省から国土交通省及び環境省へ変更することによりまして、内子町水道事業給水条例中、第8条、第37条並びに

第44条中の「法第16条の2第3項の厚生労働省令」を「法第16条の2第3項ただし書きの国土交通省令」に改めるものでございます。

続きまして、29ページをお開きください。平成26年度より実施しておりました論田・河内地区並びに石畳地区における内子町水道事業第7次拡張事業の完了に伴い、別表3加入金に第7次拡張区域を新設し、改めるものでございます。

なお、加入金の金額40万円につきましては、事業参加者と今後の新規加入者間の負担の公平性を考慮して、内子町上水道第7次拡張事業期間中に、事業参加者の皆様から負担いただきました分担金の上限40万円と同額程度としております。

以上、簡単ではございますが、「議案第18号 内子町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第18号」は産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。よって、「議案第18号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 25 議案第19号 内子町成留屋地区まちづくり施設条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第15 議案第19号 内子町成留屋地区まちづくり施設条例の一部を改正する条例について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第19号 内子町成留屋地区まちづくり施設条例の一部を改正する条例」につきましては、大瀬の米蔵を指定管理期間の満了をもって指定管理物件から除外するため、条例の一部を改正するものでございます。その内容につきましては、自治・学習課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○自治・学習課長（福見光生君） 議長。

○議長（久保美博君） 福見自治・学習課長。

〔福見光生自治・学習課長登壇〕

○自治・学習課長（福見光生君） 「議案第19号 内子町成留屋地区まちづくり施設条例の一部を改正する条例について」 ご説明申し上げます。

議案書1の62ページをお開きください。

本案は、大瀬自治センターの建て替えに伴い、施設付近の大瀬の米蔵を令和6年度中に大瀬自治センターの一部として活用することに伴い、大瀬の米蔵の指定管理期間の満了をもって指定管理物件から除外するため、内子町成留屋地区まちづくり施設条例の一部を改正するものでございます。

次の63ページには、改正条文を掲載いたしております。

また、資料6の議案等説明資料は30ページに新旧対照表を掲載いたしております。内容の説明は、議案説明資料の新旧対照表にて行います。

まず、設置の目的についてでございます。第2条第2項大瀬の米蔵についての説明部分を削除いたします。

次に、名称及び位置について、第3条の表、大瀬の米蔵の項を削除いたします。

次に、指定管理者の業務に関連して、第5条第4号中「大瀬の館」を「施設」に改正いたします。

次に、別表中「大瀬の米蔵利用料金（1日につき）」の表を削除するものでございます。

なお、本条例の施行期日は指定管理期間満了後の令和6年10月1日としております。

以上、「議案第19号」の説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第19号」は総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。よって、「議案第19号」は総務文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 26 議案第20号 内子町立公民館条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第26 議案第20号 内子町立公民館条例の一部を改正する条例について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第20号 内子町立公民館条例の一部を改正する条例」につきましては、柿原自治会館新築移転による地番の変更により、条例の一部を改正するもの

でございます。その内容につきましては、自治・学習課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○自治・学習課長（福見光生君） 議長。

○議長（久保美博君） 福見自治・学習課長。

〔福見光生自治・学習課長登壇〕

○自治・学習課長（福見光生君） 「議案第20号 内子町立公民館条例の一部を改正する条例について」 ご説明申し上げます。

資料1、議案書の64ページをお開きください。

本案は、柿原自治会館の新築移転により、内子町立公民館条例の一部を改正するものでございます。

次の65ページには改正条文を掲載いたしております。

また、資料6の議案等説明資料は31ページに新旧対照表を掲載いたしております。内容の説明は、議案説明資料の新旧対照表にて行います。

第3条の表の中の2段目の「柿原自治会館の位置（住所）」でございますが、自治会館の新築・移転に伴い、従来の会館の番地であります「内子町平岡甲2133番地1」を、新たな番地であります「内子町平岡甲569番地1」へ改正するものでございます。

以上、「議案第20号」の説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第20号」は総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。よって、「議案第20号」は総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 27 議案第21号 内子町税の徴収等の特例に関する条例を廃止する条例について

日程第 28 議案第22号 内子町税条例の一部を改正する条例について

日程第 29 議案第23号 内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第27 議案第21号 内子町税の徴収等の特例に関する条例を廃止する条例について」、「日程第28 議案第22号 内子町税条例の一部を改正する条例について」、「日程第29 議案第23号 内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」。以上、3件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第21号 内子町税の徴収等の特例に関する条例を廃止する条例について」、「議案第22号 内子町税条例の一部を改正する条例について」、「議案第23号 内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」。以上、3件の議案につきましては、いずれも地方公共団体情報のシステム化に関する法律の施行に伴い、条例を廃止及び一部を廃止するものでございます。その内容につきましては、税務課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○税務課長（大竹浩一君） 議長。

○議長（久保美博君） 大竹税務課長。

〔大竹浩一税務課長登壇〕

○税務課長（大竹浩一君） それでは、「議案第21号 内子町税の徴収等の特例に関する条例を廃止する条例について」、「議案第22号 内子町税条例の一部を改正する条例について」、「議案第23号 内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」。関連がございますので一括してご説明申し上げます。

議案書1の66ページをお願いいたします。

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」の施行に伴い、令和7年度末までに総合行政情報システムを国が示す標準システムに移行する必要があるため、関連条例の廃止及び一部を改正するものです。

関連する議案及び改正文は、66ページから71ページまでとなっております。

改正する条例の概要につきましては、議案説明資料6の32ページ「地方公共団体情報システムの標準化について」にて説明させていただきます。

まず、地方公共団体情報システムとは、ですが、地方公共団体が利用する情報システムであって、情報システムによる処理の内容が各地方公共団体において共通し、かつ統一的な基準に適合させ、情報システムを利用して処理することによって、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与する事務の処理に係るものをいいます。

条例改正の概要ですが、3つございます。1つ目は、令和3年9月1日に施行されました「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づきまして、令和7年度末までに、現在内子町が導入しております総合行政情報システムを国が示す標準システムに移行する必要があることから、まず「内子町税の徴収等の特例に関する条例」、以降「集合徴収条例」と言わせていただきます、を「廃止」するものです。この条例は、内子町が独自に定めているもので、個人住民税・固定資産税及び国民健康保険税を、毎年6月から翌年3月までの10回に分けて集合徴収しているものです。

次に、集合徴収条例廃止に伴い、2つ目といたしまして、内子町税条例中、町民税及び固定資産税の納期について、原則、下記の表に示しておりますとおり、現行納期を町民税は地方税法第320条、固定資産税は地方税法第362条の規定に基づく4期の納期に改める

ものでございます。

具体的には、町民税は「6月、9月、12月、3月」の納期を「6月、8月、10月、1月」に。固定資産税は「6月、9月、12月、3月」の納期を「5月、7月、12月、2月」に改めるものでございます。

3つ目は、内子町国民健康保険税条例中の納期について、「6月、9月、12月、3月」を「6月から翌年3月までの10期」に改めるものです。

国保税は、すでに令和4年度に標準システムに移行しており、10期での変更はございませんが、現行の国保税条例が4期となっているため10期に改めるものです。

いずれの条例も、「令和7年4月1日」から施行します。

なお、軽自動車税につきましては、単税徴収方式をすでにとっており、現行どおりの5月納期となるため改正はございません。

参考としまして、33ページから34ページに「南予9市町の各税の納期」を一覧にしておりますので、お目通しをよろしくお願いいたします。

最後に、各条例の新旧対照表を35ページから36ページにお示ししております。

以上で、「議案第21号 内子町税の徴収等の特例に関する条例を廃止する条例について」、「議案第22号 内子町税条例の一部を改正する条例について」、「議案第23号 内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」の説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第21号」から「議案第23号」までの3議案は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。よって、「議案第21号」から「議案第23号」までの3議案は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 30 議案第24号 内子町生きがい活動センター条例を廃止する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第30 議案第24号 内子町生きがい活動センター条例を廃止する条例について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第24号 内子町生きがい活動センター条例を廃止する条例」につきましては、内子町立大瀬自治センター新築に伴い、条例を廃止するものでござい

ます。その内容につきましては、保健福祉課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（久保美博君） 久保宮保健福祉課長。

〔久保宮賢次保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（久保宮賢次君） それでは、「議案第24号 内子町生きがい活動センター条例を廃止する条例」についてご説明申し上げます。

議案書1の72ページをお開きください。

提案の理由でございますが、内子町立大瀬自治センターの新築整備に伴い、内子町生きがい活動センターを廃止するものでございます。

内子町生きがい活動センターは、内子町大瀬中央4607番地に位置し、大瀬自治センター1階に、平成14年4月10日に開所いたしました。生きがい活動センターでは、生きがい活動支援通所事業、ミニデイサービス事業と言われるものでございます。また、機器を利用した機能回復訓練などを行っていますが、大瀬自治センター新築整備にあたり、生きがい活動センターの機能を盛り込まないこととなったため、条例を廃止するものです。

ミニデイサービス事業につきましては、うちこ福祉館や内子保健センターで継続して実施していきますので、生きがい活動センターの廃止による影響はありません。廃止に際しましては、大瀬自治センター整備検討委員会で検討した内容を踏まえ、ミニデイサービス事業を実施している内子町社会福祉協議会事務局、大瀬コース担当者への説明、利用者への聞き取りなどを行い、特に問題はないというご意見をいただいています。

以上、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第24号」は産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。よって、「議案第24号」は産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 31 議案第25号 内子町伝統工芸等振興拠点施設の指定管理者の指定について

○議長（久保美博君） 「日程第31 議案第25号 内子町伝統工芸等振興拠点施設の指定管理者の指定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第25号 内子町伝統工芸等振興拠点施設の指定管理者の指定」につきましては、去る2月15日に開催しました内子町公の施設指定管理者選定委員会も審査結果報告に基づく指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。その内容につきましては、町並・地域振興課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） 議長。

○議長（久保美博君） 畑野町並・地域振興課長。

〔畑野亮一町並・地域振興課長登壇〕

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） それでは、「議案第25号 内子町伝統工芸等振興拠点施設の指定管理者の指定について」ご説明いたします。

議案書1の74ページをお開きください。

指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この施設につきましては、公募を行い、企業組合内子手しごとの会から応募があり、2月15日開催の内子町公の施設指定管理者選定委員会の審査結果の答申を受け、指定管理者として指定するものでございます。

内容についてご説明いたします。

まず、指定管理者に管理を委任する施設の名称及び所在地でございますが、名称は内子町伝統工芸等振興拠点施設で、所在地は 内子町内子2899番地2でございます。

議案説明資料の37ページに施設の写真及び位置図を付しておりますのでご参照ください。

次に、指定管理者に指定する団体の名称及び所在地でございますが、名称は企業組合内子手しごとの会、代表理事は山本勝美氏でございます。所在地は、内子町内子2899番地2でございます。

指定の期間でございますが、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間でございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第25号」は、総務文教常任委員会に付託することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。よって、「議案第25号」は総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 32 議案第26号 内子町清正ひろばの指定管理者の指定について

○議長（久保美博君） 「日程第32 議案第26号 内子町清正ひろばの指定管理者の指定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第26号 内子町清正ひろばの指定管理者の指定」につきましては、去る2月15日に開催しました内子町公の施設指定管理者選定委員会の審査結果報告に基づく指定管理者の指定について地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。その内容につきましては、町並・地域振興課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） 議長。

○議長（久保美博君） 畑野町並・地域振興課長。

〔畑野亮一町並・地域振興課長登壇〕

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） それでは、「議案第26号 内子町清正ひろばの指定管理者の指定について」ご説明いたします。

議案書1の75ページをお開きください。

指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この施設につきましては、令和5年12月13日開催の内子町公の施設指定管理者選定委員会において非公募との答申を受け、令和6年2月15日開催の選定委員会の審査結果答申を受け、申請のあった団体を指定管理者として指定するものでございます。

内容についてご説明いたします。

まず、指定管理者に管理を委任する施設の名称及び所在地でございますが、名称は内子町清正ひろばで、所在地は内子町内子2773番地でございます。

議案説明資料の37ページに施設の写真及び位置図を付しておりますのでご参照ください。

次に、指定管理者に指定する団体の名称及び所在地でございますが、名称は内子町八日市護国地区町並保存会、会長は芳我明彦氏でございます。所在地は、内子町城廻211番地でございます。

指定の期間でございますが、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間でございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第26号」は総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。よって、「議案第26号」は総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

-
- 日程第 33 議案第27号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第12号）について
日程第 34 議案第28号 令和5年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
日程第 35 議案第29号 令和5年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第 36 議案第30号 令和5年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について
日程第 37 議案第31号 令和5年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）について
日程第 38 議案第32号 令和5年度内子町高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第2号）について
日程第 39 議案第33号 令和5年度内子町水道事業会計補正予算（第3号）について
日程第 40 議案第34号 令和5年度内子町下水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（久保美博君） 「日程第33 議案第27号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第12号）について」、「日程第34 議案第28号 令和5年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」、「日程第35 議案第29号 令和5年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）について」、「日程第36 議案第30号 令和5年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について」、「日程第37 議案第31号 令和5年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）について」、「日程第38 議案第32号 令和5年度内子町高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第2号）について」、「日程第39 議案第33号 令和5年度内子町水道事業会計補正予算（第3号）について」、「日程第40 議案第34号 令和5年度内子町下水道事業会計補正予算（第2号）について」。以上、8件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第27号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第12号）について」、「議案第28号 令和5年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」、「議案第29号 令和5年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）について」、「議案第30号 令和5年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について」、「議案第31号 令和5年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）について」、「議案第32号 令和5年度内子町高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第2号）について」、「議案第33号 令和5年度内子町水道事業会計補正予算（第3号）について」、「議案第34号 令和5年度内子町下水道事業会計補正予算（第2号）について」。以上、8件につきまして、一括してご説明申し上げます。

議案書2、補正予算関係をお願いいたします。

まず水色の仕切り、「議案第27号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第12号）について」ご説明いたします。

1ページをお願いいたします。

「令和5年度内子町一般会計補正予算（第12号）」につきましては、歳入歳出それぞれ3億1,643万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を115億5,458万9,000円と定めるものでございます。前年度の3月補正予算と比較して、7億5,309万2,000円、7.0%の増となっております。

9ページをお願いします。翌年度に繰り越して使用することができる経費を第2表、繰越明許費に定めております。

11ページをお願いします。第3表として、債務負担行為の補正を定めております。

13ページをお願いいたします。16ページにかけて、第4表として地方債の補正を定めております。

18ページをお願いします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、歳出の部の表中、右側に補正予算の財源を示しております。その内訳につきましては、国・県支出金8,074万6,000円の減額、地方債6,510万円の減額、その他特定財源3億2,719万7,000円の減額、一般財源1億5,660万7,000円の増額となっております。

今回の補正は、事業費の決算見込み財源の確定等による既決予算の調整が主な内容となっております。

それでは、主な補正についてご説明させていただきます。

まず、歳入でございます。

19ページをお願いします。中段でございます。

9款1項1目地方交付税でございます。令和5年度普通交付税について、国の補正予算に

より地方交付税総額が増額したことを受け再算定が行われ、令和5年12月8日に変更を決定されました。

内子町においては、6,629万4,000円を増額し、地方交付税は48億6,423万8,000円となります。

21ページをお願いします。下段でございます。

13款1項1目民生費国庫負担金でございます。介護給付費・訓練等給付費の支出が増額見込みですので、2節障がい者自立支援給付費負担金として、1,667万円9,000円を増額しております。

22ページをお願いします。上段です。

13款1項2目衛生費国庫負担金でございます。新型コロナウイルスワクチンの接種人数減により、3節新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫補助金として、2,266万2,000円を減額しております。

同ページ、中段でございます。

13款2項1目総務費国庫補助金でございます。生活・暮らし応援特別給付金の実績見込により、24節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として、1,489万6,000円を減額しております。

26ページをお願いします。下段でございます。

17款1項1目基金繰入金でございます。総額3億4,828万8,000円の減額をしております。公共施設整備基金、一般廃棄物処理施設維持管理基金繰入金、地域振興基金繰入金などにおいて減額を行い、「エコロジータウン内子」ふるさと応援基金繰入金においては150万円の増額をしております。

28ページをお願いします。下段です。

20款1項町債でございます。事業費の減、起債事業の調整に伴い、町債総額で6,510万円の減額をしております。

続きまして、主な歳出です。

35ページをお願いします。下段でございます。

3款1項1目社会福祉総務費の18節負担金補助及び交付金でございます。うち交付金について、福祉施設等物価高騰対策支援給付金、生活・暮らし支援特別給付金等の実績に伴い、1,692万円の減額をしております。

36ページをお願いします。中段でございます。

3款1項5目心身障がい者福祉費の19節扶助費でございます。介護給付費・訓練等給付費の支出が増額見込みですので、3,629万8,000円の増額をしております。

40ページをお願いします。中段でございます。

4款1項3目予防費の12節委託料でございます。各種予防接種等委託については、実績に伴い3,490万円の減額をしております。

43ページをお願いします。上段でございます。

6款1項3目農業振興費の18節負担金補助及び交付金でございます。うち補助金において、農林業施設整備事業補助の実績の減などにより、2,678万円の減額をしております。

44ページをお願いします。中段でございます。

6款2項2目林業振興費でございます。12節委託料のうち、市町村森林経営管理事業切捨間伐委託などの実績の減により、1,874万2,000円の減額をしております。

55ページをお願いします。上段でございます。

10款5項3目自治センター費の14節工事請負費でございます。柿原自治会館新築工事の入札等により、3,141万8,000円の減額をしております。

59ページをお願いします。下段でございます。

13款1項1目基金費でございます。基金への積立金として「エコロジータウン内子」ふるさと応援基金を、500万2,000円増額しております。

続きまして、オレンジ色の仕切り、「議案第28号 令和5年度 内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」について」でございます。

1ページをお願いします。「令和5年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」につきましては、歳入歳出それぞれ9,416万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を20億2,952万8,000円としております。

続きまして、紫色の仕切り、「議案第29号 令和5年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）」でございます。

1ページをお願いします。「令和5年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）」につきましては、歳入歳出それぞれ177万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億6,116万2,000円としております。

続きまして、ピンク色の仕切り、「議案第30号 令和5年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）」でございます。

1ページをお願いします。「令和5年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）」につきましては、歳入歳出それぞれ、5,597万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、28億3,541万7,000円としております。

続きまして、ピンク色の仕切り、「議案第31号 令和5年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）」でございます。

1ページをお願いします。「令和5年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）」につきましては、歳入歳出それぞれ38万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1,357万3,000円としております。

続きまして、オレンジ色の仕切り、「議案第32号 令和5年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第2号）」でございます。

1ページをお願いします。小田分校寄宿舎事業につきましては、歳入歳出それぞれ1,265万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2,930万6,000円としており

ます。

続きまして、浅葱色の仕切り、「議案第33号 令和5年度内子町水道事業会計補正予算（第3号）」でございます。

1ページをお願いします。第2条、収益的収入及び支出の補正でございます。

収入については、水道使用料等の減による1,768万8,000円の減。支出については、動力費、減価償却費の減などにより2,613万3,000円の減額を見込んでいます。

2ページをお願いします。第3条、資本的収入及び支出の補正でございます。

収入については国の補正予算の採択の関係により、重要給水施設配水管耐震化事業及び小田地区基幹改良事業を前通しするため、企業債1億6,280万円、補助金を9,300万円の増、支出については、3億3,500万円の増を見込んでいます。

続きまして、同じく浅葱色の仕切り、「議案第34号 令和5年度内子町下水道事業会計補正予算（第2号）」でございます。

1ページをお願いします。第2条、収益的収入及び支出の補正でございます。

収入については、営業収益において5万6,000円の見込み増、営業外収益において維持管理費の減などによる一般会計繰入金等、2,463万9,000円の減額を見込んでいます。支出については、営業費用において終末処理場費等の支出見込み減等により、2,158万3,000円の減額を、営業外費用において300万円の減額を見込んでいます。

2ページをお願いいたします。第3条、資本的収入及び支出の補正でございます。

収入については、2,613万5,000円を、支出については、2,245万円を、いずれも事業費の実績により減額を見込んでおります。

以上、簡単ではございますが、「議案第27号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第12号）」から「議案第34号 令和5年度内子町下水道事業会計補正予算（第2号）」までの8件につきましてご説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第27号」から「議案第34号」までの補正予算8議案は、予算決算常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。よって、「議案第27号」から「議案第34号」までの補正予算8議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

ここで、暫時休憩します。午後2時20分より再開します。

午後 2時10分 休憩

午後 2時20分 再開

○議長（久保美博君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第 41 議案第35号 令和6年度内子町一般会計予算について

日程第 42 議案第36号 令和6年度内子町国民健康保険事業特別会計予算について

日程第 43 議案第37号 令和6年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について

日程第 44 議案第38号 令和6年度内子町介護保険事業特別会計予算について

日程第 45 議案第39号 令和6年度内子町介護保険サービス事業特別会計予算について

日程第 46 議案第40号 令和6年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計予算について

日程第 47 議案第41号 令和6年度内子町水道事業会計予算について

日程第 48 議案第42号 令和6年度内子町下水道事業会計予算について

○議長（久保美博君） 「日程第41 議案第35号 令和6年度内子町一般会計予算について」、「日程第42 議案第36号 令和6年度内子町国民健康保険事業特別会計予算について」、「日程第43 議案第37号 令和6年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について」、「日程第44 議案第38号 令和6年度内子町介護保険事業特別会計予算について」、「日程第45 議案第39号 令和6年度内子町介護保険サービス事業特別会計予算について」、「日程第46 議案第40号 令和6年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計予算について」、「日程第47 議案第41号 令和6年度内子町水道事業会計予算について」、「日程第48 議案第42号 令和6年度内子町下水道事業会計予算について」。以上、8議案を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第35号 令和6年度内子町一般会計予算について」、「議案第36号 令和6年度内子町国民健康保険事業特別会計予算について」、「議案第37号 令和6年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について」、「議案第38号 令和6年度内子町介護保険事業特別会計予算について」、「議案第39号 令和6年度内子町介護保険サービス事業特別会計予算について」、「議案第40号 令和6年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計予算について」、「議案第41号 令和6年度内子町水道事業会計予算について」、「議案第42号 令和6年度内子町下水道事業会計予算について」。以上、8件につきまして、一括してご説明申し上げます。

当初予算につきましては、いずれも議案説明資料6で説明いたしますので、お手元にご用意ください。

38ページをお願いいたします。

「議案第35号 令和6年度 内子町一般会計予算」でございます。

令和6年度は、第2期内子町総合計画（後期計画）の最終年度を迎えますので、重点施策「ミライ・プラン」の着実な進展を図るとともに、社会の動向や行政ニーズの変化を的確に捉え、政策課題を積極的に取り組みます。電力やガスをはじめエネルギーや食料品価格等の高騰が続く中ではありますが、町民生活を守り、地域経済の回復を図るための施策を進めていきます。

「町並み、村並み、山並みが美しい持続的に発展するまち」を目指し、国の動向や景気の影響が当町の行財政運営に与える影響もしっかり見極めながら、人口減少対策や子育て支援、農林商工業や観光業の活性化と担い手の確保、防災・減災対策、生活基盤の整備などに対し、積極的に取り組むための予算といたしました。

「令和6年度 内子町一般会計当初予算案」は、歳入歳出それぞれ100億3,000万円と定めております。予算規模は前年度当初予算と比較して1億2,000万円の増額、率にして1.2%の増でございます。

予算額の財源内訳は、表中右側に示しておりますが、国県支出金12億5,413万2,000円、地方債2億5,410万円、その他特定財源12億4,536万6000円、一般財源72億7,640万2,000円となっております。

39ページをお願いいたします。

令和6年度は、子育て支援、移住者の受け入れ・企業誘致、農林業・商工業の活性化、高齢者福祉・自治会活動支援、環境対策、災害対策、魅力ある風景や生活の基盤整備、これらを主要施策として積極的に取り組んでまいります。

6年度新規事業については、朱書きしております。

まず、子育て支援でございます。今年度より、小・中学生の修学旅行補助を行っておりますが、対象を高校生まで拡充し、子育て世代の経済的負担を軽減するとともに、児童生徒の健全な育成を支援します。高校生の修学旅行費補助として1,050万円を計上しております。

また、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴い、インフルエンザにかかる子どもたちが増えております。疾病の重症化予防及び蔓延を予防するため、現在、予防接種の助成を行っておりますが、対象を高校生まで拡充し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。高校生インフルエンザ接種補助37万円を計上しております。

次に、自分の通う学校にない部活動でも、町内の学校にある部活動を選択できる「拠点校部活動」への移行を進めます。町内にある地域資源を有効に活用しながら、生徒の幸せを第一に考え、生徒が自主的・自発的に参加するとともに、活動がより良いものになることを目指し、併せて、教員の働き方改革も実現する経費805万2,000円を計上しております。

次に、移住者の受け入れ・企業誘致でございます。地域おこし協力隊を積極的に採用し、地域だけでは解決できない課題などについて、外部人材の力も活用しながら、産業や観光の振興、また文化や環境保全など、地域の活性化に取り組みます。すでに4人の地域おこし協力隊が活動しておりますが、新たに5人を受け入れ、活動経費4,941万4,000円を計上しております。

40ページをお願いいたします。

次に、農林業・商工業の活性化でございます。第1次産業人口は、2020年には人口の10%程度まで減少し、認定農家は71%が61歳以上となっています。労働生産性の向上と低コスト化を図り、農業経営を安定させるため、農業用機械導入の整備を支援します。農業機械施設整備補助750万円を計上しております。

また、バイオマスタウン構想を推進し、森林整備等を行った際に搬出される木質バイオマス材の流通を持続的かつ安定的に確保することができるよう、内子町森林組合小田原木市場から搬出した木質バイオマス材に対し、1t当たり2,000円を補助いたします。木質バイオマス材搬出促進事業補助2,400万円を計上しております。

次に、地域活性化を図る施策の1つとして町内への観光客を増やし、周遊性を構築するため、内子を訪れたいと思っているターゲットを的確に捉えるための調査を行います。観光マーケティング調査分析業務委託164万5,000円を計上しております。

次に、高齢者福祉でございます。带状疱疹の原因は、「水痘・带状疱疹ウイルス」で、加齢や疲労、ストレスなどによって免疫機能が低下すると発症します。50歳代から発症率が高くなり、80歳までに約3人に1人が発症するといわれています。50歳以上の方を対象に生ワクチン1回4,000円、不活化ワクチン1回1万円を2回まで補助します。带状疱疹任意予防接種補助900万円を計上しております。

また、老人性難聴は、「聞こえないから不便」というだけでなく、聞こえないことで他人との関わりを敬遠するようになり、引きこもりや日常の活動の低下につながり、うつ発症率の増加にもつながっています。65歳以上で、医師から中程度難聴の証明を受けた方に、上限3万円、購入費の2分の1を補助します。高齢者補聴器購入費補助120万円を計上しております。

次に、環境対策でございます。昨年「内子町脱炭素戦略」を策定し、町全体で一丸となって取り組みを推進するべく「ゼロカーボンシティうちこ」を宣言いたしました。本戦略を基に、脱炭素社会の実現に向けた取り組みをより一層進めていくとともに、町の取り組みの周知や脱炭素への関心を高める理解促進を図る啓発事業費として116万6,000円を計上しております。

また、地球温暖化対策設備等導入促進や新たにEV自動車購入の支援を行うほか、町車2台を電気自動車として更新するため、リース料114万2,000円を計上しております。

「ごみゼロチャレンジ」の促進のため地域おこし協力隊を採用し、人口減少、高齢化を見据えた分別・ごみ出し支援の仕組みづくり、「5つのR」を推進する取り組み、その他、家

庭や事業者から排出されるごみの削減に向けた活動に取り組んでまいります。

41ページをお願いいたします。

次に、災害対策でございます。まず、近年、激甚化・頻発化する災害に備えるため、消防・防災の知見を有した危機管理監を配置し、地域防災力の強化と有事の際の体制整備を図ります。人件費として445万円を計上しております。

また、災害時の避難に際し支援が必要な方の個別避難計画を策定するため、245万円を計上いたしました。

さらに、愛媛県が運用しておりますドクターヘリの発着場について、五十崎自治センター下手の河川敷をヘリポートとして整備するため386万8,000円を計上しております。

次に、魅力ある風景や生活の基盤整備でございます。

内子座は、令和4年度で調査事業を終了し、令和5年度より設計及び工事に入る予定でしたが、国の予算の都合により延期となっていました。この度、国との調整ができましたので、令和6年度から令和10年度まで継続費を設定して内子座保存修理事業を進めてまいります。令和6年度は内子座保存修理事業関連委託2,563万5,000円、内子座保存修理工事2,763万2,000円を計上しております。

また、立石自治会館の新築工事に1億536万5,000円、大瀬自治センターの解体工事に9,408万3,000円を計上いたしました。

このほか、町を取り巻く公共交通の課題の明確化し、デマンド交通の新たな運行など、公共交通ネットワークの再編につながる計画を策定します。地域公共交通計画策定委託782万1,000円を計上しております。

特別会計及び企業会計も引き続き、概要を議案説明資料6で説明します。

42ページをお願いいたします。

「議案第36号 令和6年度内子町国民健康保険事業特別会計予算」でございます。

国民健康保険事業は、被保険者の減少や医療給付費の増加により財政運営が厳しい状況にありますが、これまで以上に経費節減を図りながら、医療費の適正化と保険税の収納率向上に取り組み、安定した財政運営に努めてまいります。

令和6年度の当初予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億6,295万円といたしております。予算規模は前年度当初予算と比較して1億4,231万3,000円の減額、率にして6.8%の減でございます。

続きまして、「議案第37号 令和6年度 内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」でございます。

後期高齢者医療保険事業は、75歳以上の高齢者が安心して医療を受けられるよう、愛媛県後期高齢者医療広域連合と連携して、適正な運営に努めています。保険料率は、診療報酬の改定とあわせて2年ごとに見直すこととされていますが、一人あたりの医療給付費の増加に加え、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための制度改正により令和6年度保険料が引き上げられました。

令和6年度の当初予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億349万4,000円といたしております。予算規模は前年度当初予算と比較して4,055万8,000円の増額、率にして15.4%の増でございます。

43ページをお願いします。

続きまして、「議案第38号 令和6年度 内子町介護保険事業特別会計予算」でございます。

介護保険事業は、令和5年度に第9期介護保険事業計画（令和6年度～8年度）を策定し、保険料の見直しなどを行いました。年々増加していく介護給付費によって保険料は引き上げられますが、所得段階を多段階化し、低所得者の保険料上昇の抑制を図っています。また、高齢者の自立支援や重度化防止を図り、地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムを推進することにより、住み慣れた地域で生活できる体制を構築して参ります。

令和6年度の当初予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億6,287万円といたしております。予算規模は前年度当初予算と比較して874万1,000円の増額、率にして0.3%の増でございます。

続きまして、「議案第39号 令和6年度内子町介護保険サービス事業特別会計予算」でございます。

介護保険サービス事業につきましては、要支援認定を受けた方に対する介護予防支援業務にかかる予算として、令和6年度の当初予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,342万8,000円といたしております。予算規模は前年度当初予算と比較して34万4,000円の減額、率にして2.5%の減でございます。

44ページをお願いします。

続きまして、「議案第40号 令和6年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計予算」でございます。

内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計予算につきましては、寄宿舎管理運営等の経費として、小田寮の光熱水費や、給食提供に係る委託料を計上しております。また、県外生帰省時の旅費補助等により入寮しやすい環境を構築していきます。

令和6年度の当初予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,137万2,000円といたしております。予算規模は前年度当初予算と比較して36万3,000円の減額、率にして0.9%の減でございます。

45ページをお願いします。

続きまして、「議案第41号 令和6年度内子町水道事業会計予算」でございます。

令和6年度の業務予定量につきましては、給水戸数6,669戸、年間給水量152万3,000 m^3 、一日平均給水量4,161 m^3 を見込んでおります。主な建設改良事業といたしまして、鶴川地区水道未普及地域解消事業がございます。

まず、収益的収入及び支出でございます。収入は、営業収益を2億7,477万6,000円、営業外収益を1億6,578万円、事業収益の総額を4億4,057万8,000円

と見込んでおります。昨年度と比較しまして、1.1%の減でございます。

支出は減価償却費も含めた営業費用が3億8,321万1,000円、企業債償還利息等の営業外費用が3,788万7,000円で、水道事業費用の総額は4億2,321万8,000円を計上しております。支出の総額は昨年度と比較しまして1.3%の減となっております。

続いて、資本的収入及び支出でございます。収入は事業実施に伴う企業債及び補助金等を含め、3億4,023万7,000円を計上しております。支出は、建設改良費として1億6,140万円、企業債償還金として1億6,221万5,000円を計上しております。資本的支出の総額は4億2,461万5,000円を見込んでおり、対前年度27.2%の減となっております。

46ページをお願いします。

続きまして、「議案第42号 令和6年度内子町下水道事業会計予算」でございます。

令和6年度の業務予定量につきましては、接続戸数1,873戸、年間総排水量53万5,289^m、一日平均排水量1,467^mを見込んでおります。主な建設改良事業といたしまして、マンホールポンプ電気設備等取替工事がございます。

まず、収益的収入及び支出でございます。収入は、営業収益を9,492万5,000円、営業外収益を2億842万円、事業収益の総額を3億335万5,000円と見込んでおります。昨年度と比較しまして、8.7%の増でございます。

支出は、減価償却費も含めた営業費用が2億8,400万円、企業債償還利息等の営業外費用が、1,895万5,000円で、下水道事業費用の総額は3億335万5,000円を計上しております。支出の総額は、昨年度と比較しまして8.7%の増となっております。

続いて、資本的収入及び支出でございます。収入は事業実施に伴う企業債及び補助金等を含め、9,374万2,000円を計上しております。支出は、建設改良費として2,513万円、企業債償還金として1億1,773万3,000円を計上しています。

資本的支出の総額は、1億4,286万3,000円を見込んでおり、対前年度44.3%の減となっております。

以上、簡単ではございますが、令和6年度各会計の当初予算の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。ありませんので、これで。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） 1点ですね。一般会計、当初予算で説明いただいた39ページから40ページ、41ページにかけての部分で赤字になっているところがあるんですけど、これは赤字になっている理由というのは新規事業であったり、今年度の注目すべき予算ということなのかなと思うんですけども、この場でなくてもいいんですけども、予算決算常任

委員会のときにその財源、町単独なのか、使える補助金、県、国の補助金があるのか、基金を取り崩すのか。その辺りのことを分かるように説明をしていただきたいと思うんですけども、今これ全部というとなかなか大変だと思うので委員会のときで結構ですので、その点お願いできますでしょうか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） 各予算決算常任委員会におきましてご説明をさせていただきますけれども、予算書、それからわが町の予算書においてご説明をさせていただくようになります。その中に1つひとつの事業についての財源内訳等は記載してございませんけれども、可能な限り言葉で説明させていただいたらというふうに思っております。

○議長（久保美博君） 他、ありませんか。ありませんので、これにて質疑を終結します。お諮りします。「議案第35号」から「議案第42号」までの令和6年度予算8議案は予算決算常任委員会に付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。よって、「議案第35号」から「議案第42号」までの令和6年度予算8議案は、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 49 「令和5年受理第3号保育士配置基準の改善及び保育士の処遇改善を求める請願」の取下げの件

○議長（久保美博君） 「日程第49 「令和5年受理第3号保育士配置基準の改善及び保育士の処遇改善を求める請願」の取下げの件」を議題とします。

これは、「令和5年受理第3号 保育士配置基準の改善及び保育士の処遇改善を求める請願」について、請願者より請願取り下げ申し出書が提出されております。

お諮りします。本件は申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。従って、「令和5年受理第3号請願」を申し出のとおり取り下げることに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日、各常任委員会及び予算決算常任委員会に付託しました議案の審査報告については、会期末3月19日の本会議でお願いいたします。

明日の本会議は午前10時から開会します。日程は一般質問を行います。

本日はこれをもって散会いたします。

○議会事務局長（前野良二君） ご起立願います。礼。

午後 2時48分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

令和6年3月第139回内子町議会定例会会議録（第2日）

○招集年月日 令和6年3月4日（月）

○開会年月日 令和6年3月5日（火）

○招 集 場 所 内子町議会議事堂

○出 席 議 員（14名）

1 番	城 戸	司 君	2 番	塩 川	まゆみ 君
3 番	関 根	律 之 君	4 番	向 井	一 富 君
5 番	久 保	美 博 君	6 番	森 永	和 夫 君
7 番	菊 地	幸 雄 君	8 番	泉	浩 壽 君
9 番	大 木	雄 君	12 番	下 野	安 彦 君
13 番	林	博 君	14 番	山 崎	正 史 君
15 番	寺 岡	保 君			

○欠 席 議 員

10 番 山 本 徹 君

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町 長	小野植 正 久 君	副 町 長	山 岡 敦 君
総 務 課 長	黒 澤 賢 治 君	住 民 課 長	上 山 淳 一 君
税 務 課 長	大 竹 浩 一 君	保健福祉課長	久保宮 賢 次 君
内子町保健センター所長	上 石 由起恵 君	建設デザイン課長	谷 岡 祐 二 君
会 計 課 長	田 中 哲 君	町並・地域振興課長	畑 野 亮 一 君
小田支所長	中 嶋 優 治 君	農林振興課長	大久保 裕 記 君
環境政策室長	高 嶋 由久子 君	政策調整班長	二 宮 大 昌 君
危機管理班長	宮 田 哲 郎 君	上下水道対策班長	稲 田 彰 二 君
商工観光班長	大 田 陽 市 君	こども支援課長補佐	松 尾 健 二 君
教 育 長	林 純 司 君	学校教育課長	亀 岡 秀 俊 君
自治・学習課長	福 見 光 生 君		
代表監査委員	赤 穂 英 一 君	農業委員会会長	北 岡 清 君

○出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 前 野 良 二 君 書 記 本 田 紳太郎 君

○議事日程（第2号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議事日程通告

日程第 3 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3まで

午前10時00分 開会

○議会事務局長（前野良二君） ご起立願います。礼。ご着席ください。

○議長（久保美博君） ただ今、出席議員13名であります。欠席届が山本徹議員から提出されております。

それでは、ただ今から本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（久保美博君） 「日程第1 会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、12番、下野安彦議員、13番、林博議員を指名します。

日程第 2 議事日程通告

○議長（久保美博君） 「日程第2 議事日程通告」をします。本日の議事日程は、お手元に配布しております「議事日程（第2号）」のとおりであります。

日程第 3 一般質問

○議長（久保美博君） 「日程第3 一般質問」を行います。本日の質問者は4人です。

最初に森永和夫議員の発言を許します。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（久保美博君） 森永和夫議員。

〔森永和夫議員登壇〕

○6番（森永和夫君） それでは、3月議会にあたり、通告に従い質問をいたします。

その前に、1月1日、能登半島地震で犠牲となられた皆様のご冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。あわせて、復旧作業にご尽力いただいている多くの皆様に対し深く敬意を表します。1日も早い復旧復興を心よ

りご祈念を申し上げます。

それでは、まず人口減少問題について伺います。

11年前の平成25年6月定例会、私の初めての質問で、「今後、定住人口を増やすために、具体的にどう取り組んでいくのか。」「その問題点は何か。」、また「内子がこれからも内子であり続けるために必要な内子の人口の数値目標を何人ぐらいと想定されているのか。」、質問をいたしました。そのときの答弁は「総合計画においては人口目標を設定していないが、国立社会保障・人口問題研究所の推計を参考として策定をしている。財政問題と人口問題は大きな関連があるが、自治体として存続していくために必要な行政サービスと定住人口に見合う財政との均衡を図りながら行財政改革を進めていかなければならないと考えている。現段階では、ある程度の人口減少は避けられないものと考えている。」また、「人口減少への対策として、移住政策、企業誘致、デマンドバスの推進をはじめとする小規模高齢化集落対策、自治会活動の活性化などにさらに力を入れ、自治体としての存続を図っていききたい。」というものでした。

昨年12月定例会で同僚議員から「理想の人口は。」との質問に対し、「設定していない。難しい。」と町長は答弁されています。さらに「住民に愛着を持っていただき、安全に安心して暮らしていただき、内子に住んでよかった、今後も進み続けたいと実感していただき、町外の人には内子に住んでみたいと思っていただけるまちづくりが大切だ。」ということですが、私は大事なことが欠けていると考えます。それは、危機感が感じられないということです。人口が減ることによって、メリットは1つありません。むしろデメリットしかないと私は考えます。

平成25年、2013年に社人研が発表した人口推計によれば、2040年において内子町の人口は1万721人とされ、減少率が40.6%となっております。昨年12月の発表では、内子の人口は2050年には7,971人、2020年の人口1万5,322人の52%、半分になると推計しています。これを見ても、今後、急激に人口減少が進むことが推測され、その対策の必要性を改めて強く感じています。11年前でも言いましたが、人口減少により税収の減少、交付税の減少、住民サービスや道路、上下水道事業等の社会インフラの維持管理における負担増、町内の商業、農業、林業など、後継者不足による地域産業の衰退、限界集落は消滅し、山は荒廃し、田畑は荒れ果て、町並みも、村並みも、山並みも、町の元気も人々の笑顔もなくなってしまうなど、いろいろな問題を引き起こすこととなります。

そうならないためにどうするのか、内子がこれからも内子であり続けるためにはどうするのかは今、問われています。私はこれまでも、人口減少問題については平成25年の初めての質問から今年3月議会まで4回、今回で5回目の質問となります。今回の答弁を改めて見ても、同僚議員への答弁を見ても、「人口目標は設定していない。減るのは仕方がない。移住政策や企業誘致をする。愛着を持っていただける町にする。」といった抽象的な答弁で、人口減少に対する危機感は感じられません。このまま人口減少に歯止めがかからなければ、

内子はどうなるのでしょうか。今、私たちがこのことに取り組まなければ取り返しのつかないことになってしまうとの危機感を持って対応すべきと考えます。そして、結果を出すのが政治です。

改めて、この人口減少問題について小野植町長に伺います。社人研の推計している2050年、内子の人口7,971人になったときの内子町は、町民の皆さんの暮らしはどうなると思われるのか。さらに、内子を守るため、町民の皆さんの生活を守るため、この人口減少問題にどう歯止めをかけるのか。町長のご所見を具体的に伺います。

○議長（久保美博君） 森永和夫議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 森永議員のご質問にお答えいたします。森永議員ご指摘のとおり、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によりますと、2050年、内子町の人口は7,971人にまで減少すると推計をされており、推計どおりに減少した場合には、様々な課題が発生すると考えております。

例えば、少子高齢化の進展や生産年齢人口の減少により、地域経済の縮小、産業の担い手不足、また地域行事や伝統芸能をはじめとするコミュニティの担い手不足なども起こってくることが考えられ、併せて農地や山林の荒廃が進み、美しい里山景観の保全も難しくなると思われます。その結果、住民の社会保障費負担率の増加や、財政のひっ迫など、社会的、経済的な課題が深刻化することが予想されます。

こうした過疎化、少子高齢化の急速な進展に歯止めをかけるため、人口減少対策を大きな柱の1つに掲げ、総合計画の実現に取り組んでまいりました。その最重要戦略が「稼ぐ力」と「住み続けられる町」の2つです。住民の皆様には稼ぐ力をつけていただくため、親元就農支援事業や林業就業支援事業。また、はじめる・つなぐ・商工活性化支援事業などによる農林商工業の担い手の育成と活性化に取り組んでまいりました。併せて企業誘致や創業支援、販路拡大事業にも取り組んでいるところです。

また、住み続けられる町であるために、不妊治療の助成や18歳までの医療費無償化、放課後児童クラブの拡充や公園整備、修学旅行費助成など、切れ目のない子育て支援を行うとともに、地球温暖化対策として再生可能エネルギーの導入支援、さらには移住者対策や地域おこし協力隊など、外部人材の活用による町の活力創造などにも力を注いでまいりました。今後においても、これまでの事業の効果検証を行いながら、さらに取り組みを加速させることで、粘り強く人口減少対策に歯止めをかけてまいりたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（久保美博君） 森永和夫議員。

○6番（森永和夫君） はい。私はこれまでにですね、やられたことを否定するわけじゃな

いんです。ただ、なかなか、これまでのいろんな取り組みをやってきた中でですね、やはり減少に歯止めがかかってないという現実もですね、私は直視すべきだと思いますし、先程言いました、町長も十分ご理解いただいた減少によるデメリット、こういったものに直視してですね、しっかりと取り組んでいかなければいけないと思います。

私がこの人口減少問題を議員になった時から何回も取り上げるのは、それだけ状況が刻々と変化、変化というか悪化しているからです。社人研の推計にしても、発表される度に厳しい数字が出されています。内子町の現状を見ても、これまでの施策には限界があるかもしれない。新たな考えで、新たな施策が必要ではないかと考えるからです。岸田首相は、次元の異なる対策という言葉が使われていますが、今までのやってきたことをしっかりと検証をされ、なおかつですね、さらにブラッシュアップする。そして、岸田総理の言われるような、これまでと違った考え方、異次元の対策といったものも必要ではなかろうかと思います。そういったいろんなことをするにしてもですね、やはり人口目標というのは私は大事だと思います。愛媛県でもですね、社人研の推計では2060年に78万3,547人になるといった推計が出ています。しかし、中村知事は将来を見据え、県・市町、企業、事業者等、地域を構成するすべての主体が力を合わせて初めて達成できる高い目標を設定しておられます。2060年には何とか人口100万人を確保したい。そして短期目標として、2026年、出生数を8,500人にする、転出超過の解消といったことをですね、打ち出され、当初予算においてもそれぞれの施策を遂行するための予算計上がされています。そういったことで、やはり、なかなかこれ難しいのはもう、難しいと私も思います。しかし、何をやるにしても目標を立てて、それに向かって前進するということが必要かと思いますが、この人口目標というのに対して町長どう思われるのか、お伺いしたいと思います。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植課長。

○町長（小野植正久君） はい。現在ですね。新総合計画においても、一応、将来の人口予測があつてですね、それを1,700名を上乗せをしてですね、現在の総合計画でも目標人口というのを定めてですね、それに向かって取り組んでいこうということで現在行っているところであります。今回もですね、今、新たな推計人口が出されました。それが約8,000人ということでございます。2050年ですね。ですので、現在も上乗せということで2,000人弱の人口を上乗せしてですね、その人口を目指すんだということで取り組んでおりますので、やはりそれが1つのですね、目標としてですね、2,000人弱の上乗せというのも1つの考え方としてですね、取り組んでいきたいなというふうには思っているところでございます。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（久保美博君） 森山和夫議員。

○6番（森永和夫君） はい。人口ビジョンで、社人研の推計よりも1,000何人か推計を多くするんだということが書かれていますけども、これはですね、もう破綻しているんで

すよ。例えば、人口ビジョンにおいてはですね、合計特殊出生率は2020年を1.6として5年ごとに0.1の上昇を見込み、2040年に2.0といったことを書かれていますけれども、もうこれ自体が破綻しているんだろうと私は思うんですけども、現在のこの5年ごとのですか、最近の合計特殊出生率というのはいくらになっているのか、教えていただきたいと思います。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） はい。合計特殊出生率ということでございますけれども、これにつきましては、直近の数字が平成25年から29年度の数字ということでございます。内子町、1.46となっております。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（久保美博君） 森永和夫議員。

○6番（森永和夫君） 今の1.46という数字を聞いただけでですね、これ人口ビジョンでは2020年、1.6としてという想定があるわけですよ。これを聞いただけでもですね、なかなか、この人口ビジョンで描かれておることにはならないということが、もうはっきりしているわけです。ですから、私が先程言いましたように、これまでの施策は、当然ブラッシュアップをしてさらにいいものにして遂行していく。そして、異次元の対策、今までと違った発想でですね、やっていくことが大切なんだろうということを申し上げたわけです。

次の質問に入ります。1月31日、愛媛新聞に「総務省が1月30日に公表した2023年の人口移動報告によると、東京都は転入超過が6万8,285人。前年から80%増で、東京一極集中が再び加速しました。」また、「愛媛県の転出超過は4,779人」という記事が掲載されていました。ちなみに内子町の状況を見ると、令和元年、134人。令和2年、108人。令和3年、86人。令和4年、47人。令和5年、91人の転出超過となっています。自然増減を見ると、令和元年が232人。令和2年、182人。令和3年、208人。令和4年、246人。令和5年、238人の減少となっており、併せて5年間で1,572人の減少。毎年約300人の減少で、2月末人口は1万5,051人です。合併時の人口が2万646人ですから、27%、5,595人の減少ということになります。このままでいくとですね、これ3月か4月には、この1万5,000人を割り込むということも起きるんだろうと私は大変危惧をしています。

そこで伺います。内子町の人口移動、自然増減、社会増減について、原因分析をされているのか。また、転出をいかに減らす何か具体的な策はあるのか伺います。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 森永議員のご質問にお答えをいたします。

内子町の人口動態のうち、出生、死亡に伴う自然動態については、令和元年度から令和5

年度現時点までを平均しますと、年間221人の自然減となっております。また、転入、転出に伴う社会動態については、年間94人の社会減となっております。

自然減の原因については出生者数の減少に起因する部分が大きく、これは一部社会減とも関係していることから、若者の町外流出、晩婚化などによるものと分析をしております。

一方、社会減の主な原因といたしましては、特に20歳代での社会減が顕著に表れておりますので、大学へ進学するタイミングや就職するタイミングでの転出によるものと分析をしております。

転出者の抑制を図るためには、町内で雇用の場を確保し、働きながら子育てができ、町民であることに誇りをもって、安心して暮らせることが重要です。また、一度は町外へ転出した若者も再び帰ってきたくするような、内子への愛着を育むふるさと教育の振興が必要です。そのため、令和6年度にはこれまでの取り組みを一層加速させ、内子の魅力を高めてまいります。

まず、インフルエンザ接種補助や修学旅行費助成を高校生まで拡充するとともに、農業機械施設整備事業や木質バイオマス材搬出促進事業を行い、持続可能で足腰の強い産業づくりを促進いたします。

また、带状疱疹予防接種費補助や高齢者補聴器購入費補助に取り組むほか、地域防災力の向上のため危機管理監を配置することで、健康で安全に内子町に住み続けられるまちづくりを行います。

このほか、内子座耐震化事業やカーボンニュートラルに向けた取り組みなど、内子らしさに磨きをかけて参ります。

町民の皆様の声に耳を傾け、1つ1つの課題に丁寧に向き合いながら、町民の皆様とともに、内子町に住んでよかった、内子町に住んでみたい、帰ってきたいと思っていただけるまちづくりを行うことで、転出の抑制を図ってまいりたいと思います。

以上、答弁いたします。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（久保美博君） 森永和夫議員。

○6番（森永和夫君） はい。私、この中身の分析は大変必要だと思うんです。住民課の方でですね、過去5年間の自然増減数、社会増減数の表をいただきました。これを見るとですね、先程、町長言われましたように、出生数の減少というのは、もうこれ顕著に最近現れています。令和4年度が58人、令和5年度現在の推計では52人といったことで、令和元年が80人、令和2年が77人、その前はですね、確か100人前後の出生数があったと思いますが、こういったことも大きな人口減少の要因にはなっているんだろうと思います。そして、もちろん高齢者の方が亡くなられるという数字も大変大きい数字になっていますが、これらもですね、例えば平均寿命を延ばすための何か新たな施策に取り組むことによって緩やかになってくるでしょうし、私がこれ今回のこの表、住民課からいただいたこの表の、社会増減数の表を見てですね、転入数は意外と多いんですよ。だいたい、令和元年397人、

2年が338人、348人、385人、344人というようなことで、私、この数字は意外に多いなと思ったわけですが、この転入者の内訳というか、どういう方が、こういったところから来られているのかといったことは、分析の中には入っていないでしょうか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） 転入される方がどこの地域から入ってきているか。調べれば分かりますけど、ちょっと今、手元に資料がないんですけれども。年齢で見ますと、30歳までの方は転出の方が多くなっておりますけれども、40歳以降がですね、ずっと5歳年齢区分別に見ますと、74歳まで9区分ですか、こちらがずっと転入超過になっております。そのあと、75歳以降がまた転出超過という状況になっておりまして、年齢層によってですね、生まれてから30代までが転出の方が多い。その後75歳までが転入の方が多い。その後また転出が多くなるという状況になります。また、月別で見ますと、2月、3月、4月。このあたりがもう圧倒的に転出が多くなっているといった状況です。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（久保美博君） 森永和夫議員。

○6番（森永和夫君） それは、今の言われた数字は社人研の発表された数字ということですか。内子町独自で分析された数字ですか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） 内子町の住民基本台帳の率でございます。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（久保美博君） 森永和夫議員。

○6番（森永和夫君） やはり、少しですね、突っ込んだ分析というか、転入届の方のいろんなお話を伺うとかですね、されたらいいのかなと思います。というのが、やはりどういう目的で、どういう方が内子に来られておるのかということも内容を把握することによって、じゃあ、さらに転入者を増やすための対策というのも、おのずと出てくるんだろうと思いますので、しっかりとですね、この分析、検証というのをしていただきたいと思います。またこれちょっと関連する質問になるんですけども、先程言いましたが、東京一極集中がさらに進んできたということを申し上げましたが、町長、なぜ東京に人が集まると思われますか。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

○議長（小野植正久君） はい。これはですね、いろんな要因があると思います。まず、まだ高校生、大学生、若うございますので、やっぱり都会に対するですね、憧れというのがまずあるのではないかなと。一度は出てみたいという、そういう気持ちですね。ですとか、やっぱり利便性とかですね、そういうのが。東京であれば自分の趣味を生かす活動ができたり

ですね、いろんなことをそういう東京には魅力があると思います。あるいは教育なんかでもですね、やっぱりいろんな学校もございますので、そういうところで子どもの教育を受けさせたいとか、将来ですね、そういう思いもあるでしょうし、そしてやっぱり賃金とか、福利厚生ですね。こういったものもやっぱり地元よりかはですね、やっぱり東京の方が当然いいですから、そういったところに目を奪われるといいますかね、そういうところで生活をしてみたいということで出ていく子どもたちが多い。そういう気持ちがしております。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（久保美博君） 森永和夫議員。

○6番（森永和夫君） もう町長言われるとおりで、東京に対する憧れ。そして、東京にはですね、夢と希望とチャンスがあるからだとは私は思っています。ただ、一方でですね、田舎で生活したいという方も相当数いらっしゃいます。また、内子町は全町に光ファイバーケーブルが敷設されています。そういった地方で仕事をしたいという個人や企業は多いというデータがありますので、コワーキングスペースやワーケーションが可能な環境を整えることで、それを呼び込むことができる可能性があるということは総合計画にも書かれています。それを具体的にですね、実現するためにはですね、やはり私は県に頼るだけでなくでですね、営業力。町長の営業力と手厚い支援だと私は考えますが、今後ですね、そういったことでこれまで以上の営業、そして支援というものに対して、町長いかがお考えでしょうか。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい。子どもがですね、本当に令和4年度、50数名という数字で、本年度も非常に少ない出生率だというふうに思っております。非常に危機感を私、もっております。そういう中でですね、この人口減少問題、本当にこれはしっかりと取り組んでいかなければならないというふうに思っております。そういう中で私にできることはですね、いろんなことをやっていこうと思っておりますが、やっぱりですね、これは私1人、町だけでできるものでもありません。企業の皆さんもですね、東京に、先程言いましたように多くの子どもたち、魅力があって出ていっておりますが、やっぱり地域の企業さんですね、もっとこう魅力のある、しっかり稼いでいただいてですね、もっともっと待遇面でも頑張っていただきたいなというふうに思っておりますし、企業説明会あたりも大洲と一緒にですね、やっております。そういうところへ出かけて、子どもたちが来てくれてですね、そこで内子の企業はこんな企業があるよとかいうことで今やっております。いろんな活動をしながらですね、また、やっぱりこの子どもが少なくなっているというのは、晩婚化でありますとか、未婚の問題もございます。そういうようなこともあります。これは個人の考えですので、とやかく周りで言うべき話ではないんですが、その中でもですね、やっぱり出会いがないという方もやっぱりおられるんですね。ですので、そういう方への町の方でのですね、いろんなお手伝いとかですね、そういうようなこともやっていただきながら。また地域にそういう方がおられたらですね、議員の皆様をはじめ、皆さんもですね、縁結び

をですね、ぜひお助けいただければというふうに思っております。全員で、オール内子ですね、やっぱりその人口減少問題にはかかっていく、取り組んでいく必要もあるのかなと一方では思っておりますので、そういう意味でのご協力、また私も先程言いましたように、一生懸命取り組んでいきたいというふうに思っております。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（久保美博君） 森永和夫議員。

○6番（森永和夫君） はい。これオール内子で取り組むということは、もう大変大事なことでと思います。先程言いましたけども、県でもですね、将来を見据えて県・市町、企業、事業者と地域を構成するすべての主体が力を合わせてということをやられていますので、ぜひ内子町でもですね、そういった取り組みを具体的にしていきたいと思いますし、町内の事業者でも、県外や日本中をですね、商売相手として広く事業展開されている企業もいらっしゃると思います。それで、最近テレビコマーシャルをされておる企業の会長とこの前、話をするとですね、やはり、なぜコマーシャルをするのかというと、やはり人手不足なんですよ。そういったことでコマーシャルを打って、企業イメージを高めて来ていただくようにしたいということで、コマーシャルを打たれています。そういったことに対してもですね、町が何か手助けできないのかということも考えていただきたいと思います。

また愛媛県の資料をいろいろ見てみるとですね、市町との連携、特に市町に重点的に取り組んでほしいことということで、先程、町長言われた出会いの場づくりとかですね、地元企業、事業者に対する仕事と育児の両立や女性活躍に向けた取り組みの働きかけということも言われています。誰もが内子で暮らしたい、内子で結婚し、子どもを産みたい、育てたいという願いをしっかりと応援する町にすること。これ官民一体、今、オール内子ですね、取り組む必要があると思いますので、そういった取り組みをぜひ具体的に進めていただきたいと思います。

次の質問に移ります。「内子町立地適正化計画」について伺います。昨年12月に「内子町立地適正化計画の策定に向け、皆様のご意見をお聞かせください」というアンケート調査が行われました。その中には、「現在、内子町では住みやすいまちづくりとして、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを目指した内子町立地適正化計画の策定を進めているところです」と冒頭に書かれています。アンケートの内容ですが、「コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりについてご存じですか。」、「内子町において、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを進めることについて、お考えを教えてください。」というものでした。町民の皆さんからは、「何のことか分からない」、「なかなか答えられない」といった声を多く耳にしています。

このコンパクト・プラス・ネットワークのことを少し調べてみました。国交省のホームページには、「人口減少、高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療、福祉、商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めることが重要です」というのが基本的

な考えです。それを実現するため、平成26年に都市再生特別措置法、地域公共交通活性化再生法の一部改正が施行され、生活拠点などに、福祉・医療等の施設や住宅を誘導し、集約する立地適正化計画制度や地方公共団体が中心となり、まちづくりと連携して面的な公共交通ネットワークを再構築するための新たな仕組みが設けられました。これにより、住宅及び医療、福祉、商業その他の居住に関連する施設の誘導と、それと連携した地域公共交通ネットワークの再編を行うことにより、コンパクト・プラス・ネットワークの実現を図るというものです。

簡単に言うと、コンパクト・プラス・ネットワークとは、人も、公共機関や生活サービス施設等も一定の範囲内に集中させるまちづくりの考え方です。

ちなみに、令和5年7月31日現在、686都市が立地適正化計画について具体的な取り組みを行っています。愛媛県では、松山市を初め県内11の市、そして町では久万高原町です。

そこで伺います。平成26年、10年前に都市再生特別措置法、地域公共交通活性化再生法の一部改正が施行され、立地適正化計画制度やコンパクト・プラス・ネットワークの実現を図ることが示されたものを、今頃になって進めようとされる理由を伺います。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 議長。

○議長（久保美博君） 谷岡建設デザイン課長。

〔谷岡祐二建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） ただ今のご質問にお答えいたします。

内子町では、平成26年度の法改正当時、すでにコンパクトな市街地を形成しておりましたことから計画を策定することなく、この地域特性を生かしながら、医療、福祉、商業など生活サービスの提供や観光の促進などを行い、内子の魅力向上やにぎわいの創出など、人口減少対策に資する各種政策を行ってきたところでございます。

しかしながら、現実の問題として人口減少が急速に進み、国土交通省の推計におきましても、2050年には町の中心市街地でも人口減少率が50%を超えるエリアも見込まれていることから、今後見据えた生活サービスの提供や公共交通の維持、また空き家や未利用土地の増大などに伴う景観や治安の悪化、併せて町のにぎわいや魅力の低下などの抑制を図っていくためのビジョンを危機感をもって作成する必要性が生じて参りました。

さらに、立地に関して、自然災害の頻発化、激甚化に対する、防災、減災への対応が求められており、内子町におきましても、土砂災害警戒区域の指定やハザードマップの作成など、防災指針の策定に必要な調査結果が出揃ったことも今回に策定にかかる一因でございます。

また、関連する内子町の都市計画マスタープランも、平成9年に策定されてから計画期間である20年を超過しているため、この立地適正化計画に合わせて同時に改定作業を行い、この2つの計画を合わせることで、町内全域における実効性の高いまちづくりに関する計画としてまとめ、第三期総合計画に反映したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（久保美博君） 森永和夫議員。

○6番（森永和夫君） はい。この立地適正化計画を策定するにあたってのアンケートですが、先程言いましたようになかなか分かりづらいということと言われる方がたくさんいらっしゃいました。私自身もコンパクトシティというのは理解していますけれども、プラス・ネットワークの部分でどういうことかなということで、先程言いましたけれども、いろいろと調べてみました。ちょっとお聞きしたいのは、調査結果がどうであったのか。例えば、コンパクトシティについて、いろんな、どう考えられるかというような部分についてですね、どういう結果が出たのかを、もし分かれば教えていただきたいと思います。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 議長。

○議長（久保美博君） 谷岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） はい。立地適正化計画につきましては、5年度から計画策定を手掛けておりますが、5年度の業務としましてはですね、今回、町民の皆様にご送らせていただいたアンケートによる意向調査といたしますかね、アンケート調査をさせていただいているという段階と、あと計画策定に必要となる基礎的数値とかそういった分析、そういった、まだ段階でございます。

それで、一応、住民アンケートの方につきましてはですね、一般の方には無作為で2,000名の方、また事業者様には300事業所というような形で取ってですね、現在のところですね、回収というか、ご回答いただいた段階で。すいません。個人アンケートが740件、37%の回収率。事業所の方が300件のアンケートに対して166件、55.3%ということで、結構、ある程度評価ができるような数が返ってきておるんですけども、これらの分析とかですね、どういう、まとめとか、そういう段階にまだ至っておりませんということで、この結果をもとにですね、6年度において、計画の方針的なものを組み立てていきたいと考えております。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（久保美博君） 森永和夫議員。

○6番（森永和夫君） はい。ぜひですね、先程言いましたようにアンケートの中にある、まず、「コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりについてご存知ですか。」という部分においてですね、私はおそらく、存じ上げていない方がたくさんいらっしゃると思うんですよ。ということは、もう少しですね、行政、町としても、町民の皆さんに発信することでもしていただきたいと思います。私、この計画が、こういったアンケートが来たときにですね、これは、いろいろ調べた中で、都市再生特別措置法に関する支援措置として都市機能立地支援事業とか、都市再構築戦略事業など、多くの交付金の補助メニューが示されていますが、その取得を目指すためということではないんですか。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 議長。

○議長（久保美博君） 谷岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） はい。現段階におきましてですね、この補助事業を活用して何か箱物といいますか、そういう施設を作るとか、そういうのが前提であるものではございません。先程、答弁しましたようにですね、今後、25年後ですかね、2050年にはこの市街地でも人口が50%減るだろうというような予測の中で、立地のあり方としてですね、こういうある程度の誘導をして適正な立地を進めていく。そのような過程でですね、町の中においてもいろんな計画がございます。関連する計画がございます。そういったものを設置したりとかですね、改修したりとか、そういった実際の箱物の事業に対してですね、関連してこの計画を作っておれば、そういったものに対して補助ができるというメリットはあろうかと思えます。ただ、現段階で何かこういうことをしたいと、作りたいというようなイメージでの計画策定ではございません。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（久保美博君） 森永和夫議員。

○6番（森永和夫君） はい。これ次の質問に関連するので、次の質問に入りたいと思います。

第二期内子町総合計画基本構想に「コンパクトなまちづくり」が掲げられています。そこには、「コンパクトとは、選択と集中の考え方に立ち、集約すべきものと広く展開すべきものを分け、生産性の高い効率的なまちの経営をするということです。」とあります。また、内子流のコンパクトなまちづくりとして、「中心市街地に機能を集約して周辺部から撤退するのではなく、五十崎地区、小田地区などにも一定の都市的機能を保持するまちづくりです。」さらに、「市街地整備、集落整備等のコンパクト化を目指す。」とあり、国が目指すコンパクト・プラス・ネットワークとは少し違う、内子ならではの考え方があると感じます。私は、内子町では、すでに五十崎地区でも、小田地区でも、内子地区でも、中心部にはそれぞれ役場があり、商店も病院もある。周辺部にはデマンドバス等、公共交通体制もそれなりに充実しています。さらに、光ファイバーも全域をカバーしている。このことが内子流コンパクトなまちづくりであり、プラス・ネットワークの町になっていると私は考えます。そして、このことに自信をもつべきだと考えますし、このことが内子の良さでもあると考えます。

そこで町長に伺います。今回のアンケートは、基本構想にある「内子流のコンパクトなまちづくり」の考え方から、国の推進するコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりへの転換を図るためということでしょうか。また、町長の目指すコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりをどうデザインされているのか伺います。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） ただ今のご質問にお答えをいたします。

国の推進するコンパクト・プラス・ネットワークは、地域の活力維持とともに、医療、福祉、商業などの生活機能を確保し、高齢者などが安心して生活できるように、地域公共交通

と連携してコンパクトなまちづくりを目指す方針であり、内子町が目指している「内子流コンパクトまちづくり」と基本的には同様と考えております。

内子町の立地適正化計画は、内子中心部の市街地へ施設や居住者などの一極集中を目指すものではなく、長期的な視点をもって、ゆるやかに多極ネットワーク型のコンパクト化を目指すこととしています。

具体的には、町の中核となる一定のエリアの人口密度は維持しつつ、五十崎や小田地区などにも一定の都市機能を保持する地域の生活拠点等を配置するまちづくりにより、地域コミュニティの維持や買い物、また公共交通等の生活利便性を維持、確保しながら地域活性化を目指すことにより、そこに住み続けたいという住民の思いなども重視しながら、計画をまとめていきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（久保美博君） 森永和夫議員。

○6番（森永和夫君） はい。私は先程も言いましたように、基本構想にある、今の内子ならではのコンパクトシティというのは、それはそれで私はいいんだろうと思いますし、そうすると、ただ、コンパクトシティ、国が目指すのは、生活サービス機能と居住を集約、誘導し、人口を集積すると。それで、ネットワークの部分で、まちづくりと連携した公共交通、ネットワークの再構築ということなんですけども、やはり国の目指す方向と少し違うというふうには感じます。ただ、それが駄目というんじゃなくて、むしろ私は今の内子の、内子町のコンパクトシティの考え方というのは、当然、良いことだと思っておりますので、ぜひ今後ともですね、内子、五十崎、小田を守るための施策、事業をこれまで以上に展開していただきたいということをお願いしたいと思います。

次の質問、最後の質問になりますが、こども家庭センターについて伺います。

令和5年4月にこども家庭庁が発足しました。そのパンフレットには「こどもまんなか社会を実現する目標を掲げています。こどもの最善の利益を図るための司令塔として、こども、若者や、こどもたちを育て、支えている皆さんの声をまんなかに据えた政策をすすめていくことが、私たちのミッションです」とされています。内子町でも「こどもまんなかの」のまちづくりを強力に推進する必要があると考えます。

さて、令和4年に児童福祉法が改正され、こども家庭センターの設置が努力義務となりました。厚労省の資料には「児童福祉法の改正により、市区町村において、子ども家庭総合支援拠点、児童福祉と子育て世代包括支援センター、母子保健の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関として「こども家庭センター」の設置に努めることを推進しています。「こども家庭センター」は、これまで子ども家庭総合支援拠点や子育て世代包括支援センターにおいて実施している相談支援等の取り組みに加え、新たに妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのサポートプランの作成や、民間団体と連携しながら、多様な家庭環境等に関する支援体制の充実、強化を図るための地域資源の開拓を担う

ことで、さらなる支援の充実、強化を図るものとされています。

内子町ではどうなっているのかなんですが、総合計画を見ると、保健福祉課の健康増進事業として、「妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援」として、「子育て世代包括支援センターを中心に、妊娠期から専門家による相談、教室の実施や支援の必要な方へのサービスの提供など個別に応じた支援を行います。赤ちゃん訪問、乳幼児健診、相談事業では、子どもの発育発達を確認し、母子ともに健やかで安心して育児ができるよう支援を行います。」とあります。また、こども支援課では、児童福祉行政の推進ということで、子育てサポートの充実や児童虐待の相談等安心安全な子育てしやすい環境をつくるための事業を推進されています。これを見ても、母子保健と児童福祉が一元化されていないということになっています。もちろん、しっかりとした連携がとられているものと思いますが、この体制では連携が不十分で支援が届かないので、その再構築が必要ではというのが、「こども家庭センター」設置の目的と理解します。内子町においても、子育て支援の充実喫緊の課題です。妊娠から出産、子育てと一貫した切れ目のない支援体制の構築が求められています。

そこで伺います。内子町での現状と、「こども家庭センター」に対する取り組みの状況を伺います。

○副町長（山岡敦君） 議長。

○議長（久保美博君） 山岡副町長。

〔山岡副町長登壇〕

○副町長（山岡敦君） 本質問ですが、行政組織上、複数の部署に関係をします。それから、人事管理にも関わることでございますので、私の方からご答弁申し上げたいと思います。

議員もご承知のとおり、繰り返しになるかもしれませんが、令和4年6月に成立をいたしました改正児童福祉法によって、市区町村において、従来から取り組んできた子育て世代包括支援センター、それから子ども家庭総合支援拠点、この2つを一本化し、すべての妊産婦と子ども、そして保護者を支援する「こども家庭センター」を設置するというのが努力義務とされております。

内子町におきましては、先程ご紹介ありましたように、平成31年度に内子の保健センターに、五十崎保健センターに子育て世代包括支援センターを設置して、妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的な相談支援にあたっていました。また、子ども家庭総合支援拠点につきましては、支援拠点として必要な職員配置は十分にはできておりませんが、本来、支援拠点が取り組むべき、要保護児童等への支援業務などにつきましては、こども支援課で対応している状況でございます。

現在、国が進める「こども家庭センター」につきましては、令和6年4月からの設置に向けた協議を、私を含めて、関係する部局の職員で現在進めているところでございます。現在、二度の協議を終えている段階ですけれども、まず、庁舎の物理的な面。こちらを考えますと、同一の部署、それからフロアにセンターを置くことが困難ということにあります。そこで、当面、センターに置かなければならないとされているセンター長、こちらはこども支援課長

にあたらせる計画でございます。それから、また同じく置かなければならないとされている統括責任者。こちらは、今は保健センターの保健師にそれぞれ兼務をさせるという方向で検討を進めてございます。

双方が今まで以上に緊密に連携をするということはもちろんでございます。ただ、幸いにも、保健センターとこども支援課は同じ建物で1階、2階にございますので、当然、連携が取れて当たり前の関係でもございますので、こちら、今後においても、センターの機能を維持することができるように、連携をとるよう努めてまいりたいと思います。

それから、この「こども家庭センター」ができた背景については、全国的に横の連携が取れていないというふうな指摘のもとに始まっていることではございますが、当町においては、この保健センター、こども支援課、それから子育て支援センターとか、児童館、保育所、それぞれでやっぱり情報の共有をしております。ケースごとにその対応も行っておりますし、例えば、今、町内にはございませんけれども、放課後デイとかですね、そういった設置の必要性についても、検討を進めているところでございます。

いずれにしても、今後、ワンストップの子育て支援というのは非常に大事になって参りますし、それを進めていく上で必要となる人員の確保、それから拠点の整備、こちらも併せて、関係する部署で継続して調査研究を進めて参りたいと考えているところでございます。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（久保美博君） 森永和夫議員。

○6番（森永和夫君） はい。今の答弁を聞いて安心いたしました。さらなる連携を深めていただきたいと思います。内子町でもですね、やはり「こどもまんなかのまちづくり」を強力に進展する必要がある、子育て支援の充実は喫緊の課題だと私は思います。妊娠から出産、子育てを一貫した切れ目のない支援体制の構築に今後期待をし、質問を終わります。

○議長（久保美博君） ここで、暫時休憩します。午前11時5分から再開します。

午前 10時55分 休憩

午前 11時 5分 再開

○議長（久保美博君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、下野安彦議員の発言を許します。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○12番（下野安彦君） 12番、下野です。

まず、最初に能登半島で地震で亡くなられた多くの方々、それから被災された皆様にお悔

やみとお見舞いを申し上げます。

東北の震災の時には、私も3ヶ月後ぐらいですかね、愛媛県が募集しますボランティアバスに応募いたしまして、3日間ぐらい水路の土砂除けを手伝ったことを思い出します。今、ボランティアの形もだいぶ考え方も変わって、押し付けではなく、やはり必要なボランティア、地元の方が求められることに対して、それに合わせたボランティアでないといけないという形になっておりますので、多くの方がその要望に応えられて、復興できることを1日も早く、願いたいと思います。

今回、私も一般質問を考えたんですけども、先程の同僚議員が質問されました人口減少ということについてはやっぱり避けては通れないということで、主な質問の内容はその人口減少に伴ったことによる自治会制度や地域のコミュニティについてが一番、ちょっと今回質問したいと思うんですけども、やはり人口減少については私もそのことを語らずとして質問できないと思いますので、しばらくお付き合いをいただけたらと思います。

厚生労働省は、先月の21日、人口の動態統計の速報値を公表されました。年間出生数は75万8,631人と、8年連続で過去最少を更新。「晩婚化、晩産化の傾向に加え、コロナが婚姻活動や出産に影響した可能性がある」と言われています。国立社会保障・人口問題研究所の推計より、およそ12年早いペースで少子化が進んでいるということです。

日本の人口は想定していたより早く減っています。内子町の人口も同じく激減しています。戦後の日本、皆が衣食住すべてにおいて恵まれた環境ではなく、貧しい中でしたが、ほとんどの家庭には3人以上の兄弟姉妹でした。生まれても、成人になるまでに病気で亡くなる場合が多かったのも、たくさんの子どもを産んでいたという話も聞きます。当時はテレビや夜の娯楽もなく、自然な営みで子どもができていたのではないかとと言われる人もいますが、私も両親や祖父や祖母にその話を聞いていないので、詳しいことは定かではありません。

合計特殊出生率が1.2人台になったということですが、既婚女性が1人しか出産していないという意味ではなく、この指標は分母が15歳から49歳の全女性であり、当然、未婚者も含むことで、未婚率が上がれば自然的に減ってしまうものです。

確かに子どもの数は減ってはいますが、出産された母親だけの対象に絞ってみますと、2人に近い子どもを産んでおられるということです。私の住んでいる龍王自治会上村区の子どもの数を調べてみました。愛護班に加入されているのは11軒で、その中で1名だけの子どもさんを持たれている家庭が2軒、2人の家庭が3軒、3人の家庭が6軒です。意外と2人以上の子どもの家庭が多いです。率でいうと、1人の子どもの家庭は18%で、2人以上の家庭が82%ということになります。

これ我々の選挙などでも出口調査というのがありまして、小さい投票所の出口を調査すると、もうすでに大きな数字と変わらなくなるということなので、これもほんの小さな自治体での数字ではありますが、これ全体でいうとこれに該当するんじゃないかというふうに思います。

なら、なぜ子どもの数が減っているかというと、未婚率の上昇と晩婚化であると言われて

います。となると内子町も、まずは先程、町長も答弁されていましたが、結婚する若者を増やす施策が必要ではないでしょうか。

大谷翔平さんが結婚を発表されました。彼のようなスーパースターが結婚されるということは、大変若い人に影響があるのではないかと私は想像しております。つい先日も、未婚の女性の方にこのスーパースターの結婚の話をしておりますと、私もああいう人に結婚を求められたら、即、オッケーをしますという回答でございました。ですから、大谷選手のようなスーパースターやヒロインの人がどんどん結婚をしていただいて、幸せな家庭を築いて、多くの子どもさんを作ってくれて、発信をしてくれて。マスコミもですね、結婚って素晴らしいよということを宣伝してもらおうと、若い人の考えも変わり、世の中も変わってくるのではないかと思います。

結婚そのものに対する価値観の変化や都会への流出が重なり、人口が減少して多くの自治体が高齢化しています。人口減少と高齢化は、自治会活動にも影響してきているのではないのでしょうか。

ということで、ここからが本題でございます。「地域づくり計画実現のため、住民自らの創意工夫により、主体的に取り組む地域づくり事業に対し補助金を交付することによって地域づくり活動の気運を高め、運動の定着を図り、ひいては地域社会の活性化に寄与すること」を目的に、内子町は平成14年度から自治会制度を導入し、3町合併後は、旧五十崎、小田でも、それぞれの自治会で地域づくり計画書を作成して活動をされています。全国でも注目されてきたこの自治会制度も、人口が減少する中、20年が経過しましたが、この制度の成果と今後について質問したいと思います。

まず最初に、地域の魅力創出事業、コミュニティビジネス創出事業、広域連携推進事業とありますが、それぞれの地域にあった個性ある活動としてどのようなことがなされてきたのか。3つの事業において、それぞれの実施率はどれぐらいのものなのか。合併から20年近くが経過して、人口減少と高齢化により活動内容や事業量の変化や違いはどうか、質問をします。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○自治・学習課長（福見光生君） 議長。

○議長（久保美博君） 福見自治・学習課長。

〔福見光生自治・学習課長登壇〕

○自治・学習課長（福見光生君） はい。ただ今の内子町地域づくり事業費補助金交付事業では、議員ご指摘の3つの対象事業を行っております。

まず、1つ目の地域の魅力創出事業では、花等の植栽事業、観光名所などの遊歩道整備や案内板設置事業などが実施をされています。また、本年度、令和5年度から自主防災組織との連携事業として、防災訓練等に関連した機材等の整備事業を行っております。

2つ目のコミュニティビジネス創出事業では、旧幼稚園舎を宿泊施設として運営していくための備品整備事業や、地域内の高齢者等支援を目的にした備品等整備事業。また、旧小

学校跡校舎でコミュニティカフェを運営するための施設整備事業。さらに、花の苗販売を目的にした施設等の整備事業について支援しております。

3つ目の広域連携推進事業では、小田地区において、巨樹、古木等の調査や旧幼稚園舎等を利活用していくための視察研修事業を実施しております。また、五十崎地区では、交流施設の施設整備事業などを行っております。

次に、実施率でございます。交付要綱については平成25年に見直しを行っていることから、それ以前の事業を地域の魅力創出事業とさせていただきますと、同事業は平成20年度と令和5年度を比較してみますと、33自治会、約8割の自治会で取り組まれており、同数となっております。事業内容につきましては、いずれも地域の環境整備である花の植栽等が多く見られます。その他の2つの事業については、コロナ禍を除き、年1事業、1つの事業となっております。

いずれにいたしましても、高齢化等の課題もありますが、各自治会におかれましては、創意、工夫を十分に発揮され、取り組まれておられます。これらの地域づくり事業の効果は自治会に限定されたものではなく、内子町全体の魅力づくりに繋がっており、自治会の皆様のご尽力に感謝をしております。今後とも、より充実した活動となるよう支援して参りたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） はい、ありがとうございました。平成24年に見直しがあったということなんですけども、一概にそれで実施されている率は、当時と変わらなくて8割ぐらいがされているということなんですけども、花いっぱい事業というのは、どの自治会もかなり一生懸命、熱心に取り組まれていると思うんですけど、それ以外にもいろいろと言われたんですけど、コミュニティビジネスでは苗の販売等をされていると聞いたんですけども、他にはもう具体的に、この言い方は悪いかもしれませんが、コミュニティビジネスで成功しているというか実施されて、これは活発になっているということはございませんでしょうか。他に。

○自治・学習課長（福見光生君） 議長。

○議長（久保美博君） 福見自治・学習課長。

○自治・学習課長（福見光生君） お答えをさせていただきます。先程も取り組んでいる事業、お話をさせていただきました。具体的に言いますと、旧幼稚園舎の共有地を利用した宿泊事業、これは今、たどビレッジというのをやっております。これは田渡地区、小田地域の田渡自治会の皆さんが合同ですね、宿泊施設を運営されております。まだ始まったばかりではございますけれども、先般ですね、代表者の方とお会いすることができました。昨年に比べると100人以上の宿泊者がいらっしゃるということで、大変好評を得ておるということ聞いております。

そして、先程申し上げました高齢者等の支援を目的にした備品等管理整備事業、私の方か

ら申し上げさせいただきましたけども、これは小田地区の中川自治会がやられておる「よろず屋なかがわ」という取り組みでございます。地域の問題ごと、例えば「草刈はなかなか高齢化してできませんよ」ということでありますとか、遠くの方が「お墓の整備ができませんよ」とかいうこともあるようでございます。自治会の地域の中の困りごとをですね、10人程度の団体でありますけども、自治会の公募団体でございますが、下部団体でありますけれども、協力して、これを今もしっかりとやっておられているということで、大変好評を得ておるというふうに聞いております。

最後に、コミュニティカフェを運営するために支援いたしましたということがございますけれども、これは五十崎地区のですね、みそぎの里の事業でございます。こちらの方は里の中を、多くのですね、店舗ですかね、入って参りまして、また喫茶店、食事等も提供してですね、非常に活発にやられているというふうに聞いているところでございます。

よりまして、それぞれご紹介させていただきましたけれども、コミュニティビジネス事業でですね、培った事業につきましてはですね、今も成功を収めているというふうに感じております。今後も継続的に処理をしてですね、自治会の支援をしてまいりたいというふうに考えております。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） はい。ただ今、課長の説明がありましたその3つのコミュニティビジネス、私もマスコミでも取り上げていただいたりしますので知ってはいるんですけど、全体の自治会の中で、これだけ率として大変厳しいのではないかなというふうに思うんですけど、どうなんですかね。町長もですけども、各課長も、このビジネス自体が、できればどの自治体にも取り組んでいただくような形になったら一番素晴らしいんですけども、かなり住民にとっては、その自治会の役員の皆さんとか、住民にとっては難しい課題を。言えば、頑張れと言いながら押し付けられているというような感じにとれるという感じもするんですけども、どんなものでしょうかね。この3つ、4つの事例ではあるんですけども、どの自治体ももっと増やしていける、頑張っていけるというような感じは、印象はあるでしょうか。

○自治・学習課長（福見光生君） 議長。

○議長（久保美博君） 福見自治・学習課長。

○自治・学習課長（福見光生君） 議員ご指摘の通り、長期的にですね、この事業に取り組んでいく、広げていくっていうのは、かなり人口減少の中では厳しいというところがありますけれどもですね、私ども自治・学習課としてはですね、いろんな他の自治体の情報提携をしっかりしながらですね、少しでもですね、活力に繋がるようなことをしてまいりたいなと思っております。具体的に言いますと、今年度の自治会連絡会では梶原町の方にですね、出向いてきまして、梶原町のですね、取り組みを各自治会の自治会長さんに見ていただきました。その中で、やはり地域をしっかり守っていく、いわゆる生業づくりというのは大切だよ

っていうことをですね、多くの自治会の自治会長さんから声をいただいておりますし、前向きにですね、これを進めていかなきゃならないなというふうに思っています。やはりですね、知恵を結集しながらですね、私どもも、町としてもですね、しっかり支援をしながらですね、少しでも実を結びつけられるような、そういう取り組みができるようにですね、支援を今後も継続的にやってまいりたいというふうに考えております。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） はい。実際にこうやられている自治会、活動されているところは本当、大変素晴らしいんですけども、これは、これからがその継続がどれだけやっていけるかっていうことが一番、やはり人口減少、高齢化ということの中で、一番の課題になってくるのではないかとこのように思いますので、せっかくここまでやってこられたことを継続、もっと大きく広げていくのは一番いいんですけども、これが成功していくようにして継続されて、それが他の自治会も見習って頑張ろうというふうな雰囲気につながっていくように、協力体制をしてもらったというふうに思っております。

それでは、続いての質問に入らせていただきます。やはり続いて、今度、町長には聞くんですけども、人口減少、高齢化について語っての、これからの自治会についてどうなるかということを知りたいと思います。

2014年に岩手県の知事や、第一次安倍改造内閣や福田内閣で総務省を務めた増田寛也氏を中心に民間有識者でつくる日本創成会議が発表した消滅可能性都市では、多くの人が衝撃を受けたと思います。

地方の自治会活動やコミュニティ活動を持続させるためには、若者の結婚感覚を、先程も言いましたように感覚を変えるだけではなく、先程の一般質問の中にもありましたように人口の流出を止めることが一番必要であると私も思います。内子町でも結婚する若者が増えても、都会へ就職という形の中で流出すればどうにもなりません。将来、結婚して子どもを持つことができる若者の定住が必須ではないかというふうに思います。高校、大学へと進学させることができる経済力を必要になります。それだけの経済力は、誰もがそう簡単に得ることはできないとすると、行政からの支援が必要になります。

先程、町長がいろんな子育て支援を令和6年度で考えていると言われましたけども、間違いなく、子育てが安心してできる、幼児期から義務教育期間、そして今は高校、大学へと、全てにおいて行政からの支援がないと少子化にストップがかけられない時代ではないかと私も思います。保育料や高校、大学生までの医療費や給食費の援助や無料化する自治体も増えております。手早く人口を増やすには移住者を増やすことでありますが、隣り合う自治会どうしで奪い合うような状況も生まれてきております。地方の人口減少が進んでいる主な要因は、やはり就職先が、先程、町長言われました高収入で、福利厚生がよく都会の企業へ出ていくということだと私も思います。高度経済成長期から始まった都会への人口流出は、今になっても止めることはなかなかできません。地方は疲弊するばかりであります。合併当

時から人口減少が続いていた当町でも同じで、山間部だけではなく、逆に今では街中の空洞化が目立っています。若者の流出により、地元企業も人材不足で事業の継承ができずに、負のスパイラルとなって、人口減少や空洞化を加速させています。高齢化と人口流出で、自治会の役員のなり手不足や、少子化で愛護班活動や文化伝統行事もできなくなっており、間違いなく消滅的な危機であります。

内子町の自治会制度は、「自分たちの地域は自分たちの手で」がスローガンであったと思いますが、人口減少と高齢化、さらにコロナの影響もあり、合併した頃のような活動が成り立たなくなってきたのではないかと危惧するものであります。住民自らの創意工夫により、主体的に取り組む地域づくりが理想ですが、自治会活動の活発な地域、これは人材がおられて活発にできる地域とそうでない地域とでは温度差ができて、長い目で見ると、結果的には住民サービスに違いが出てくるということにもなるのではないのでしょうか。

人口減少と高齢化、また住民の生活や考え方が多様化している時代になりました。これまでの旧態依然とした自治会制度では、地域のコミュニティが存続できず、頑張れる自治会とやりたくてもどうにもできない自治会では、大きな格差が生じるのではないかと思います。ですが、いかがでしょうか。人口減少と高齢化の中、自治会制度やコミュニティ活動のあり方を再度議論すべき時代がきたのではないかと思います。ですが、地域住民の自治力を推進する自治会制度の今後を、町長はどう考えておられるか質問します。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） ただ今のご質問にお答えをいたします。

合併後の自治会制度を振り返ってみますと、先程答弁させていただきました地域づくり事業の概要などから、自治会制度の趣旨である「住民の住民による住民のための地域づくり」が町民の皆様に着実に定着をしてきていると思います。また令和3年度に41自治会すべてが地域づくり計画書を更新され、今、その実現に向けて、各自治会の皆さんにご尽力いただいている最中でございます。よって、今すぐですね、自治会制度を見直す必要はないと考えております。

しかしながらですね、先程ご指摘いただきました人口減少、または高齢化については、内子町全体の最重要課題となっておりますので、自治会への支援は引き続き、必要であると考えております。現在、各自治会への支援につきましては、各自治センターが中心となって担当し、各自治会に2名ずつ担当職員を配置し連携しながら行っております。今後におきましても、自治会支援や集落支援のあり方、必要に応じて地域おこし協力隊の活用など、様々な観点から検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） はい。令和3年度の地域づくり計画書の作成に伴って、今それを

実施されているということではございますが、この自治会制度が導入された頃には、元河内町長の時代で、その頃にはですね、その目的とした、要は人口減少というものもやはり見据えて、その中でこの自治会制度をスタートさせられたというふうに私も聞いております。まず、昔は公民館と文館組織だったと思うんですけども、それを自治センター及び自治会制へと移行をして、自分たちの地域の将来像が描かれて、それが計画書に基づいて実現されていけば、町村合併や分権化にも十分対応できて生き残れるという当初の考えであったというふうに思うんですが、この制度ができたときにはもう、歴代の小野植町長、稲本町長、ずっと当時から職員でおられたと思いますが、この自治会制度の成果は十二分にあったと捉えておられますでしょうか。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい。当時とですね、現在では先程来の人口減少がですね、かなり現在、人口減少が進んでいるという状況ではあります。ただですね、やっぱり自分たちの地域は自分たちでしっかりと守り育てていこうという、そういう考えはですね、やっぱり大切だというふうに思っております。その地域ですね、人口、住んでいる人たちが減ったからといってですね、いろんな。当然、人数が少なければ人数の多いところとはですね、活動の内容、これも当然違ってくると思います。ですが、少なくなったから、どこかと一緒になって助けてくださいとかですね、当然そういうのがあればですね、ご相談があれば、またそうやって話に入っていくんですけども、人数が少なくなってもですね、私たちは私たちが、例えば見守りをしていくとかですね、しっかりと自分の地域はやっていくんだという、そういう気概でまだ皆さんいておられます。ですので、当然いろんな状況が今後考えられると思うんですけども、その時の状況によってですね、先程、地域おこし協力隊とか、いろんなことを言いましたけれども、支援できるところはしっかり支援をさせていただきながらですね、地域でまた頑張っていくんだぞというような地域についてはですね、しっかり先程言いました支援をしながら、しっかりやっていっていただくという、それを応援していくというようなスタンスでやっていきたいなというふうには思っております。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） 当初は合併した前の時の自治会制がスタートする時には職員も3人ぐらいが張り付いてやるということで、今は2名の職員がやっているわけなんですけども、先程も私、質問したんですけども、協力隊さんも来ていただいて頑張っていこうというふうに住民の皆さんが、高齢化になっても人数が減っても頑張っていこうというのは素晴らしいんですが、逆にこれ言えば失礼なのかもしれませんが、御祓地域とか、石畳地域とか、かなり前から、合併する前ぐらいから少子化や人口減少で高齢化していくというのが問題になっていて、それに対して手厚く頑張れよという形で地域おこし協力隊も今入って、いろんなことをされて先程のコミュニティビジネスなんかも行われているわけなんで

すけども、逆に先程言いました街の中が空洞化して、街の中の後継者もみんなやはり先程言いましたように子どもさんは都会へ流出しているのは一緒なんですよ。すると、逆に言えば、街の方の自治会の方が、こう結束力というものが希薄になってくるんじゃないかという感じがするんですけど、そういう考えは、今のところ、まず出てないでしょうか。感じは、町長としてどう思われますでしょうか。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい。街場においてもですね、今、言われるように高齢化進んでおります。役員もですね、なかなかお聞きするところによると、なかなか役員も大変な、まあ街場についてもですね、そういう状況というのはお聞きをしております。ただ結束力についてはですね、意外と山間部の方って、やっぱりそのまとまりといいますかね、小さいがゆえに、そういう団結みたいところは非常に多くございます。なので、それはどちらがどうということではないんですけれども、これは全体的にですね、しっかりとやっぱり「自分たちの地域は自分たちで」という思いで、まずは頑張ってくださいという、そういう基本はですね、やっぱりこれからも続けていくべきではないのかなというふうに思っております。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） 町長の方からは、それなりに地域が頑張っていてほしいという気持ちもあるので、そういうふうになると思うんですけども、一部の地域の話をお聞きすると、役員のなり手不足もそうですけども、いろんな行事、行事というのが重荷になってきて、例えば、地域の活性化と言うなれば、そういったコミュニティビジネスやいろんなお祭りにしたって、イベントをやったりするのがやはり活性化に繋がるということではいろんな事業を考えていくが、逆にそれが重荷になって役員になりたくないというのがやはり多くなってきている。そうすると、パターンの同じ人が同じ役をやるようになると、形がいつも同じでマンネリ化になるということが課題であるというふうにも言われております。大変難しいんですけれども、中には行政からの、区の区長さんに書類の配布とか、最低限の、もうそれだけの環境整備と街灯の明かりとかの、それだけでいいんじゃないかというふうな考え方を結構、若い人の中にも広がってきているんじゃないかと私ちょっと危惧するわけなんです。今の冠婚葬祭にしたって、コロナの前からですけども、近所の人協力して初めてそういう、まず冠婚葬祭は協力し合うことでコミュニティがとれていたのが、今はそういう葬祭会館におまかせで、何も手伝わなくていいよというのが主になってきて、何がしたら目的で地域でやるかと思ったら、やはり若い人はなおさら何もしなくていいんじゃない、最低限でいいんじゃないかと。それだったら、やっぱりそれだったら、それまで強制されるなら区入りはしないという形になってきていると思うんですよ。ですから、もう一度そういうことも、最初から考えを議論していくことも大事ではないかと思います。今後、町、事務局長、会のところでも、今後のあり方について十二分に協議していただけたらと思います。ということ

で、そのことは、皆さん、だいたい自治会というものはどうなっていくか、地域というのはどうなっていくかっていうのは、もう誰もが感じていることだと思いますので、今後もずっとこのままの自治会制、どうするかというのは十二分に検討していただけたらと思います。

続いての質問に入ります。公園整備について質問したいと思います。

昨年度ぐらいからずっとお話は、全員協議会の中では聞いておりました。龍王公園の藤棚の改修工事。それから、先程町長が言われました新川の児童公園等の改修工事等も計画が進んで実施されているわけですけど、まずその進捗状況を、こういった状況があるのかお尋ねします。また、それぞれの完成後はどのような形になるのか。龍王公園の藤棚以外のところの改修構想はどう考えておられるかを質問いたします。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 議長。

○議長（久保美博君） 谷岡建設デザイン課長。

〔谷岡祐二建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） ただ今のご質問にお答えいたします。龍王公園の改修工事につきましては、現在、藤棚の撤去工事が終わり、藤棚の設置工事を行っております。藤棚の改修に併せて園路の舗装や休憩所等も改修するとともに、景色を遮る周りの竹や雑木なども伐採して、景観も改善する予定でございます。予算の関係もございますが、令和6年度には全線が完成する予定でございまして、完成後は、以前のような多くの町民が集う憩いの場所、また内子町を訪れた観光客との交流の場になればと思っております。

一方、新川児童公園につきましては、現在行っております撤去工事、これを本年度に完了させまして、令和6年度に施設整備や遊具などの設置工事を行い、こちらも予算の関係もありますが、令和6年度には完成予定であり、完成後は同じく地域の憩いの場となるとともに、子どもたちが安全に利用できるなど、子育て支援の一助になればと思っております。

なお、龍王公園の今後の改修構想につきましては、令和6年度に住民の意見なども取り入れながら基本計画を策定し、令和7年度以降、芝生広場の遊具更新をはじめ、龍王球場や砦付近などの改修を順次進めていきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） はい。ちょっとよく分からなかったんですけど、令和6年度に龍王の野球場や芝生の辺りも改修されるということですけど、そのところをもう一遍。どなたに相談、自治会とかいろんなそういう相談をして考えられたんですか。再度、お願いします。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 議長。

○議長（久保美博君） 谷岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 説明が悪くて申し訳ございませんでした。芝生広場とか球場ですね、これについて、今後の計画としてはその施設を更新していくわけなんですけれども、それをどのようにするか、またそのあとの計画についてですね、6年度に基本計画、

これ住民の方の委員会等を設定してですね、入っていただいて協議をしながら、どういう順序でやるかとか、どういった形にするかとか、そういう基本計画をまとめるのが6年度にやるという意味でございます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） はい。私は龍王の球場とか、芝の遊具のところは一度、もうある程度改修されて、大変綺麗になって、利用者も多く、芝滑りもあると思うんですけど、あれはもう大変子どもたちに好評で、どこまで行くのと聞いたら、あそこで芝滑りしたら楽しいということだったんですけど、またそこももう一度、再利用の計画を検討するということでしょうか。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 議長。

○議長（久保美博君） 谷岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） はい。龍王公園の改修につきましては基本的にですね、老朽化した施設の更新ということで長寿命化計画に基づいて改修をしていております。一番優先度が高いということで藤棚から始めているんですけども、球場なんかもですね、昭和53年ぐらいに建設されたものでですね、かなり点検の結果、損傷といいますか、老朽化が進んでいるというようなことで進めていかんといけませんし、ソリの方の滑り台じゃなくて広場の方ですね、フィットネスの横の。あそこの遊具なんかもかなり古い、50年代に作られたものも残っているというところもあったりしてですね。あと、遊具も少ないというような中で、現代の子どもたちのニーズに合うような遊具をとということがですね、そういったものを検討していきたいということで、それを6年度においてですね、意見を聞きながら基本計画をまとめるというような考えでございます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） フィットネスの横の遊具は私の勘違いか、もう改修されているというふうに思うんですけど、古いと言われたんですけど、あれは。分かりました。まあ新しくなっていくんだったら、検討していただいたら。良いことなので、それはいいと思います。まあ、ただあと龍王の砦からの芝滑りまでの間の流水の景観を何か活用、まだあそこが一番に残っていますのであれも検討していただいたらと思います。

それと、あと藤棚の先程の部分なんですけど、藤棚は藤棚が腐食したから藤棚を直すのか。ちょっと見てみますと、藤棚の藤は腐食していないんですかね。どんなですか。藤のことにっては。かなり短く1メートルぐらい切ったり、枯れとったりするようなんですけど、それをちょっと教えてください。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 議長。

○議長（久保美博君） 谷岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 藤棚はおっしゃられる通りですね、木製でございまし

て老朽化して、通行止めというような形で、管理が悪くて申し訳ないということで。全部改修という形になります。藤自体はですね、間隔とかいろいろございますが、基本的には最初に植えられたもの、これをまた復元といいますか、花が咲くように、また次に使うんですが、藤が並んでいるピッチとかですね、そういうものの計算といいますか、専門家に見ていただきながら、不足するところは新しい苗を持ってきて追加するとか、混んでいるところはちょっと間引きするとか、そういった形でですね、今の藤を最大限活かしながら、藤が早く花が咲くようにということでちょっと計画もしております。今のところですね、短く切っているということでご心配されているとは思いますが、樹木匠さん、専門家あたりのご意見を聞きますとですね、令和7年ごろ、1年後、2年後ぐらいですかね、には花を咲かせてくるだろうというようなご意見もいただいておりますので、そういった形で棚を仕上げていきたいと考えております。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） はい。ちょっと思ったのは、あれまで枯れてたり、まあ芽が出るということだったらいんですけども、もうなんか壊滅状態みたいな感じに見えていけなかったもので、それだったら、あそこに絶対、藤がないといけない公園という決まりはないので、藤棚まで作って必要なかなとちょっと心配したんですけど、新芽が出て、新しく植栽もして補っていったら、また元の藤棚ができるということなら、信じておきます。

それとですね。続いては、先程も言いました新川児童公園は今度、取り壊していくということではあるんですけども、この後、要望についてもまた協議されるということなんですけど、公園利用者や使用要件等についての協議はされたのかというお話をしたんですけど、これからということでよろしいでしょうかね。それと、トイレやベンチ等の防災避難場所としての活用は考えておられるかという質問をしたいと思います。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 議長。

○議長（久保美博君） 谷岡建設デザイン課長。

〔谷岡祐二建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） ただ今のご質問にお答えをいたします。

新川児童公園改修工事にかかる協議についてでございますけれども、地元自治会との協議をはじめ、小学校関係者や五十崎児童館関係者、また公園利用の頻度が高い関係団体の皆様方と協議を行うとともに、遊具の選定についても子どもたちの意見を十分集約した上で計画しております。また、細かい点や要望事項などにつきましても、近隣住民の皆様や区長さんなどと協議を行いながら、住民ニーズに沿って計画を取りまとめ、ご了承をいただいたところでございます。

防災や避難場所としての活用を考えた整備になっているかという点につきましては、地域の皆様との協議において特にご要望は出ませんでした。内部協議にて、ベンチ等を災害用緊急トイレとして活用できないか検討しましたが、多額の費用がかかることや、この公園

が町の地域防災計画において避難場所として指定されていないこと、また近隣公共施設が多くあることなどから、費用対効果などを考慮し、災害の緊急トイレなどの防災施設の整備は行わないことといたしました。以上、答弁とさせていただきます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） はい。先日というか、この前、総務の委員会でPTA保護者との懇談会をしたときも、要望というわけではございませんけど、新川児童公園について、ここの公園はボール遊びができないのですかというふうなことがあったんですけども、これ私も記憶にはあまりないというか、ぼやっとなかなか、そのために先輩の、役場OBの方にも聞いたらその方も覚えていないということだったんですけど、あそこではボール遊びが禁止だということになって。ちょっと覚えているのは、五十崎小学校が近くにあるんで、五十崎小学校でボール遊びをなさいというふうなので禁止になっていると。そういう協議は十分にされましたでしょうか。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 議長。

○議長（久保美博君） 谷岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 公園の改修事業につきましては10回程度ですね、地元の方との協議などをやっております中で、子どものボール遊びについて問題にはならなかったんですけど、1人ご質問がありました。その中で、町としましてはですね、非常に公園が狭いということと、利用者が小さいお子さんがいらっしゃるとかですね、近隣への影響があるというようなことで、ボール遊びそのものじゃなくって、硬い玉を使ってですね、公園を一部占有したような形で、ちょっと周りとか利用者に危険になるようなボール遊びはご遠慮くださいというような話はさせていただいております。その点ですね、小学校の方もご理解いただいておりますね、そういったことで、その公園でできない子どもたちの遊びについては、学校の方のグラウンドを開放するのでそちらの方でやってくださいというようなことで、ご理解やご協力はいただいておりますのでございます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） はい。ここの公園の名前は何か言うたら新川児童公園ですので、児童が自由に遊べないところも児童公園というのかとなるので、正直、近隣の人にはお話ししましたが、確かに窓ガラスが割れたら、ボールが飛んできていけんというのは分かるけど、ネットもつくりゃいいじゃないかということも言えば、経費がかかりすぎるので、それは無理ですという答弁でしたという。やはり、そこらは経費が少々かかっても、キャッチボールぐらいしたり、保護者じゃない、地域、近所の人に聞いてみたんですよ。そしたら、休みの日ぐらいは自転車の練習するんだったら練習したっていいと思うし、あそこまで使うなと言われることもないと私らも思いますねという意見を実際に聞きました。ですから、そこはもう一度お金はかかるのは分かりますけども、それなりの対策を少し考えて、ネットを考え

るとかして、児童がやはり、楽しく遊べる場所を公園としてあげるのが一番なんじゃないかと思います。旧の内子の町でも、やはり町の中にそういった子どもが遊べる場所がほしいとか、かなり多いと思いますので、また令和6年の途中に追加予算をつけるなどの考え、町長、そういった考えはないでしょうか。そういったことも検討してください。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい。これはですね、その公園をどういう子どもたちに使っていただくかということになるかと思うんです。広い公園だったらですね、これは本当に小さい子が遊ぶところに遊具を置いてですね、こちらは小学校でもある程度大きい、サッカーを思いつき蹴れるような、そういうスペースがあれば取れるんですけど、もうご存じのように非常に狭い場所で遊具を置いてしまうとですね、なかなかサッカーボール蹴ったり、野球みたいなもの、ソフトボールをしたりとかいうことであればですね、やっぱりちょっと非常に怪我の問題とかですね、いろんな問題が起きてくるので、やっぱりそういう硬いボールですとか、そういうものについてはですね、小学校のグラウンドの開放というのがありますので、そちらの方で思いっきりボールを蹴ってくださいと。小学生って学校行ってるわけですからね。それが土曜とか日曜日に、全部ではないにしても、この時間はどんどん大いに使ってくださいということであればですね、当然そういう了解も得たわけですね。得ているわけですので、そちらの方に誘導してですね、思いつきそこで遊んでいただきたいと思っております。ですので、お金の問題とかそういう問題では、私はないと思っております。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） はい。当然、子どもさんのやるソフトボールやサッカーで言うたら、クラブとかだったらもう小学校で当然やらなければならないと思うんですけど、普通の、まあ分かるでしょ、小さいときのキャッチボールと、ボールでも正式の、大谷選手がくれたグローブがいるような野球ではなく、草野球的なものぐらひは認めてあげるべきだとは思うので、臨機応変にそこらはまた。絶対いけませんよという縛りはせずに、子どもさんに言ったら失礼かもしれないんですけど、常識的な範囲の中で、ここでクラブチームがやることは無理、試合をやりましょうとかいうのではないんですけど、やはりそういう簡単なキャッチボールということは、それとか自転車の練習をするとかぐらひは認めてあげるというふうに。まあ、責任問題、怪我があった時の責任問題ってことを言われるかもしれませんが、ある程度は考えていただきたらと思います。

あと、前も言いましたけども、防災的なことは今度、能登の地震でも、ずっとありますけども、やはりここが避難場所になってないというんじゃなくて、やはり一番真ん中にあるような広場ですので、中に、前にも言いましたがソーラーで、明かりが消えたときにソーラーだったら、明かりがついてそこに地震の時にはバツと逃げてこれるようなところで、第一次的に避難する場所として、やはり公園というのは大事なことだと思うんで。このことを自治

会長に申しますと、確かにそうだなと。そういう意見が出なかったということはあったんですけども、自治会長にそういったことの要望は行ってないですかと聞いたら、確かにそういうことも大事だなということも言われました。やはり、そこらのことももう一度検討していただいたと思います。どうでしょうか。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 議長。

○議長（久保美博君） 谷岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 先程、答弁させていただいた通りでございますので、防災機能を付加した公園にしてくれという話は、ちょっと今、議員さんから言われて、私も初耳といたしますかですね、ちょっと把握はしていなかったんですけども、やはり防災の公園でできることと言えば、やはりさっき答弁したようにですね、緊急用のトイレとか、そういったものになってくるんだと思うんですけども、やはりこれを設置するのにですね、多額の費用がかかる。ただでさえ、この改修費が当初予想よりもですね、物価高騰とか、人件費の高騰などでかなりの費用が上がってきておるという中でですね、たちまちは、今、予算化しようと、当初予算計上させていただこうとしているのが、これにかかる経費ということで計上させていただいておりますので、防災にかかる件につきましてはですね、もう少し町の方においても検討を重ねて。他の施設や公園などの関連もあらうと思いますので、今後、町の中で検討しながら防災公園のあり方というのは検討を進めていきたいと思います。以上です。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） はい。先日もこの南予地区、わりと体を感じる地震がありまして、こっちの方にも来るんじゃないかと、皆さん恐怖感を持たれておりますので、今後、公園の改修工事とか、ずっと検討されていかれると思います。そういったことは、やはり防災のことを十分に考えた中で、意見がなかったからではなく、やはり住民の生命と財産を守るのが行政の仕事ですので、やはりそれを頭に入れた中での計画を今後考えていくべきではないかということを申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（久保美博君） 午前はここまでとし、休憩します。午後1時から再開します。

午後 12時00分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（久保美博君） 休憩前に続き、会議を開きます。

次に塩川まゆみ議員の発言を許します。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 議席番号2番、塩川まゆみです。3月定例会にあたり、通告に従い

まして一般質問をいたします。

元旦の能登半島地震で被災された方々に、心よりお見舞い申し上げます。しかし、すでに発生から2ヶ月が経過したというのに、いまだに車中泊されている方、体育館で雑魚寝されている方々、農業用のビニールハウスで避難生活を過ごされている方もいるとの報道に心底驚きます。壊れた建物の撤去も、ご自身も被災された地元の解体業者の方が、重機も人手も足りない中、懸命に作業されておられると聞きました。

石川県内の自治体職員の方々も、ご自身も被災者でありながら、1月の残業が過労死ラインと言われる100時間を超え、輪島市の場合では時間外の平均が約148時間に達しているとの報道もありました。これは本当に内子町も他人事ではないと思いながら見ております。

国は日頃より、「自助、共助、公助」を強調しますが、自助ではどうにもならない災害時の公の役割とは何か。きっちり支援が必要なところに素早く届く。その体制の構築こそ、仮にも税金という形で国民からお金を集めている政府のやることだと思います。

裏金問題など、政治への信頼が地に落ちている今日この頃。いかにこれを取り戻していくか、生活に最も身近な議員、議会の一員として、日々考える日々ですが、私にできることを1つずつやっていきたいと思います。

まず1番目、選挙公報の発行についてお尋ねします。

昨年、令和5年6月定例会においても、選挙公報の発行について一般質問いたしました。その時の選挙管理委員会書記長の答弁では、「選挙公報の発行、配布が、町民の町政への関心や主権者意識の向上に繋がる」とのお考えを示されつつも、「町長選挙、町議会選挙については、公示日から投票日までの期間が短く」、これは5日間ですが、「現在の町の選挙管理委員会の限られた人員体制では難しい。」とのことでした。一方、これまで、町選挙の公報、選挙公報の発行そのものを選挙管理委員会でも想定、検討したことがなかったということで、「県内でも、砥部町と松前町の2つの町が実施しているので研究したい。」との答弁をいただきました。

さて、町長、町議会議員の任期満了に伴い、来年2025年には選挙があります。町議会選挙の投票率は、前々回2017年の68.32%、前回2021年には過去最低の63.1%でした。次回は定数も現行の15人から13人へと削減になりますが、近年の地方選挙の様子を見ていると無投票となる可能性もあり、投票率とともに選挙への関心が低下し続けている現状があります。お隣の伊予市は、来年度の改選にあたり、選挙公報を発行するための条例制定を今議会に提出したとの新聞報道もありました。改めまして、選挙公報発行についての町のお考えをお聞かせ願います。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○選挙管理委員会書記長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治選挙管理委員会書記長登壇〕

○選挙管理委員会書記長（黒澤賢治君） はい。塩川議員さんのご質問について、選挙管理委員会事務局書記長の立場でお答えをさせていただきます。

選挙公報につきましては、令和5年6月定例会でお答えをいたしましたとおり、発行をし、その上で配布することに加えて、インターネット上に公開することなどにより、町民の町政への関心や主権者意識の向上に繋がるという考えに変わりはありません。一方で、町長選挙、町議会議員選挙につきましては、先程ご指摘をいただきましたとおり、告示日から投票日までの期間が短いという現状がございます。

選挙公報の配布にあたりましては、現在、専任者等のいない町の選挙管理委員会の人員体制では、紙面の調整などにも一定の日数を要することが予想されることから、有権者のお手元へ届けられるのは投票日直前となることが考えられ、各選挙において期日前投票の投票率が上昇傾向にある中で、効果が未確定なところがございます。

また、県内の他の自治体の考え方をお聞きする機会もございました。条例未制定の県内自治体につきましても内子町と同様の認識でございまして、選挙人が立候補者の情報を得る重要な媒体と捉えながらも、投票行動への影響は少ないと考えられ、選挙公報の条例制定について積極的でない状況でございます。

内子町におきましては、直近に行われました県議会議員選挙は結果として無投票となりましたけれども、今後の選挙におきまして、一部の地域に移動期日前投票所を設置することを考えております。

まずは、お1人でも多くの方に投票していただけるよう、その機会を提供する取り組みから実施させていただければと考えておりますので、ご理解をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） はい。ありがとうございます。予想通りという答弁なんですけれども、新聞折り込みなどでも日程は厳しく、松前町は同日選挙、町長選と同日選挙ということで前日、砥部町は2日前に届いているという状態と聞きましたが、これはですね、全国の、他の愛媛県外の事例をいくつか調べてみました。

宮城県色麻町は、今年の1月に町議選挙が執行されまして、1月23日告示、28日投開票というスケジュールだったんですけれども、立候補者の事前審査の時に候補者に原稿を提出してもらい、告示日に同時に印刷にGoを出して、すると印刷物は翌日に納品。そのまま区長さんに届けて、各戸に配布してもらうという方法で、告示日の翌日には各戸に届いたそうです。ちなみに、選挙広報の内容は1月24日の時点で町のホームページで公開されています。部数はだいたい3,000部弱とのことでした。

また、鳥取の大山町でも同様に、事前審査時に原稿を提出。告示日に即印刷にかけ、同様に自治会等を通じて配布し、告示日の2日後までには有権者に届いたということです。

また、広島県の海田町は、原稿提出から印刷までの流れは同じですが、配布は新聞折り込みと公共施設での配布、個別郵送などで、新聞折り込みのところには、投票期日2日前に届いたということです。

確かに今、答弁にあったように、投票行動の影響という意味では大きな効果は得られないかもしれませんが、この政治への関心を高める、そしてまた候補者の知る権利を強化すること、これは、ゆくゆくは町民生活の向上に繋がることであると、これも前回、質問でも言ったんですけれども、と考えております。

議員の一覧は町のホームページにもあり、改選後に発行される議会だよりでは、写真と簡単なプロフィールなどがありますが、他の機会はありません。投票前に政見や活動、公約などについては個人の発信にゆだねられております。個人的には、掲示板のポスターよりもあらゆる面で有益だと考えております。ホームページに継続して掲載することでその候補者の考えをより深く知ることができるし、また、在任、任期中の活動を評価する一助にもなり、次回の改選のときにも議員活動の評価に繋がることと考えます。

昨年的一般質問でも言ったように、自分の住む地域の議員以外は全く知らない。名前も顔も知らない。また投票しようにも、新聞の情報だけでは判断ができないという意見を町民の方から多く頂戴しました。選挙を我がこととして捉えられない、関心がない状態では、やはり最も身近なこの民主主義は成り立たないと思います。

まずは選挙を身近にするためにも、人員が足りないというのであればそれを見直し、印刷代や配布の手間などは、民主主義のコストとして町民にご理解を求めていくのも行政の役割だと考えますが、いかがでしょうか。

○選挙管理委員会書記長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

○選挙管理委員会書記長（黒澤賢治君） はい。確かにその効果でありますとかメリット、そういったものはご指摘のとおりでございます。そういったところは内子町選挙管理委員会におきましてもですね、そのとおりだなというふうに考えております。

ただ、繰り返しになるかもしれませんが、事前審査のときに原稿を受け付けるっていうのは1つの方法だと思いますけれども、それにしましても、最終日、告示日までは、最終的に立候補者は確定しませんので、それまでは待つ必要があるんだろうというふうに思っております。それから後に実際の原稿を、公報誌としての原稿を作成し、またそれをどういった光景になるのかははっきりと想定はできませんけれども、候補者の皆さんに選挙公報としての原稿を確認いただいて、その上で印刷に回して印刷をしていただくということになろうと思います。そういった作業にも、1日か1日半とか、そういった日数が必要じゃないかなというふうに想定してございます。その上で、新聞折り込みということでありましたら、例えば配送センターでありますとか、販売所、そういったところに持ち込みをしなければいけませんけれども、近年、県内におきましては配送センターですとか、販売所への持ち込み期限につきましても、かなり発送センターの働き方改革なのか、ちょっと分かりません

けれども、そういったところでなるべく早くということで、配送センターでしたら木曜日の午前中。土曜日に、最終日に配布をするのであれば木曜日の午前中とかですね、販売所に直接持ち込むのであれば木曜日中とか、そういった原則があるようです。それに間に合わせるとするとですね、かなり日程的にも厳しくて、何か1つトラブルが起こると間に合わないといったリスクもかなりあります。そうした中で、やはり移動期日前投票所を開設しようとしておりますので、まずはそういったところをやってみて、どれだけの余力があったとか、期間的な猶予があるのかっていうところを確認させていただいた上で、また検討させていただければというふうに思っておりますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） ちなみに町長はいかがでしょうか。選挙公報の発行について。もし次もとなれば、町長自身も原稿を提出する方になるんですけど、いかがお考えでしょう。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい。選挙管理委員会とはちょっと立場が違いますのでですね、ちょっとこれに対して答えるのはいかなものかと思っております。それは選挙管理委員会の中ですね、また取扱等についてご判断いただければと思います。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） はい。ありがとうございます。行政の手間はもちろん分かるんですけども、町民からの要請というのは一定数あるものと私も感じておりますので。これはいくらでも先行事例がありまして、工夫次第でできる、町でもできるということはもうすでに実例がございます。あとは、やる意思があるかどうかという問題だと思いますので、移動期日前投票の試みもされるということですし、ぜひ前向きにですね、今後検討をしていただきたいと思います。

続きまして2つ目、木造住宅耐震改修等補助事業についてお伺いいたします。

ただ今、県内ほとんどの自治体で議会が開会中ですが、1月の能登半島地震を受けて、防災に関する一般質問が数多く見られます。先頃発表された県の当初予算でも、防災・減災対策が重点施策として位置付けられ、市町への支援策が打ち出されております。その中には、能登半島地震を受けた当面の対応として、木造住宅耐震化促進事業費の増額として新たに耐震改修設計も補助対象に追加すること。これは、内子町は多分、町独自ですでに設計から補助対象になっていたと思うんですけども、その他にもブロック塀の安全対策事業費や特定老朽危険空き家等除去促進事業費なども拡大される予定です。

国は、国土強靱化計画において、2030年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消するとの目標を上げていますが、総務省の調査によると、2018年時点で耐震性に欠ける

県内の住宅は推計9万3,000戸、耐震化率は81.3%であり、全国平均の87%を下回っているそうです。一方、内子町の現状はどうかというと、少し前の数字ですが、「内子町耐震改修促進計画」では、「平成29年度の税務家屋台帳によると、居住世帯のある住宅約1万1,200戸のうち、昭和55年以前に建築された住宅は約7,200戸であり、町内における住宅耐震化率は約48.6%と、全国平均82%を大きく下回る水準」となっております。総合計画の中でも耐震性のない建物は約6,700戸との記述がありました。このように推計とはいえ、町内の住宅の耐震化は半分も進んでない状況があったわけですが、最初の質問です。

この木造住宅耐震改修等補助事業の開始からの実施件数はいかがでしょうか。また、令和2年度に補助限度額、補助率の見直しが行われましたが、その効果についてはどのように評価しているかお聞かせください。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 議長。

○議長（久保美博君） 谷岡建設デザイン課長。

〔谷岡祐二建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） ただ今のご質問にお答えいたします。

まず、事業開始からの耐震改修実績でございますが、補助金を活用した耐震改修工事の件数は16件でございます。

内子町では、令和元年度まで、耐震改修工事、設計、監理、診断の総額118万円だった補助金、令和2年度に県内においてトップクラスである152万円に拡充し、木造住宅の耐震化の促進を図ってまいりました。併せて、平成24年度の補助金創設以降、広報やホームページはもとより、出前講座や年250件程度の戸別訪問、また診断により危険と判定されたものの改修に至っていない方へのフォローアップなどにより、町民の皆様への周知や要請に努めてまいりましたが、この16件の実績のうち、令和2年度までが11件、見直し後の令和2年度以降が5件となっております。年平均1、2件程度の実績ということで、残念ながら補助金の見直しや町の周知効果は十分に表れていない状況となっております。

耐震化が進まないひとつの要因といたしまして、工事費が高額で、所有者の負担が大きいことがございます。そのため、町としましては、令和6年度から耐震改修工事にかかる補助限度額を、さらに10万円に上乗せすることとしております。また、高知県の黒潮町などで実績を上げている所有者負担の少ない「低コスト工法」を推進するため、一昨年より地元工務店や建築士に向けて講習会を実施し、「低コスト方法」の普及促進を図っております。

今後につきましても、町民の皆様への周知、要請及び「低コスト工法」の普及を行い、耐震化の促進に努めて参りたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） 残念ながらいまいち効果が上がってない、やはり工事費が高額であるということがあるとのことなんですけれども、この今回、県が新たに補助対象を拡大し

たということですが、今回の県の対応によって、さらに町でも補助率や金額が変わってくるという可能性はあるのでしょうか。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 議長。

○議長（久保美博君） 谷岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） はい。先程、議員さんもおっしゃられましたようにですね、令和6年度から愛媛県の方の補助金としまして、設計費の補助を10万円いただくというような改正がございました。今年度まではですね、設計費に対して30万円の補助金を出しているんですけれども、全額町が出していくという状況で、その県が出していただける10万円、この部分を改修工事の方、工事費ですね、こっちの方に上乗せ10万円しまして、改修工事にかかる補助金は120万円というふうに拡充するようにしております。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） はい。関連といえば関連なんですけれども、国土交通省の地方公共団体における耐震改修促進計画の策定状況及び耐震改修等に対する補助制度の整備状況という資料がありまして、これは全国の自治体の状況がよく分かるんですけれども、店舗や事務所、ホテルや倉庫などの非住宅建築物については、これは愛媛県内の市町は、多分、県がやっていないので耐震改修補助事業の対象外となっております。逆に、お隣の高知などでは、対象にしているところがほとんどですね。この住宅の耐震診断や改修の補助事業は財政負担が県が4分の1、国が2分の1という理解をしていますけれども、この倒壊の危険などについては非住宅建築物も全く同じで、もちろん立地というか、周りの近所との関わりもあると思いますけれども、危険性の除去という意味では、この非住宅建築物についても、例えば今ありましたような耐震の診断の一部だけでも助成をするという考えはいかがでしょうか。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 議長。

○議長（久保美博君） 谷岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） はい。今の現行制度としましてですね、国、県の補助があって町の持ち出しといいますか、上乗せによって事業をなり立てていっております。やはり、その中でですね、内子町独自といいますか、どっかの単独のですね、ちょっと補助事業の早急な取り組みというのはちょっとまだ検討段階にございませんので、また県とかですね、他市町なんかの情報などを掘みながらですね、そういったところで検討を進めていく必要があるかなと思っております。よろしくお願いします。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） それでは次の質問なんですけど、この能登半島地震では、いわゆる新耐震基準、昭和56年以降の新耐震基準を満たす住宅にもかなり大きな倒壊被害が出たということで、国交省が耐震基準の見直しも視野に入れた現地調査に着手しているそう

です。現在、町の対象補助はもちろん旧耐震のみが対象となっていますが、これも先程の質問とちょっと同じような感じですけど、これを見直していく考えはありますでしょうか。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 議長。

○議長（久保美博君） 谷岡建設デザイン課長。

〔谷岡祐二建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） ただ今のご質問にお答えいたします。

現在の新耐震基準は、昭和43年の十勝沖地震、そして昭和53年の宮城県沖地震を受けて、昭和56年に引き上げられた建築基準法の耐震基準でございまして、耐震性能としましては、震度6強で損傷はするが、倒壊までには至らないとされている基準となっております。

現在内子町では、昭和56年以前に建築された旧耐震基準の木造住宅が多数存在していることから、まずはより危険な旧耐震基準の木造住宅をこの新耐震基準に適合させるための支援を最優先していきたいと考えております。

なお、新耐震基準である住宅につきましても、能登半島地震の調査結果を踏まえまして、建築基準法が改正されることも考えられます。今後、国におきまして、新耐震基準建物への補助制度創設の動きなどがあれば、愛媛県とも協調しながらその動きに追随し、補助制度の整備に向けて検討を進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） ありがとうございます。先程の答弁にもありましたように、もちろん住宅を耐震化するというのがベストなのですけれども、把握されておられるように、おそらく費用の問題、または高齢者だけの世帯で今後の居住年数、そして費用との複数の要因から、住宅全体の耐震化工事には踏み切れないという方が町内に相当数いらっしゃるかと推察いたします。

それで、あくまでも次善の策ではあるんですけれども、ここに様々な耐震シェルターというのがありまして、今回、私もいろいろ調べたんですが、それこそ畳1畳くらいのサイズから、寝室、寝るスペースを守るもの、または、とっさのときに潜るテーブルのような形状のものなど、それぞれの状況によって、ご家庭の状況によって全くこう身を守る行動というのは変わってくると思うんですけれども、例えば場合によっては、すぐ屋外に出た方が安全が確保できる場合もあれば、住宅密集地などでは、外に出る方が倒壊に巻き込まれたりなどの危険が増したりして、いろいろなケースが想定されると思います。ただ、とにかく国や県の動き、いろいろあるんですけれども、まず個人の命を守るためにできることから取り組んでいくという意味では、個人の状況に応じて取り入れやすく、費用も比較的低い耐震シェルターの設置。これも今現在もすでに補助があるんですが、これをさらに周知、また拡充していくというお考えはいかがでしょうか。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 議長。

○議長（久保美博君） 谷岡建設デザイン課長。

〔谷岡祐二建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） ただ今のご質問にお答えいたします。

耐震シェルター設置は、耐震診断の結果「耐震性なし」と判定された住宅を対象に、耐震シェルター設置に対して上限40万円の補助を実施しています。耐震シェルターは、日頃利用頻度の高い寝室などの一部屋を補強し、大地震時において住宅が倒壊した際に生命を守ることを目的とした補助制度となっておりますが、内子町においては平成31年の補助制度創設以来、現在まで設置の実績はございません。

補助の拡充についてでございますが、現在、「愛媛県木造住宅耐震シェルター設置事業者名簿」に登録されている耐震シェルターは、設置費用が補助金の限度額である40万円程度の製品も多く登録されており、個人負担も少なく設置が可能と考えられますので、現段階において、補助金の拡充までは考えておりません。

耐震シェルターは比較的安価であるとともに短期間で設置できる大きなメリットがある一方で、建物全体を耐震化するのではなく、一部屋のみ耐震化を図るため、地震時にその部屋にいなかった場合は、被災する可能性があるというデメリットもございます。このようなことから、町としましては建物全体の耐震化をまず第一に推進しつつ、費用や工期等により建物全体の耐震化が困難な所有者に対しては、耐震シェルター設置を提案するなどして、それぞれの住民ニーズに応じながら、耐震化の促進に努めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） 今、本当に町内でも防災意識が高まっていましてですね、残念ながら非常にいろんな補助制度がいまいち活用されていない状況があるようですが、この意識が高まっているときに周知を工夫して、1人でも多くの町民の方に取り入れていただけるように努力していただけたらと思います。

続きまして、保育園の入園についてお尋ねいたします。

2021年、令和3年6月定例会でも同じテーマで一般質問したのですが、その当時も、内子町のように物理的に広々とした空間に恵まれ、しかも少子化傾向にある自治体で、その時はなぜきょうだいが別々の園になったり、保護者が希望する園に入園できないような事態が発生してしまうのかというのが素朴な疑問でありました。当時の担当課長の答弁では、まずそれぞれの保育園は保育スペースや保育士の人数等の条件によって入園できる児童数が定められていること、そして保護者の希望はいろいろあるが、公平性の観点から「内子町特定教育・保育施設等利用規則」にある入所選考基準に基づいて入園が決定されているとの答弁を受けました。

今年も、もう来年度この4月からの入園が決まり、またいろんな問題があったのではないかと思いますところもあるんですけども、そこで1つ、今回の「入園のてびき」の、1問目な

んですが、アクセシビリティと内容の分かりやすさについての自己及び、自己というのは担当課の皆さんですけれども、及び保護者からの評価についてお尋ねしたいと思います。

もちろんこのアクセシビリティという言葉自体が分かりにくいという自覚もありますので、釈迦に説法ではありますが一応解説いたしますと、アクセシビリティというのは、アクセスとアビリティ、つまり2つの単語から成っていきまして、アクセスというのは、近づく、接近する。アビリティは能力。つまり、近づくやすさ、分かりやすさまで含み、今では障がい者への対応などでよく聞かれますが、そういう片仮名語となっております。余談ですが、2023年11月にデジタル庁が「ウェブアクセシビリティ導入ガイドブック」という手引きを発行しておりますので、ぜひ機会があったらご一読ください。

改めまして、この「入園のてびき」へのアクセシビリティと内容の分かりやすさについての評価についてお尋ねしたいと思います。

○こども支援課長補佐（松尾健二君） 議長。

○議長（久保美博君） 松尾こども支援課長補佐。

〔松尾健二こども支援課長補佐登壇〕

○こども支援課長補佐（松尾健二君） 塩川議員のご質問にお答えいたします。

「入園のてびき」については、毎年11月に翌年度の入園を希望される保護者の皆様に向けてホームページなどで発信をしております。内子町の「入園のてびき」は9ページにわたるもので、内容は「入園の申し込みについて」から「入園決定について」など9つの項目で構成されており、なるべく多くの情報を提供するために、詳しい説明を行っているものでございます。

保護者からの評価については、「入園のてびき」について意見を聞くことは行っておりませんが、苦情や分かりにくいといったご意見をいただいたことは今のところございません。てびきの中で、不備や分からないことがあるようでしたら、修正をしていきながら、より良い「入園のてびき」にしていきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） ありがとうございます。内子町の子育て支援サイトの「きゅ〜っとうちっこ」という、ホームページから飛べるあそこは写真も多く、デザインもやわらかで、とても親しみやすく分かりやすいと思うんですけれども、私は保育園は利用していませんでしたが、私の子どもは。入園手続きについて一切予備知識がない状態で、パッとあのサイトから飛んだときにですね、もうまず最初に出てくる「認定こども園の幼稚園機能部分（1号認定）の利用を希望される方」、また「支給認定」というのはその次に来るんですけど、まずここが意味が分からなかったんですね。いろんな自治体の「入園のてびき」やそれに似た案内を見ましても、どれも基本的に情報量がとても多く、やや分かりにくいなという印象はあるんですけれども、その中でも例えばフローチャートを最初に持ってくるとか、行

政用語とは別に平易な言葉を使うなど工夫されているところはいくつかありました。今の答弁で特に苦情はないということなんですけれども、これは積極的に、例えばアンケートなどで感想を、保護者の方から毎年更新するぐらいのつもりで感想を集めて、もっと分かりやすいものにしていくのではないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○こども支援課長補佐（松尾健二君） 議長。

○議長（久保美博君） はい。またホームページ等、またちょっとまた再度確認しまして、また、良い表現ができるように詰めてまいりたいと思います。また、「てびき」の内容につきましても、より多くの方のご意見を聞きながらですね、より良い「てびき」にしていきたいと思いますので、ご理解いただけたらと思います。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） これに関連して2つ目なんですけれども、入園基準の透明性の確保という意味でですね、入所選考にかかる指数の基準表の公開状況についてお尋ねします。これもまた、このホームページの例規集の中からは、別表という形でリンクに飛べるんですが、一般的にはなかなかたどり着きにくい場所にあるんですね。でも保護者にしてみれば、なぜ自分が希望通りにならなかったのか直接問い合わせる方もいらっしゃると思うんですけれども、例えばこの個別に点数を知らせるということは、どこの自治体もやってないと思うんですが、事前にこの基準表を見ることで、だいたい自分がどのぐらいの点数を持っているのかと概算がつけば、少し保護者側の理解も深まるのではないかと考えます。県内では、松山市などがホームページで、基準表も割と分かりやすい、浅い部分に公開しているんですけれども、これは内子町ではどのようにお考えでしょうか。

○こども支援課長補佐（松尾健二君） 議長。

○議長（久保美博君） 松尾こども支援課長補佐。

〔松尾健二こども支援課長補佐登壇〕

○こども支援課長補佐（松尾健二君） ただ今の質問にお答えいたします。

「内子町特定教育・保育施設等利用規則」につきましては、お話があったとおり、内子町ホームページの例規集に掲載して広く公開をしております。

また、入園調整を行う場合には、対象となる保護者へ入園調整表を送付させていただくとともに、入所選考にかかる指数の基準表も同封させていただいておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） 個別に送付されているという対応をお聞きしましたが、これは事前にはお知らせしないけれども、対象となった方にはちゃんと点数も知らせてお知らせしているということよろしいですか。

○こども支援課長補佐（松尾健二君） 議長。

○議長（久保美博君） 松尾こども支援課長補佐。

○こども支援課長補佐（松尾健二君） はい。対象となった方のみ、送付してお知らせしております。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） ただ、例規集では公開はされているんですけども、これはやはり先程言ったアクセシビリティという問題からも、必ずしも見やすい位置にはないというものがあまして、これは別に公開することには何か問題があるというわけではないんですよ。

○こども支援課長補佐（松尾健二君） 議長。

○議長（久保美博君） 松尾こども支援課長補佐。

○こども支援課長補佐（松尾健二君） はい。ホームページで公開しておりますので、問題があるわけではないんですけども、やはり対象となる場合は入園調整の対象になるパターンしかもう必要がないものでございますから、あまり大きく出しているわけではないということです。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） もちろん入園調整の対象にならない方には、希望通り入る方には関わりのない部分もあるんですけども、これから入園されるお子さんをお持ちの保護者の方とか、一体どういう選考プロセスを経て入園するのかなどを知るためにも、また情報の公開という意味でも公開してもいいのではないかと思いますので、ぜひ前向きにご検討ください。

はい。続きまして3番目です。

これまで述べてきたことにも繋がってくるんですけども、待機児童は内子町の場合、解消をされているということですが、必ずしも保護者が希望する園への入所状況は、希望に沿えない状況もあるというふうに聞いております。その希望に沿えない状況が発生する原因とその改善についてお伺いしたいと思うんですが、まず、この通告書には過去3年分と書いたんですけども、園に入れなかったケース、そのきょうだいで別になったりとか、希望しない園になったようなケースというのは、過去3年間で何件ほどあったのか。それは全体の何人ぐらいそういうケースがあったのかということについてお聞かせください。

○こども支援課長補佐（松尾健二君） 議長。

○議長（久保美博君） 松尾こども支援課長補佐。

〔松尾健二こども支援課長補佐登壇〕

○こども支援課長補佐（松尾健二君） ただ今のご質問にお答えいたします。

保育園の入園申し込み時には、保護者より希望する保育園について、第1希望から第3希望まで記入していただいております。令和3年度から令和5年度にかかる過去3年分の保

護者が第1希望とした園への入所状況につきましては、割合で申しますと、令和3年度が97.5%。こちらは362名中、353名の方が第一希望の園へ入っているということでございます。令和4年度が96.8%、370名中、358名でございます。令和5年度が97.0%。369名中、358名となっております。

また、希望に沿えない状況が発生する原因につきましては、保育園での受け入れ体制が整っていないことが大きな要因であると認識しております。受け入れ態勢の整備、充実については、保育士の確保が急務であると考えております。

保育士の確保には、県社協が実施する「保育のお仕事フェア」などに参加をし、内子町の保育園等を紹介するなど、取り組みを行ってきたところです。

今後は学校を訪問するなどして、直接学生に内子町の保育園や現場の紹介など、積極的に保育士の確保に向けて努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） やはり毎年少しは希望に沿えない、沿うことができないご家庭があるということなんですけれども、保育士確保が最大の課題であるというのは前回の時もお伺いしまして、その確保のために県のフェアであるとか、学校訪問などを行っているということなんですけど、ただそれをやってこの2年効果が上がらないのであれば、やはりこれに加えて何らかの取り組みが必要だと考えます。

その時には、前は明石市の例を出したんですけれども、今の最近の千葉県の流山市というところも、これは本当に若年人口がこの10年間で4.2万人も増えてるっていう、人口自体が21万人いる大きな市なんですけれども、特にこの35歳から39歳代の若年層、子育ての世代が最も多く増えている。合計特殊出生率は1.5%なんですけれども、これをまた内子の平成30年に1.42%であったのに比べると随分高い水準だと思います。もちろん、この流山市は保育士の就職支援制度というのを市独自で作ってまして、それだけがその移住の爆発的な増加に直接繋がっているわけではなく、むしろ首都圏からつくばエクスプレスという大変便利な沿線にあるということが大きな理由だとは思いますが、内子町も松山から特急が停まる駅でもあり、インターもあって、松山からの交通の利便性ということで言えばかなり条件の良いところにあると思うんですね。

それで保育士の就職支援なんですけど、特例保育士処遇改善事業として、正規保育士で月額4万3,000円、準保育士で月額2万円という上乗せをしています。当然、これは財源の問題が大きくなると思うんですけど、その他にいろんな保育士の方を優遇するパッケージ、また保育士の方のお子さんを優遇するパッケージがあるんですけども、この財源の問題ですけど、これ今回この先頃提出されました令和6年度当初予算編成の方針についての中でも、とにかく既存事業の抜本的な見直しや類似事業の統合など、スクラップアンドビルドを徹底的にやって事業経費を見積もるという町長の方針が出されていて、その

保育士の処遇改善というのは、これまでの流れを見てもかなり優先度が高いことではないかと考えます。今までやったような保育士確保の事業が特に効果が出ていないということであれば、またこの子育て支援、町内の子育て支援、やはりどんなにわずかでもこうやって条件に沿えない、希望に沿えないということは、例えば保護者の方が働くことの支障になったりとか、何らかの無理といたしますかね、ご理解いただくという形で無理をしていただいていることなので、これはやっぱり内子町の中では、心から安心して子育てしていただく状況を作るためにもこの保育士の就職支援制度というのを思い切って進められてはどうかと思うんですけれども、町長、いかがでしょうか。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい。保育士の確保、大変重要な問題だというふうに捉えております。今、言われたようにですね、いろんな対応は考えられるかと思うんですけれども、一方ですね、児童数にも変化がございます。そういったところもちょっと見ないといけないんですけれども、そういったところを見ながらですね、次年度4月以降についてはですね、採用2名、保育士を確保することができました。それと、先程言いました児童数との兼ね合いとかですね、いろんなことで何とかいい方向にですね、向かっていけばいいなというふうに思っております。

また初任給の格付けあたりもですね、これについても、保育所については一般職よりかは少しいいところに位置付けもさせてもらっていますしね。また、今、内子に来ていただいた方については20万円でしたかね。そういった制度も、いろんなことに充てていただこうということで制度も作っておりますしですね。引き続き、まだ十分とは言えませんが、これからですね、いろんな方法を使いながらですね、保育士の確保に向けてはですね、取り組んでいきたいなとは思っております。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） 今もうすでにいろんな取り組みされて、さらに今後拡充のお考えもあるということですが、ぜひこれをもっと広く周知していただいて、県がやっているものは他もやっていることなので、やはりこの内子町を差別化していく中でも、この保育士の処遇については、大きく優遇策などについて広報していただけたらと思います。

最後に4つ目です。会計年度任用職員の処遇改善についてです。

これはまた2022年12月定例会の一般質問でも取り上げましたが、会計年度任用職員はどの団体においても女性が圧倒的に多く、待遇の格差がそのまま男女間の賃金格差に繋がり、ジェンダーギャップ解消の観点からも問題になっています。

そんな中、愛知県のみよし市は、正職員との格差是正のために、新年度から会計年度任用職員の時給を最大で9.5%引き上げるという報道がありました。2月7日のNHK報道によると、市は、正規の職員との待遇の差が大きすぎるとして新年度から時給を最大で9.

5%引き上げるなど、待遇を改善する方針を固めた。専門家は、これは非正規公務員のあり方に一石を投じるものだとして、待遇改善の動きが広がるかどうか注目されています。会計年度任用職員は任期は原則1年以内で昇給がないなど、正規の職員との待遇の差が大きいと指摘されていることから、みよし市では、新年度から待遇を改善するために、具体的には全職員のおよそ2割を占める「一般事務職」の時給を、現在の1,155円から1,265円に、率にして9.5%。その他、作業員や看護補助職で8.1%、歯科衛生士や栄養士でも8%それぞれ引き上げ、また同時に正規職員の比率を増やしていくことにして、年度途中に正規の一般事務職や保育士の採用を新たに実施する方針であるとあります。

ちょうど本定例会でも、今年4月1日からの地方自治法の改正により、会計年度職員に対して勤勉手当を支給するための条例改正が議案として提出されました。これは大変歓迎されるべき進歩でございますが、この計算の土台となる給料表の級と号のどこを適用するかなどが、また新たな問題になってくると考えます。

まず質問は、第1番目にこの内子町の処遇格差の実態はいかがでしょうか。

ください。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） はい。ただ今のご質問にお答えをさせていただきます。

内子町における会計年度任用職員の処遇につきましては、新規採用1年目のフルタイム勤務の事務職員の給与月額ですと、行政職給料表（1）を用いておりますけれども、この1級5号、1の5というような言い方をしますけれども、ここに格付をするよう規定しております。

一方、高校新卒者の正職員の一般行政職は、1級9号、1の9に格付をするように規定しております。正職員との給与月額が、正職員の方が4,300円多い状況となっております。

また、ご質問にあります愛知県みよし市の報酬額につきましてホームページなどで確認をしましたところ、会計年度任用職員の一般事務職では、今年度まで採用時において1級1号に位置付けをし、昇給の上限を1級9号と規定されているようでございます。これを令和6年度から採用時には1級5号とし、上限を1級21号とするよう改正をされておられるようでございます。

内子町におきましては、採用時の位置付けをすでに1級5号としており、また昇給の上限につきましても、改正後のみよし市を上回ります1級29号としておりますので、比較いたしましても、現在の内子町の位置付けは遜色のないものと考えております。その他、休暇、休業制度につきましても、内子町の場合、基本的に正職員とおおむね同様な規定等としていくところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） ありがとうございます。ホームページでも公開されています「令和4年度内子町人事行政の運営費等の状況について」という資料を見ていますと、この給与の状況で、職員給与費の状況は普通会計決算の中で正職員の1人あたりの給与費というのが508万2,000円。フルタイム会計年度職員というのが1人あたり224万6,000円というふうになっているんですけども、これ職員手当については退職手当は含まずということで。今、説明がありましたように、みよし市に比べても内子町はもとよりその対応する級、号の表も高く、遜色ないということですが、この格差というのは一体どこで出てくるのでしょうか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） 508万円と224万円というご指摘をいただきましたけれども、この場合、正職員の場合ですと、まず1級。やっぱり入りましたときにですね、1級と格付しますけれども、その上に係長でありますとか課長補佐、課長に上がりますと、2級、3級、4級ということで上がってまいります。これが会計年度任用職員の場合は、先程も申しましたけれども、上限が1の29までということですので、雇用期間もまだ制度が始まって3年目、4年目ですか、ということですので、その辺のところ、やっぱり正職員の場合ですと課長職までおりますので、その辺の平均額との差ということではないかなというふうに思っています。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） もちろん昇進がないわけですから、会計年度任用職員の方というのは。そういう部分が大きな差になると思います。でも、非正規の公務員であったものがこの会計年度任用職員という制度ができて、今年で4年目になるかと思うんですけども、例えば正職員がジョブローテーションといいますか、いろんな課を数年単位で短い間で異動していく中でですね、その異動すると、これまでの、全く新しい体系になるんですけども、例えばその課にいる会計年度任用職員の方の方がその業務に慣れているとか、専門性をお持ちになられてですね、例えばこう正職員の方に会計年度の方が指導するというようなことは、まま起きると思うんですけども。そのような状況も踏まえて、会計年度任用職員の待遇というのがそれでいいのかなっていうのが、これ内子町だけの問題ではなくてですね、もう本当に国全体の問題なんですけれども、その辺りはいかがお考えですか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） その課ごとといいますか、組織、組織におきまして、在籍の長い正職員もいれば短い正職員もいる。会計年度任用職員も同様でございまして、年に1回はですね、正職員も会計年度任用職員も異動希望などをとったりしまして、希望をすると、そ

の前の状況等も勘案しまして、会計年度任用職員でありまして異動したりいたします。大事なことは、正職員も会計年度任用職員も含めまして、組織として助け合いながらですね、事務事業の仕事をうまく進めていくということが大事だろうと思いますので、例えば正職員が一方的に助けられる立場であるというのは困る問題かもしれませんが、そういった中で、キャリアの長いものがですね、短いものに指導していくっていうのは自然なことかなというふうに思っています。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） はい。この質問の冒頭にもお話しましたように、本当この会計年度任用職員の問題というのは、全国で大変問題になっていまして、またやはりこの女性のジェンダーギャップの面でも大変大きな問題になっています。前回、去年ですか、聞いたときの数字だと令和4年ですかね。内子町の正職員、だいたい240名。男性147名、女性は93名で、会計年度任用職員は、これはフルタイムだけではなくいろんな、ごくごく短期の方も入っているので本当に目安みたいな数字なんですけど、男性が29名、女性は144名、合計173名なんですね。女性が8割以上、会計年度任用職員。この比率は正職員になると、男性と女性で逆転するわけですけども。今回に限らず、これからの町のいろんな発展、今、予算もたくさん出されていましてですね、中小企業の、しかも振興のいろんな取り組みの中でも町内でいかに働き口を作るか。人材の育成並びに確保及び雇用の安定、雇用の促進、そして町民生活の向上というのを主眼に置いて予算が作られているわけでありまして。

ただ、ここです、内子町という、いろんな中小企業の方もいらっしゃいますけど、この役場というのは町内最大の雇用機関というところちょっと言い方が、定義は正しくありませんけど、最大の組織のひとつなわけですね。400人近い人員を雇用してですね。過去の一般質問でも何度か指摘したことではありますが、この働き方改革、男性の育休取得、また男女共同参画推進にしても、まずこの役場が率先して範を垂れていくべきではないかというのは私が何度か指摘している点でありますし、当然皆さんも、そこはもう一定理解していることだと思うんですね。90年代半ばから、ちょっと本当にひどい公務員バッシングといえますか、不当におとしめられるような風潮がありまして、削減しろ、削減しろっていう流れが来て、実際この30年削減され続けてですね、その分、会計年度と非正規雇用が増えていって、正規職員が減ったことで、またこの役場自体の働き方もちょっとよろしくなくなっているといえますか。本当はこの公が、地域に不安定雇用を生み出す存在ではあってはならないといえますかね。ある意味、先程ちょっと町長から、同僚議員の質問でもありましたけど、その若年層の雇用であったり、女性の雇用のひとつとして、役場職員というのは大変魅力的な選択肢のひとつになりうると思うんです。今、非常に男女共同参画が進んでいるスウェーデン、ここの国なんかでも、最初は公務員に女性を増やすところから、女性の労働地位といえますか、向上してきたのがあるんですね。特に今これだけ情勢が厳しい中で、民間の内子の地場産業のいろんな方が女性の雇用を一気に増やすとか、賃金を上げる、身分

を安定させるっていうのは結構難しい側面もあると思うんですが、それは公務員だとできるということがありますので、そこはですね、もう本当にもう役場が町民の生活のためのいろんなサービスを実施するんですけども、役場の職員の皆さんも、またそのようなより良い住環境で働いて、この町のために働いていただきたいというのがありますので、いかがですか。この町民生活の向上という視点から、役場職員の、会計年度任用を含めた労働環境の改善について、町長のお考えを聞かせてください。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい。会計年度任用職員についてでございますけれども、今、確かに多くの会計年度任用職員が勤務をしてくれております。今のですね、職員の採用についてもですね、ここ近年、女性職員の方がおそらく多いんじゃないかなというぐらいはですね、女性職員、たくさん応募していただいて、また入ってくれております。そういう中でですね、金額だけのことであればですね、当然、募集には、その会計年度であろうが、一般の方であろうが、当然皆さん受けていただいております。そういう中からですね、会計年度職員から正職員になっていただく方ももちろんおられます。ですのでですね、もしその辺りでいろんなご不満があったりですね、そういうことであれば門戸を開いておりますので、どんどん受けていただいてですね、職員になっていただきたいというふうに思っております。また、会計年度任用職につきましてはですね、勤勉手当、また先程、提案させていただきましたけれども、2.05の勤勉手当をですね、出そうということでございます。そういう意味では、少しずつ近づいていっているのかなというふうに思っておりますので、改善に向けたですね、取り組みはおそらく、これからまたいろいろと国の方でもですね、そういう考えでもございますので、町としても応じられるところはしっかりとやっていながら。

ただですね、もうやっぱり正規の職員と会計年度職員というのは、どこかにやっぱりそれはあると思うんです。それは会計年度職員がどうしても駄目だということになれば、先程言いましたようにね、正職員になる道も当然ございますので、そういったところも踏まえましてですね、また引き続きですね、かなうところはまた改善をしていきたいというふうに思っております。

○議長（久保美博君） 塩川議員に申し上げます。発言時間をオーバーしております。もしあれば、簡単、明瞭に。

○2番（塩川まゆみ君） 締め挨拶だけだったんですけど。はい。これで。本当はちょっといい締めがあったんですが、もう時間がありませんので、またの機会ということで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（久保美博君） ここで暫時休憩します。午後2時15分から再開いたします。

午後 2時 5分 休憩

午後 2時15分 再開

○議長（久保美博君） 休憩前に続き、会議を開きます。

次に城戸司議員の発言を許します。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（久保美博君） 城戸司議員。

〔城戸司議員登壇〕

○1番（城戸司君） 1番、城戸です。

私の一般質問に入る前に、令和6年能登半島地震においてお亡くなりになられた方々に心よりお悔やみを申し上げますとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げます。

それでは、通告に従い、部活動地域移行と防災対策について質問したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

令和5年9月定例議会においても、部活動地域移行について質問させていただきました。まだこれからということではっきりした答弁はいただけないかと思いますが、様々な方から意見をいただくので、今回も質問させていただこうと思います。

1月4日、ホームページに「内子町立中学校における部活動の地域移行推進計画を策定しました」ということで、「内子町立中学校における部活動の地域移行推進計画」と「内子町立中学校における部活動の方針（第1期）」が掲載されました。

その中の「内子町の目指す部活動」のところに「令和6～7年度については、部活動地域移行のための第1期と位置付け、拠点校部活動の体制を構築する中で地域クラブ活動（地域移行第2期）の移行準備を進める。拠点校部活動においては、町教育委員会が事業主体、学校が実施主体として、部活動の指導、運営に係る体制を構築する。」とあります。

スポーツ指導をされている方や審判などの資格を持っている方からは「部活動の時間帯に指導に行くのが難しい。」といった声や「平日の部活動でのコンディションを確認しないと、大会の引率などを引き受けた時に怪我をさせてしまうかもしれない。」といった声を聞きました。

保護者からは「小学校で所属している地域クラブの中学部という形で面倒を見ていただけるのが理想である。」や「部活動での活躍の評価はどのようになるのか。」といった意見を聞きました。その他に「地域移行という形で指導者や団体に対しての費用が出るのであれば、現在の部活動にない地域クラブも今後認めてもらいたい。」といった意見もありました。

学校部活動の地域移行は、教員の働き方改革と子どもたちの育成ということで教育委員会主導で進められてきたかと思います。内子町では、令和8年度の完全地域移行に向け4月より動き出しますが、後々指導に関わると思われる町内のスポーツ協会及び競技団体等や各分野の文化芸術団体等の反応はどのようなのでしょうか。

○議長（久保美博君） 城戸司議員の質問に対して理事者の答弁を求めます。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀岡学校教育課長。

〔亀岡秀俊学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（亀岡秀俊君） はい。城戸議員の令和8年度の完全地域移行に向け動き出すにあたって、後々指導に関わるであろう団体の反応についての質問にお答えいたします。

部活動地域移行は、先程、城戸議員も言われましたように、第1期、第2期と計画しております。現在は学校教育活動内で行う拠点校部活動の準備を進めている段階ということでございます。令和8年度以降、第2期になりますけども、地域クラブ活動に移行する際に町内関係団体との連携を探る必要がございます。従いまして、令和6年度から7年度にかけて部活動地域移行推進連絡協議会で協議を進めながら、関係団体と情報共有、情報交換を行っていく予定でございます。

従いまして、現時点では決まっていないことも多く、団体からの反応については未確認でございます。まずは4月から始まる拠点校部活動の運営をしっかりと進めていく必要がございますが、並行して外部指導者として関わっていただける方の確保に向け、関係団体等へ働きかける必要もございます。協議会の中でしっかりと検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（久保美博君） 城戸司議員。

○1番（城戸司君） はい。先程の答弁で、これから始まるということで6年度と7年度にかけ、共有、情報交換をしていくということで、始まっていくとですね、様々な問題、改善点等が見つかると思います。そこで、現在は全体の方針及び計画ということで決まったと思うんですが、運営していく中で、各活動において臨機応変に6年度、7年度と対応していけるのか。そしてですね、一応、スポーツ協会ということで、部活動にない団体っていうところからの意見も聴取するのか。この2点、ちょっとお答えください。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀岡学校教育課長。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） はい。様々なですね、団体からの意見聴取でございますが、やはり協議会の中でいろんなことを想定しながら、先のことを見据えて考えていく必要がございます。その中で、当然、町内に今ある団体の方への声かけもあらうと思いますし、今、現在関わっていただいている外部指導者の方にも当然お声がけしています。そのような中で、新たな団体の発掘といいますか、保護者等に関わっていただける方も探していく必要もあると思います。いずれにしてもですね、協議会の中でしっかりその辺りは、いろんな関係者の方が来られていますので、情報共有しながら、意見をいただきながら、情報いただきながら検討してまいりたいと思います。

以上です。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（久保美博君） 城戸司議員。

○1番（城戸司君） すいません。ちょっと聞き逃したかもしれないんで、もう一度確認なんです。各活動において改善点等見つかったら、この6年から7年度の間それぞれに改善していったいいのか。それとも、1回学校側の方から教育委員会に上げて、精査して、それは全体として変更していこうっていうふうにするのか。もう個々、やっぱりそれぞれに活動であったり、改善点等は違うと思うので、それぞれの現場、現場でそれぞれの活動において対応していけるようになるのか、もう一度お願いします。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀岡学校教育課長。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） はい。失礼いたしました。基本的には方針の中でやっていくということが基本になろうかと思います。ただ、やはりまだ始まっていない、これからやっていくことでございますから、やっていく中でやはり改善していく点は出てこようかと考えております。それはその都度、それは学校に競技者、もしくは指導者が、申し出るのでも構いませんし、我々教育委員会の方に話していただいても構いませんが、いずれにしても、その辺りの問題を協議会に吸い上げて、そこで検討していきたいと考えています。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（久保美博君） 城戸司議員。

○1番（城戸司君） はい。ありがとうございます。

次の質問に移りたいと思います。

「内子町立中学校における部活動の方針（第1期）」の中の「内子町の目指す部活動」のところに「運営上の様々な調整や指導者の確保などに課題が山積している現状を踏まえ、指導者についての移行は教員から徐々に地域住民等へ移行し、その他の課題について修正しながら、令和8年度には移行完了を目指す。」とあります。移行できる活動は順次移行していくのか。それとも、完全に移行した形ができて、令和8年度に足並みをそろえて移行するのかにもよると思いますが、活動の時間帯は指導団体に合わせてよいのかを伺いたいと思います。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀岡学校教育課長。

〔亀岡秀俊学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 城戸議員のご質問にお答えいたします。

まずですね、活動時間等について、現在の内子町の状況について説明しておきたいと思います。現在はですね、学校部活動の中で1日の活動時間は、平日は放課後2時間程度、休日は3時間程度で、できるだけ短時間で効率よく練習等を行っている状況です。練習日につきましては、週あたり平日は4日、土日はいずれか1日の合計5日となります。

令和8年度以降の練習時間の考え方ということですが、地域クラブ活動を進めていく中で、生徒や保護者の負担を考えれば、現在の活動時間を基本に置くことが関係者の理解を得ることに繋がるというふうに考えております。

ただし、関係者の考え方が変化し、地域クラブ活動のあり方を模索する中で新しい活動時間の形が生まれることも想定しておく必要がございます。また、あらかじめ指導団体に都合のよい時間体があるなら、保護者や生徒、団体と協議の上、決定していく必要があることもございます。

これらのことは、実施していく中で子どもたちにとってどうか、何が一番良いのかを考えながら、必要に応じて調整していくことになるのではないかとというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（久保美博君） 城戸司議員。

○1番（城戸司君） はい。拠点校方式ということで、内子町は。ちょっと大洲市の方から聞いて、ちょっと不確かかもしれないんですが、大洲市は今、現在ある部活動を地域移行の方にしていくということで、今はない部活動については引き続きできない。内子は今まで小学校のときにやっていた活動が中学で続けられないのが続けられるようになって羨ましいといったような声をすごく聞いて、現在の移行の仕方っていうのはすごく賛成できるんですが、早期移行で先程、協議しながら、保護者や生徒の活動を考えながらという。負担を考えれば今の時間とありましたけど、地域移行に進み出した話っていうのは学校の教員の働き方改革っていうのもある。働き方改革の方だけを見てみるとですね、さっさと移行できる方が、手を離して指導者負担を減らすっていうところにもなってくるんじゃないかなと。そうしていくと、今度は地域移行して時間がずれた活動においては、当然、学校側、行政側が用意するバスによる拠点校の移動というものは利用できなくなってくるのかなあという問題点も考えられる。その点は保護者の負担も増えて、そういったところは協議しながらっていうところで理解はできるんですが、現在の状況でですね、土日とかですね、その部活動に対するバスの運行。この点をちょっとお答え願えたらと思います。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀岡学校教育課長。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） はい。新年度の話ということでさせていただいたと思うんですが、4月以降は拠点校部活動を進めていくということでございますので、拠点校部活動が始まれば、子どもたちの部活動の移動、これは土日とかに関わらず、平日の移動についてもバス、スクールバスですね。もしくは、手配できない場合はジャンボタクシー等で今のところは移動をしたいと考えております。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（久保美博君） 城戸司議員。

○1番（城戸司君） 拠点校への、平日も休日、土日等もバスが運行、利用できるというこ

とでお受けしたと思いますので、そういった点、ぜひ最初、利用できる条件で、拠点校に通わせるということもあると思うので、まずその方向で始めてもらえたらと思います。

指導資格がある方の中にはですね、自分ではできるんですが、後継者のことを思うと団体に迷惑をかけるかもしれないので安易に返事ができない。また、今はできるが、異動のある職場なので、ずっとできる保証がないといった声も聞きました。地域移行にあたり、様々な方や団体からいろいろな声を聞きましたが、最後には必ず、子どもたちの育成だから何とかしないといけないと言ってもらえています。みんなで子どもたちの成長を見守る素晴らしい町だと改めて感じました。どの声も、子どもたちに対して無責任なことができないという思いゆえと受けとめ、移行期間と位置付けているこれからの2年間で、それぞれの団体にとってより良く、そしてゆくゆくは当事者となる子どもたちの中から次の指導者が生まれ、思いが受け継がれていくような活動としていただきたく、今回は提言という形でこの質問を終わり、次の防災対策についての質問に移りたいと思います。

これまでも、災害対策やハザードマップについて質問させていただきましたが、令和6年能登半島地震後、愛媛県も南海トラフ巨大地震の災害予測の見直しをすると発表があり、いざという時のためにも「最悪を想定して準備することが事前防災」という考えから質問をします。

2月26日の大洲市長浜が震源地と思われる地震では緊急地震速報が鳴り、大きく揺れるかと心配しましたが、内子町では震度3との発表で、被害を聞くこともなく安心しました。やはり、地震はいつ起こるか分からない恐ろしいものだ改めて思ったわけですが、いろいろと調べていたところ、マグニチュードが1大きくなると約3.2倍大きくなり、2大きくなると1,000倍大きくなるというのを見つけ、関東大震災や能登半島地震よりも大きいと想定されている南海トラフ巨大地震は何を準備すればよいのか、しても無駄ではないのかと絶望さえ感じてしまいました。

ですが、被害を最小限に食い止め、最善を尽くして1人でも多くの町民の生命及び生活を守るためにも、シミュレーションを繰り返し、ブラッシュアップしていかなければならないと思い、1月の町長あいさつで述べられている「次年度からさらに防災についての意識の向上を図る」ことを受けて、現在の取り組みと次年度に考えていることを伺えればと思います。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） ただ今のご質問にお答えをいたします。

現在、町におきましては、各自主防災会の防災学習会や各種訓練、また地域で実施されている「いきいきサロン」などでの機会において、職員が講師として出席した折には、一般的な防災知識や気象情報についての啓発に加えて、ご家庭でできる自助及び減災の取り組み、家具の転倒防止用の設置、保存食の最低3日以上分の備蓄などの呼びかけやチラシの配布を行い、町民の皆様の防災力の底上げを継続的に進めております。

また、以前より県の補助金を活用して行っておりました自主防災組織活性化支援事業補助金の支給も、現在は地域づくり事業補助金として町単独で継続して実施をしております、自主防災組織の訓練活動や備品等の充実に役立てていただいております。

その中で、今後、町民の皆さんにより深く防災について学んでいただき、防災意識の向上や災害への備え、また迅速で的確な避難行動に繋がるよう、来年度から消防職員を危機管理監として雇用し、地域に出かけるなどして住民の皆様の意識啓発、また自主防災組織への助言など、地域の防災事業に積極的に関わっていききたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（久保美博君） 城戸司議員。

○1番（城戸司君） はい。1点だけ確認させていただきたいと思うんですけど、来年度からの危機管理監というところ消防職員ということをお答えいただきました。これ副職扱いになるかどうか、そこら辺は大丈夫なんですかね。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） はい。この方につきましては、来年度、内子町の会計年度任用職員として迎える予定でございます。現在、消防職員で消防署長を務められていた方でございます。消防、防災に関する知見を有した方ということで、現在は消防署で再任用という形で働いておられますけれども、4月からはそういった形でお知恵または経験をお借りするような形にしております。

以上です。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（久保美博君） 城戸司議員。

○1番（城戸司君） ありがとうございました。公務員法、引っかからないと思うんで良かったと思います。

それでは次の質問に移りたいと思います。

防衛省による「令和6年能登半島地震に係る災害派遣について」を見ると、その中の一部ですが、全般のところ「令和6年1月1日16時頃地震発生。」「同日16時以降、自主派遣による災害派遣により航空偵察等実施。」「同日16時45分、石川県知事から陸上自衛隊に災害派遣要請があり、同時刻受理」とあります。また、主な活動のところに「空自輪島分屯基地へ、避難を要する住民を最大約1,000名受け入れ。」「内閣府調査チーム、各県からの応援部隊各戸（消防・警察）の輪島市内等への航空機による輸送支援。」「輪島分屯基地の隊員が、基地付近の倒壊しているビルにおいて、要救助者全員（3名）を救助。」「輪島市内の病院から人工透析を必要とする患者の空輸を実施。」「2日の日ですね、2日10時40分、陸自中部方面総監を長とする統合任務部隊を編成（陸海空自隊員約10,000名態勢）。」とあります。日頃から訓練しているだけはあるなと思われる方もいるかと思いますが、注目し

ていただきたいのは、発災時は隊員も必要最小限の配置であったであろう1月1日にすぐに動き、2日には所属の違う10,000人態勢の部隊を編成できているということです。休日にもかかわらずこのような対応ができるのであれば、安心できると思いませんか。テレビで見た方もおられると思いますが、道路が通行できない雪の悪路の中を1人が40kg以上の物資を担いで歩いて届けた精鋭部隊の隊員には感動しました。

南海トラフ巨大地震が起きた際には、内子町でも通行不可になっているであろう道路は少なくないのではないかと思います。台風での避難所の運営を見ておりますと、避難所を開設した後、必要であれば物資を運ぶようになっていたかと思いますが、事前に配備していれば割かなくてよいところに人員を割いてしまう心配もありません。

そこで、(2)の質問ですが、南海トラフ巨大地震を想定した時、町の備蓄、配備の物資は十分か伺います。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それでは、城戸委員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

現在、内子町では、備蓄品として、長期保存可能な非常食約9,000食、500mlのペットボトルの飲料水、約4,000本をはじめ、毛布類や携帯トイレ、段ボールベッドなどを備えており、これまで避難者の3日分の備蓄品の確保を目指して、備蓄に努めてまいりました。

今後とも備蓄品の充実に努めてまいりますが、東日本大震災や能登半島地震における避難の状況を見ましても、必要となる物品などは個人により違いもあり、全てを町で備えるのは難しいです。現実的ではありません。自助、共助の必要性も増大してございます。各自主防災組織や事業所などにおかれましても、被害を想定し必要物品の備蓄に努めていただければと考えております。

また、最も大切なことは、各世帯で非常持ち出し用の備蓄品などを備えておいていただくことだと考えております。水、食料、毛布や携帯バッテリー、携帯カイロ、マスク、ティッシュや生理用品、薬など、それぞれ必要と思われるものの備蓄を進めていただけるよう、啓発活動にも尽力して参ります。

町、地域、町民の皆様による自助、共助、公助の総力で対応していくことが重要だと考えておりますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（久保美博君） 城戸司議員。

○1番（城戸司君） はい。政府はですね、最低3日の物資の準備をしていれば、あとは届けると言っております。今回の正月の最中での派遣を見ると、言われるとおり3日分持ちこ

たえれば確実に来てくれるなど今回の状況で感じたわけですが、町で準備している物資、備蓄食が約9,000食、水500m³が4,000本とかということで、住民の3日分を目標にと。町長も講演の中で自助分で3日分というふうに言われている。この政府が言う3日の自助で3日分っていうのも分かるんですが、町で現在1日分ありますんで、2日分を用意してくださいであったり、こういったものを備蓄しておりますので、足りない分は各ご家庭で備蓄しておいてくださいといった情報を発信することが、自助、共助等、それぞれ担って合計3日分持ちこたえることに繋がるのではないかなと思いますので、当然、備蓄食9,000食ということは、住民が1万人以上いるということは1人1食分もないわけですし、水も4,000本といいますと、時期にもよりますけど、1日1本もないですしということにもなってくると思いますので、季節によって備蓄を変えるというわけじゃないんですが、これだけ用意していますので、1人換算するとこのぐらいですと。現在、町での備蓄は1人換算これぐらいですと、各自3日分を目標に用意していただければというような発信をするのもひとつの手かなというのも、先程ちょっと答弁を受けて感じましたので、検討願えたらと思います。

自主防災組織、自治会等ですね、備蓄を前もって配備し、備蓄庫といったものの整備ということとは検討できないでしょうか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） この点につきましては、次のご質問のときにお答えをしようと思ったんですけども、今、現在ではですね、五十崎小学校、それから内子東自治センター、大瀬の米蔵、小田支所、この4ヶ所を中心に備蓄をしております、台風などで避難所を開設しました折には、町職員の、そちらの担当するものがですね、各避難所まで物品を運んでおりましたけれども、過去の大きな地震等災害の状況を見ますと、すぐに運搬できないということも考えられますので、今後ですね、これらを地元の自主防災組織等と連携をとりながら、情報交換しながらですね、一緒に協議して、あらかじめの分散備蓄、そういったこともですね、検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（久保美博君） 城戸司議員。

○1番（城戸司君） ありがとうございます。

それでは次の質問に移ります。

能登半島地震の必要としている物資の情報などを見ていると、仮設トイレや石油ストーブといったものを目にしました。先日の町長の挨拶にも農林業の支援とありましたが、内子町の産業である農林業の仕事場は建物から遠く離れた場所での作業もあり、果樹等の収穫時期には人を雇うこともあるので、仮設トイレの補助があればという声も聞きました。購入に対して補助をし、普段は使用しながら維持管理をしてもらい、有事の際には近隣住民も使えるようにしてもらえば、どの地域にどの程度あるか掌握できると思います。昔は学校で使

っていた石油ストーブも今は見えなくなりましたが、普段からも暖を取る際に使えますし、残っているものであれば災害時用として保管するようにしてはとも思います。

そこで（３）の質問ですが、普段から利用でき、災害時に必要となるものに対し購入や設置場所に補助をし、数や場所の掌握をしてはどうか伺います。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それではお答えいたします。

先程の再質問と一部重複しますが、ご了承いただきたいというふうに思います。

普段から利用でき、災害時に必要となる物品と申しまして、食料でありますとか水、ミルクや離乳食などの飲食物、また、カイロやマスクや歯ブラシ、生理用品、衣類、タオル、携帯トイレなどの日用品や医薬品、さらにはテントや段ボールベッド、発電機や投光器、簡易トイレなどの備品類など、様々なものが想定されると思います。

食料品や日用品などについては町でも備蓄をしており、今後も計画的に購入更新してまいりますけれども、特に備品などについては、地域づくり事業のメニューにも自主防災組織の活性化に関するメニューがございますのでご活用いただき、各地域においても備蓄の充実を図っていただければと考えております。

また現在は、先程申しましたとおり、町内４ヶ所に集中して備蓄をしておりますけれども、災害の種類ですとか、被害の状況によっては、すぐに各避難所まで運搬できないことを想定しまして、今後、自治会や自主防災組織、こういったところと協議を行い、了解を得た上で、開設頻度の高い避難所等にあらかじめ分散備蓄をしていくことを今後検討してまいりたいと考えております。

こうした取り組みをする中で、災害時に必要な物品、備蓄品の種類や数、そういったものも掌握していけるものと考えており、これらを町と地域、各ご家庭とがそれぞれ意識的に準備していけるよう努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○１番（城戸司君） 議長。

○議長（久保美博君） 城戸司議員。

○１番（城戸司君） はい。それではですね、災害教育などで普段使いのものも、災害時に対応できるものを公表、教育として推奨をして、そういったものを備蓄していただくということを加えていただけないかなあというのも、ちょっと考えましたので、そのところをお願いできればと思います。

災害時の安心はもちろんなんですが、こういった事前準備であつたり町の対応、そして皆さんに対してのメッセージ発信をすることで、災害に向けてしっかりと準備できている町、そして自分たちができているということが安心して生活できることに繋がるのではないかと思いますので、できる限りの情報共有、そして今回の能登半島地震が教訓になり、有事の

際には、我々町民全員が無事でいれるようなことを目指し、これから行政として取り組んでいただけたらと思い、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（久保美博君） 本日の一般質問はここまでとします。

以上で、本日の議事については終了いたしました。

明日6日は、午前10時から本会議を開きます。

日程は、一般質問と議案提案であります。

本日はこれをもって散会いたします。

○議会事務局長（前野良二君） ご起立願います。礼。

午後 2時52分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

令和6年3月第139回内子町議会定例会会議録（第3日）

○招集年月日 令和6年3月4日（月）

○開会年月日 令和6年3月6日（水）

○招 集 場 所 内子町議会議事堂

○出 席 議 員（14名）

1 番	城 戸	司 君	2 番	塩 川	まゆみ 君
3 番	関 根	律 之 君	4 番	向 井	一 富 君
5 番	久 保	美 博 君	6 番	森 永	和 夫 君
7 番	菊 地	幸 雄 君	8 番	泉	浩 壽 君
9 番	大 木	雄 君	10 番	山 本	徹 君
12 番	下 野	安 彦 君	14 番	山 崎	正 史 君
15 番	寺 岡	保 君			

○欠 席 議 員

13 番 林 博 君

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町 長	小野植 正 久 君	副 町 長	山 岡 敦 君
総 務 課 長	黒 澤 賢 治 君	住 民 課 長	上 山 淳 一 君
税 務 課 長	大 竹 浩 一 君	保健福祉課長	久保宮 賢 次 君
内子町保健センター所長	上 石 由起恵 君	建設デザイン課長	谷 岡 祐 二 君
会 計 課 長	田 中 哲 君	町並・地域振興課長	畑 野 亮 一 君
小田支所長	中 嶋 優 治 君	農林振興課長	大久保 裕 記 君
環境政策室長	高 嶋 由久子 君	政策調整班長	二 宮 大 昌 君
危機管理班長	宮 田 哲 郎 君	上下水道対策班長	稲 田 彰 二 君
商工観光班長	大 田 陽 市 君	こども支援課長補佐	松 尾 健 二 君
教 育 長	林 純 司 君	学校教育課長	亀 岡 秀 俊 君
自治・学習課長	福 見 光 生 君		
代表監査委員	赤 穂 英 一 君	農業委員会会長	北 岡 清 君

○出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 前 野 良 二 君 書 記 本 田 紳太郎 君

○議事日程（第3号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 議事日程通告
日程第 3 一般質問
日程第 4 議案第43号

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4まで

午前10時00分 開会

○議会事務局長（前野良二君） ご起立願います。礼。ご着席ください。

○議長（久保美博君） ただ今、出席議員13名であります。欠席届が林博議員から提出されております。

それでは、ただ今から本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（久保美博君） 「日程第1 会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、10番、山本徹議員、14番、山崎正史議員を指名します。

日程第 2 議事日程通告

○議長（久保美博君） 「日程第2 議事日程通告」をします。本日の議事日程は、お手元に配布しております「議事日程（第3号）」のとおりであります。

日程第 3 一般質問

○議長（久保美博君） 「日程第3 一般質問」を行います。本日の質問者は2人です。

最初に、向井一富議員の発言を許します。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） 4番、向井一富です。

3月議会にあたり、質問続書に基づき質問させていただきます。

まず最初に、災害対策についてお尋ねいたします。

まず、年明け早々に起きた能登半島地震、重ねて羽田空港の飛行機衝突事故の報道が続けて入ってきました。そのニュースにびっくりいたしました。信じられませんでした。

質問に入る前に、能登半島地震、飛行機事故で亡くなられた方、並びに被災された皆様に、お悔やみとお見舞いを申し上げます。このことは正月気分を一蹴しました。それと、今年1年、どんな年になるんだろうと不安になりました。

顧みれば、最近30年間で震度7を記録した大きな地震は、1995年の阪神淡路大震災、2004年の新潟県中越地震、2011年の東日本大震災、2016年、2回の熊本地震、2018年の北海道胆振東部地震と、今回の能登半島地震の7回あります。この30年の間に震度7の地震が何回も起きたわけです。約5年に1度の頻度で震度7の地震が起こったことになります。地震災害は遠い未来に起こるのではなくて、5年に1回は起こるのかと身近に危機感を覚えております。この間亡くなられた方は合計で3万人弱にも上ります。

また去年は、5月、1ヶ月だけで震度5弱から6強の地震が7回観測されておりました。危機感を感じて、嫌な予感がして、その6月に一般質問で地震に対する質問を入れさせていただきました。今回の能登半島地震で、まさかの嫌な予感が的中した。ショックでなりません。今回の能登半島の地震では家屋の倒壊、土砂災害、津波、道路の損壊と、また火災、断水、停電と地震時に懸念されるすべての災害が起きました。電気、水道復旧の遅れ、土砂崩れで現地に救援隊が入れないなどの問題もあります。2ヶ月たった今でも、避難されている人が約1万人おられます。自衛隊、警察、その他関係機関、ボランティア等の懸命の救援で少しずつ復旧していくとは思いますが、復興までには相当な時間を要すると思います。港が4mも隆起したところもありますし、漁もしばらく再開することができなく、生活再建にも時間がかかりそうです。能登半島地震の震度7の地震が起こる確率は30年の間に0.3%未満との専門家のデータもありました。予想をはるかに裏切った形の地震だったのは間違いないと考えます。そうであれば、これからも評価されていないところの地震が起こりうることに危機感を持つことが大事だと思います。まさに日本列島どこでも起こりうるのだと考えます。ちなみに日本周辺の動きうる断層の数は約2,000もの数になっているようです。愛媛でも、最近では2月21日、26日に、震度3、4の比較的大きな地震がありました。まさに地球は生きていて、毎日、地殻は動いているのだと再認識しているところですが、だから、どこにいても安心して暮らせるところはないという考えのもとで生きていけないといけないと考えを新たにいたしました。まさに、どうあがいても自然の力には人間の力は非力です。しかし、地震が起きることはもう既成事実のようなものですから、人間がやることは、それにどう対処して最小限度の被害で済みますのかということになのだろうと思います。

そこで、能登半島地震では、家屋倒壊による圧死が9割と出ていました。古い木造が多いためとのことだが、住宅が崩壊すると救助活動、震災後の復旧復興にも時間と費用が余分にかかるので住宅耐震化は最優先課題と考えます。

内子町の耐震基準の耐震化率はどのくらい進んでいるのかと、耐震化にかかる費用はだ

いたい平均的にいくらぐらいかかるものなのかと、それに対する補助の現状はどうなっておるかをまず最初にお尋ねをいたします。

○議長（久保美博君） 向井一富議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 議長。

○議長（久保美博君） 谷岡建設デザイン課長。

〔谷岡祐二建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） ただ今のご質問にお答えいたします。

内子町の木造住宅のうち、昭和56年以前に建築された耐震性がない建物は約5,700戸程度ございまして、耐震化率としましては48.6%でございます。

改修工事費につきましては、建物によって個々の費用が異なるため一概に全体の費用を算出することは困難ですが、令和6年度の診断から改修工事までの1戸あたりの補助金限度額が合計で162万円ですので、耐震化が必要な5,700戸分にこの補助金162万円を単純にかけますと、全体で92億円程度の補助金が必要になってくると考えられます。

以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） 耐震化率が半分ぐらいまではできているということでございますけれども、とにかく災害復旧するにも、やはり家があるっていうのはすごく復旧にも、復旧も進んでいくんじゃないかなと思うんですけれども、もう少し周知を徹底するようなことを取り組んで進めていくっていうお考えはあるのでしょうか。今までもやってこられたと思うんですが、それ以上についていうことで。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 議長。

○議長（久保美博君） 谷岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） はい。内子町においてですね、やはり耐震化率48.6%というようなことでですね、これは議員さんおっしゃられるように最優先で耐震化率を上げていく必要がございます。昨日の一般質問の中でも一部、答弁させていただいたんですけれども、やはり住民の皆様のまず意識というかですね、耐震化しないといけない、そういったことの周知とか要請、こういったことは今までも各種やってきておりますが、さらにですね、そういった周知、要請そういったことに対して、さらに知恵を出しながらですね、取り組んでいきたいというふうに考えております。

それと併せて、進まない理由のひとつとしてですね、1つの耐震化をするのに高額な費用がかかる。また、高齢者がお住まいのところが多いというようなことで、自分の世代で終わってしまうというようなことで、なかなかこう手がつけにくいんじゃないかというところがございます。そういったことで補助金の方もですね、令和6年度からまた拡充もしますし、新たにですね、安い耐震工法、低コスト工法というんですが、こういうのも導入する。また、さらには、昨日も答弁しましたが、各部屋だけ耐震化する耐震シェルター等、こういったも

のが普及しながらですね、加速して耐震化を進めていきたいというようなことで、さらに努力をしていきたいと思います。

以上です。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） はい。そもそも同僚が質問されたことの答弁をいただいておったことは分かっていたかもしれませんが、さらに進めてもらいたいという気持ちで再度、質問させていただきます。

それでは、この項の2番目に入ります。

能登半島地震においても道路が寸断されて、救助等の手遅れが指摘されておりました。そういった中で、内子町においても、地震、豪雨においても土砂災害は想定されます。特に脆弱な地盤地域が警戒区域として指定されているのだと思いますが、地盤の補強対策は災害に対する備えだと思います。防災マップに指定されている箇所は数えきれないほどありますが、どの程度、補強工事が進んでいるものなのかお尋ねをいたします。

昨年6月議会の答弁の中で、「防災、減災の取り組みとして大切なことは、まず想定すること、そしてそれに基づき、備えることだと考えております。」との答弁がありました。まずは、この道は崩落の危険がありそうだと想定して、避難するにはこの道しかないから強化しておこうとなるということだろうと思います。そのことは粛々と取り組んでこられていることだとは思いますが、きりはないと考えますけれども、どのくらいの進捗状況になっているのかをお尋ねしたいと思います。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 議長。

○議長（久保美博君） 谷岡建設デザイン課長。

〔谷岡祐二建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） ただ今のご質問にお答えいたします。

内子町には、がけ崩れ、土石流、地すべりなどの土砂災害が発生する恐れがある土砂災害警戒区域が764ヶ所を指定されております。これらの危険箇所のハード対策につきましては、県営による急傾斜地崩壊対策事業や砂防事業、また地滑り対策事業などによって、順次対策が進められています。また、町におきましても、県補助や町の単独によるがけ崩れ防災対策工事を行い、町内多数のがけ崩れ危険箇所を対策してきており、今後も継続して事業を行っていくこととしています。

また道路につきましても、県道関係では、平成23年度から地震防災関連道路緊急整備事業が始まり、現在まで多くの県道で改良工事が進められてきています。また、町道におきましても、災害に強い強靱な地域道路ネットワークを構築し、災害時の迅速な避難、救援活動を支える道づくりを目的として、町道4路線の整備や老朽化橋梁の修繕などを町の国土強靱化地域計画に位置付けて、必要予算の確保に努めながら鋭意、整備を進めているところでございます。

道路をはじめ、防災対策事業には莫大な予算と長い時間、併せて地元の協力体制などが必要となり、危険箇所すべてを一度に解消させることは困難ですが、今後も県と連携しながら必要予算の確保に努め、危険箇所の解消に向けて鋭意、取り組んでまいりたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） 日々、大変なご苦勞をかけて進めておられることは十分、分かっているんですけども、まだまだ危険な箇所がたくさんあるなと思います。ご説明いただきました764ヶ所あるということでございましたけれども、ざっくり危険な所がどのぐらいの割合で修繕、補強ができているのかということが分かれば、お願いいたします。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 議長。

○議長（久保美博君） 谷岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 764ヶ所の警戒区域のうちにですね、現在までに、これ合併後なんですけれども、それぞれ急傾斜とか砂防とか、地すべり対策、そういった形でやってきている箇所がですね、県営事業としましては20ヶ所ぐらい。予算的にはですね、44億円ぐらいをかけて対策をしてきております。ただ、警戒区域につきましてはですね、こういった対策が終わっても、やはりこの法の目的が住民の方に危険な箇所であるということを知周するという法律に基づいての指定になってますんで、警戒区域自体は消えない。安全性は上がっているけれども土砂災害の恐れがあるかもしれないというようなことでですね、対策をしたことによってですね、全てが安全かと言えば人間の想定を超えるような大きな災害もございまして、引き続きですね、危険な箇所であることを認識していただいて、特に豪雨災害なんかのときにはですね、早めの避難をしていただくとか、そういう対応で減災に努めていただいたらありがたく存じます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） はい。日々努力されていることが十分、分かりました。とにかく災害っていうのはとてつもないパワーが、力が発生するので、人間の力ではなかなかどうにもならないこともあると思います。しっかりと最小限度で被害を食い止めるような努力を日々、続けていただきたいと思います。またですね、能登半島地震では、川から流れてきたような堆積地盤の地域、町が耐震補強されている家屋においても倒壊している事例があります。その地盤の弱いところが被害が大きかったように感じます。地盤が緩く、液状化するところがその被害の対象地域じゃなかったかなと思います。内子町でも小田川の流域で、河川が運んできた泥の上に町ができているんだろうなと思う所、内子の町の中で、五十崎、天神の町の中はそれにあたるんじゃないかなと思います。そこら辺、液状化についてのご心配というのはどう考えておられるか、ちょっとお尋ねしたらと思います。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 議長。

○議長（久保美博君） 谷岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） すいません。液状化についてのですね、詳細な調査とか評価というのは、ちょっとまだできてないというような状況なんですありますが、そこら辺ちょっと調べてみたいと思います。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） そういう事例もあるということでご紹介させていただきまして、引き続き、そこら辺も調査、研究していただいて、大切な住民の財産を守っていただきたいなと、生命を守っていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

またですね、災害において避難所で灯油がなくなったとか、マイカー避難でガソリンがなくなったとの話もありました。内子町は見渡せば山だらけでございまして、薪ストーブが時には役にたつんじゃないかなと思います。薪ストーブの普及促進とかは考えていることはないでしょうか。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい。こういった地震に対してですね、薪ストーブを積極的にといますかね、そういうのは現在のところはそこまでは考えてはいないんですが、ご存じのようにですね、もうすでに薪ストーブに対しての補助制度っていうのはございますので、それがやっぱりその地域として、あるいは自分の家としてもですね、それが非常に効果的だということであれば、もうどしどし補助制度も使っていただいてですね、そういう活用もひとつの例としてはですね、ありますので、その辺りはまたそれぞれの皆さんのご判断ということにはなりますけれども、ご活用いただければというふうに思います。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） 続きまして、大きな2番目の質問に入らせていただきます。

この度の能登半島地震において、半島ということで、半島の先端まで状況把握や救助活動でも道路が崩壊して救助に入れないとのことで孤立集落が多数あったようなことですが、入れない先の様子をいち早く確認して対策を立てる上でドローンによる現地確認は非常に合理的、迅速な対策が打てる手段だと考えます。また、それ以外でも、普段の行方不明者捜索、土砂災害状況の把握、河川の氾濫状況把握、山火事などで現状確認、孤立している人への緊急物資の運搬とドローンは非常に役に立つと思います。今、全国的にも消防団のドローン隊を発足しているところが増えていきます。県内にも、宇和島、新居浜で取り入れられているが、内子町でも消防団施設整備費補助金等を活用し導入していったらどうか。消防団員の高齢化等、問題もある中、こういう活動に若者が興味を持って活動に参加してくれる機運になりそうなので、団員確保にも繋がると考えます。地域に根差して活動する消防団がドロー

ンを活用すればいち早く現場に到着し、被災状況を把握できることが期待されます。特に山間部や過疎地域など、消防隊の現場到着までに時間がかかる地域で効果が見込まれますが、いかがでしょうか。お考えをお聞かせください。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それでは、向井議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

ご指摘のとおり、迅速で効率的、また把握できる情報量の多さなど、ドローンが持つその特徴から、行方不明者の捜索や災害現場などでの確認作業にドローンを活用する機会が多くなってございます。一方では、導入や維持管理にかかるコスト、また操縦技術の習得やその維持、また組織としてのその継承、さらには安全性を担保する仕組みや事故への対応、そして、運営、運用のための組織づくりなど、取り組み、解決をしなければいけない課題が多いのも事実でございます。現在、ご存じのとおり、内子消防団では人口減少と相まりまして、団員不足や高齢化が進んでおります。各団員の負担軽減が求められており、消防団においてもその対応策が適宜検討されている最中でございます。県内においても、いくつかの消防団におきまして導入されておりますけれども、まだその歴史は浅く、実績も少ないようでございます。また、内子町内での火災現場での確認作業、それから行方不明者の捜索などにつきましては、現在、消防署においてドローンを活用した活動が行われております。

こうしたことから、当面、内子町消防団にドローンを導入していく考えはございませんので、ご理解をいただきますよう、お願いいたします。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） とにかく全てにおいてですね、ドローンっていうのは、今、注目されている。いろんな意味で注目されている機材じゃないかなと思います。引き続き、研究を重ねていただいて、前向きに取り組んでいけるように考えて進めていってほしいなと考えております。

それでは、大きな3番目に入ります。学校設備の整備についてでございます。

能登半島地震の被災状況を見るにつけて、寒い季節の災害に対する対応の困難さを目の当たりにいたしました。寄り添って、毛布を体に巻いて暖をとっておられました。混雑の中と毛布だらけの中でストーブを焚いて暖をとるのは非常に困難だろうと推察します。この季節、体育館に入るとただでさえ肌寒い。

そこで、災害時、一時避難場所にもなる、通常でも子どもたちが良い環境の中で学習、活動ができるということで、学校の体育館にも空調設備を設置する動きもあります。ぜひ、内子町でも、教室にはエアコンがつけましたけれども、引き続き、体育館にも取り組んでみてはどうか。また、それに併せて空調を効率よくするために、壁、天井に、断熱材を張ったり、

窓を二重にしたりと、また災害時等に停電を想定されるので、校舎の屋根に太陽光パネル発電の設備、併せて蓄電装置を設置してはどうかと思います。カーボンニュートラルの点でも、校舎も含めた学校施設のZEB化を推しはかることの意義は大きいと感じますので、取り組んではどうかと思います。ご答弁をよろしくお願いします。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀岡学校教育課長。

〔亀岡秀俊学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 向井議員の学校施設の整備、ZEB化についてのご質問にお答えいたします。

体育館を含めた学校施設のZEB化を含めた施設整備については、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、従来以上に省エネルギーを徹底したり、再生可能エネルギー設備の導入について取り組んでいく必要がございます。

現在、学校施設の空調設備、またトイレの洋式化、多目的トイレの設置、またバリアフリー、校舎照明のLED化などについて、当面は計画的に進めていく必要がございます。従いまして、体育館の断熱化、空調整備につきましては、優先順位だとか先決案件の財政規模の観点から、現在のところ検討できていない状況でございます。

なお、太陽光パネル発電設備及び蓄電池の設置については、学校施設等の失礼しました。設置につきましては、環境政策室と連携しながら、学校施設等の脱炭素化を目指して検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） はい。学校施設、大変大きい施設でございまして、屋根も広い、体育館も本当に屋根も広いので、また有効で、蓄電施設があればですね、非常に災害時にも十分、太陽光ができて避難所としてもすごく助かると思いますので、前向きに検討をしていただきたいと思います。

最後にですね、ふるさと納税代理寄付について質問します。

この度の能登半島地震における、被災自治体の混乱は、相当大変なものだろうと想像されます。まして元旦だし、それも夕方ですぐ夜を迎えるということで、現場の混乱ぶりは想像に絶する現状だったと思います。不眠不休の賢明な現状把握と、救援、救護、避難所開設、避難所へ物品搬入、想像するだけで気が遠くなりそうですが、それをやってのける関係者、特に行政の職員の皆様の活躍に頭が下がります。災害現場は大変な状況であると考えます。まして、小さな市町村では、職員の皆様は我が家も被災されている中、懸命に救援活動をされているのだろうと想像もできます。

何日も不眠不休であたられていることを考えれば言葉を失いそうでございますけれども、私も1月の14日にオズメッセの前で救援募金をさせていただきました。とても寒い日で

した。気温がマイナス2度でした。9時から昼まででしたが、寒くて、最初から最後まで体の震えが止まりませんでした。そんな悪天候の中でも、小さな子どもさんの小さな手のひらで、手の中にいっぱいのコインを握りしめて募金箱に入れてくれている姿を見たら、涙が止まりませんでした。皆さん、寒い中、ほとんど切れ目なくご協力いただき、想像以上の寄付をしていただきました。本当にありがたく、感謝の気持ちでいっぱいになりました。それを赤十字の募金会から能登の被災地に届けていただきました。あの寒さを経験して、ここ以上に寒い地方で寒さにさらされ、避難生活、復旧作業等されていると思うと、こちらも辛くなります。

そこで、義援金をふるさと納税でしようという人がおられることに対して、現地の窓口は混乱しているだろうということで、他の自治体がひとまず受け付けて、後で該当する市町村に送金するふるさと納税の代理寄付制度というのがあるみたいでございます。この制度について少し説明をしていただけたらと思います。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それでは、お答えをさせていただきます。

ふるさと納税の代理寄付制度は、震災や豪雨災害などにより被災した被災地の自治体職員が災害対応に追われることから、被災地の職員に代わり、被災していない自治体職員がふるさと納税の受付業務や、受領証明書の発行業務などを行うことで、被災自治体職員の負担軽減を図り、自治体が代理受付した寄付金を被災自治体へ届けるものでございます。

内子町におけます過去の実績といたしましては、平成30年、西日本豪雨の被災地支援のため、大洲市の代理寄付受付を実施しております。また、この度の能登半島地震の被災地支援のため、3月1日から石川県珠州市の代理寄付受付を開始しております。それから、石川県輪島市の代理寄付受付につきまして、輪島市側の準備が整い次第、開始できるよう現在、準備中でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） この代理寄付制度というのは、どちらからか、石川県の方から要請があつてやられたのか、内子町が進んでやりますということでやったのか。そこら辺の経緯をお願いいたします。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） これにつきましては、被災されております石川県珠州市の方からは、愛媛県に対しまして要請があつたというふうに聞いております。愛媛県といたしましても、西日本豪雨で全国からいろんな支援を受けたというときの恩返しという意味も含め

まして、県と市町が足並みをそろえてお答えしていこうということで、愛媛県と県内市町が足並みをそろえて取り組むものでございます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） 例えば、姉妹提携を結んでいる宜野座村とか、そういうところに災害等があつて、こういう制度を取り組もうという時にはこちらから進んでやりますということはないのでしょうか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） はい。とりわけ沖縄県宜野座村につきましては姉妹町村でございますので、今までの関係性が大変、半世紀にわたり深いものがございますので、この代理寄付制度以前の問題として、いろんな支援が考えられるのではないかなというふうに思っております。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） はい。災害、本当にもう先程も言いましたように、5年に1度はこういう大きな災害が起きるというぐらいの覚悟ですね、本当に取り組んでいかないといけないと自覚したところでございます。引き続き、緊張感をもって我々も頑張っていけますので、皆さんにも引き続き、よろしくお願い申しまして、私の質問を終わらせていただきます。貴重な時間をありがとうございました。

○議長（久保美博君） ここで暫時休憩します。午前10時50分から再開いたします。

午前 10時40分 休憩

午前 10時50分 再開

○議長（久保美博君） 休憩前に続き、会議を開きます。

最後に、関根議員の発言を許します。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） 3番、関根律之です。

では、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず初めに、1月の能登半島地震で被災された方々には、心よりお見舞いを申し上げます。

また、今年も東日本大震災が起きた3.11が近づいてきました。震災の記憶をとどめ後世に伝えていくとともに、今の防災対策にも活かしていかなければならないと強く思います。

さて、去る3月2日に町文化交流センタースバルで開催された内子町人権同和教育研究大会に参加してきました。今回の一般質問と少し関連がありますので、少しだけ言及をさせていただきます。

講演は、「私のヤングケアラー～障がいのある両親のもとに生まれて」と題して、自分自身の子ども時代からの体験談をもとにしたお話でした。

私の感想としては、「家族の中で障がいがあるなど、特別なケアが必要な人がいた場合、ケアの責任を家族で全て負うのではなく、公的支援に繋げていくにはどうしたらよいか。」という点を、人権集会に参加した関係者で共有できたら良いと思いました。しかし、講演後には質疑応答やパネルディスカッションのような理解を深めるための場がなく、消化不良の印象は否めませんでした。

今回、一般質問で取り上げる子育て支援の拡充や子どもの貧困問題への対応ですが、子どもと家族の経済的・精神的負担を減らし、子どもを社会全体で支援していく。言ってみれば、子育てや教育を家族の責任から社会全体で担うよう移行していくという視点が今の人口減少社会、少子化の時代に求められているのではないのでしょうか。

それでは、一般質問に入ります。

1番、子育て支援の拡充です。小野植町長は、就任時の公約の1つに人口減少社会への対応として子育て支援の充実を掲げ、これまで高校生年代の医療費無償化をはじめ、小中学校の修学旅行費支援、学校給食への補助の増額など、子育て支援策を拡充させてきました。

(1) 町長が町独自で実施する子育て支援策を拡充させる目的、理由を改めて伺います。

○議長（久保美博君） 関根律之議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） ただ今のご質問にお答えをいたします。

町長として、私は少子化が進む内子町において特に就任直後から続くコロナ禍にあって、まずは内子町で安心して子育てができる環境整備、子育て世帯の経済的支援体制を整えることが重要であると考え、子育て支援とふるさと教育の推進を大きな柱のひとつとして取り組んでまいりました。町独自の子育て支援策につきましては、高校生までの医療費無料化やうちこ子育て応援券の発行、放課後児童クラブの増設、修学旅行への支援、幼稚園での預かり保育の実施など、町民の皆さんからのご要望も真摯に受けとめながら、国や県の支援策で行き届かない住民目線の事業を展開し、安心して子育てをしていただけるよう、よりよい環境の中で子どもたちには大きく成長してもらえよう支援策を拡充してまいりました。今後もその姿勢を崩すことなく、出産から育児、就園、就学、進学といった一連の子育ての中で切れ目のない支援を、施策の意義や予算などを検証しながら、今後も実施してまいりたいと考えております。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之委員。

○3番（関根律之君） ありがとうございます。そうですね。安心して子育てができるための経済的支援が重要という力強いお言葉を改めていただきました。これからもですね、子育て世帯だけでなく、町の発展のために子育て支援が重要ということを、町長からその強い思いを発信していただきたいと思います。

次に、（2）として、令和6年度当初予算で新規事業として高校生1人あたり上限7万円を支給する「高等学校等修学旅行費補助金」について、様々な年代や方法がある子育て支援策の中で高校生への支給を提案される目的、理由を改めて町長に伺います。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） ただ今のご質問にお答えをいたします。

なぜ修学旅行かということですが、修学旅行の目的は、学校の中から社会に出てルールを学びながら、生活圏と違う地域で新たに知識を広げ、集団で行動することで個人としても成長していくことを目的として行われております。

そのようなことから、子どもたちが修学旅行へ参加する意義は大きいことや、費用負担は高校生をもつ保護者にとって大きなウエイトを占めていると考えます。先行して実施しております小中学校の修学旅行支援を拡充し、子育てに対する切れ目ない支援として子育て世代の経済的負担を軽減するとともに、健全育成の支援をすることを目的に、小中学校同様に高校生保護者に対する支援を実施したいと考えております。以上でございます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） なぜ修学旅行かではなくて、なぜ高校生かということをお伺いしたのですが、修学旅行の教育目的の重要性と費用負担の大きさに鑑み、小中学校で実施したので高校生でもというお答えだったと思うので、高校生でも引き続き、教育支援が必要だという認識だというふうに受けとめました。

町長は2月16日の議会全員協議会で、高校生への修学旅行支援に対して「町民の間でも必要性に疑問視する声があるのではないか。」という議員からの意見に対し「切れ目のない子育て支援、それから高校生の教育支援はおかしいことではない。」というような内容を答弁されました。私もおかしいとは全く思いません。高校生年代は、子育ての中でも一番お金がかかる年代でもあります。

しかし、これまでも高校生への教育支援として現金給付は行ってきませんでしたし、近隣市町でも実施しているところは多くはありません。しかし、日本は先進国の中でも、対GDP比で教育関連支出が非常に低いことが言われております。

そんな中、愛南町では令和5年度から3年間、小中学生から高校生まで年額2万円、それぞれの学校の入学時に3万円から5万円を支給する事業を実施する予定のようです。また、

伊方町では小中学校と高校の入学時に3万円から5万円の町内で使える商品券を支給していると同っています。

しかし、「義務教育なら支援するのも仕方がないが、高校生の教育は自己責任では。」というような否定的な意見もあるようです。今の高齢者世代が高校生だった時代には、今のような児童手当をはじめとした手厚い教育支援の支援金の給付はなかったようですし、今の子どもはぜいたくだと思ってしまう人がいるのも無理がない面もあるかもしれません。だからこそ、子どもの成長と学びを支援する子育て支援として最後の仕上げに相当する高校生年代に対して、切れ目のない子育て支援として重要だというメッセージを町長自身から発信していただきたいということから質問をさせていただきました。

先日、岸田政権は次元の異なる少子化対策のひとつとして、児童手当の高校生までの延長を実施する方針が発表されました。しかし、高校生年代への経済的支援は少子化対策への寄与は少ないという声も聞かれます。私は、地方自治体独自の子育て支援は少子化対策という目的よりも、むしろ子どもとその家族のウェルビーイング、つまり幸せを支援することがこども基本法の理念に沿ったことであり、そのことが地域の活力や発展、地域の未来のために大切だということを打ち出した方が良いと思います。こども基本法の方針でもある「こどもにとって最善の利益を図ること」「こどもまんなか社会」を目指すことが、地域の活性化や未来にとって大事だというメッセージを、これからもぜひ町長から発信していただきたいと思います。

次に（３）として、本補助金は広く高校生年代への教育支援の目的で高校入学時の４月、あるいは２年生になる４月などの時期に、当町に住民票のある対象年齢の子どもに一律に支給してはいかがでしょうか。実際に修学旅行に参加したかの確認はせず、病気やその他の理由で参加しない子どもにも、教育支援の目的で一律に支援金を支給してもよいのではないのでしょうか。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） ただ今のご質問にお答えをいたします。

高校生の修学旅行費補助の目的は、先の質問で答弁した通りでございます。

また、国においては、先程、議員言われましたようにですね、児童手当の高校生までの拡充など、新たな支援金制度も創設される予定でございます。そのような動きの中、また本補助金の趣旨から、対象年齢の子どもに一律支給をしたり、修学旅行に参加しなかった者への支給というものはですね、考えておりません。

○３番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○３番（関根律之君） 一律支給は考えていないという答弁でした。非常に残念ですが、学校に馴染めないなど、様々な理由で学校に行くことを休止している子ども、通信制の

高校を選択した子ども、病気などで修学旅行に行けない子ども、何らかの事情で高校を中退した子どもなども、高校生年代でも、本人が希望すれば全ての子どもに教育を受ける権利があります。教育を受けるのは、今や学校に通うだけではありません。本だけでなく、インターネットを通じて様々なオンラインでの学びの機会もあります。ある時点で修学旅行は行かないという選択をした子であっても、内子町から7万円の支給金を支給することは、その子の成長を応援することに繋がり、子どもにとっての最善の利益が図られるのではないのでしょうか。

また、実際に修学旅行に行った費用の領収書などを提出させ担当職員が確認したり、確認のための保護者や本人との連絡を取るなどの行政コストも、小中学校のときよりも多くかかると推察されます。ぜひそういったことも検討し、本補助金の運用にあたっては、高校生年代の子どもと家族への支援として柔軟に対応していただきたいと思います。改めてこういったコストがかかるということに関して、学校教育課長、いかがでしょうか。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀岡学校教育課長。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） はい。議員おっしゃるとおり、小中学校の就学の補助と比較した場合、高校生、もちろん確定ではないんですけども、おそらく個人振り込みになるかと思っております。その点で言えば、事務手続き上の手間がかかりますし、手数料ですか、多くかかるのは承知しております。

ただですね、何が最善かということ考えた場合に、やはり高校事務の先生方にちょっとなかなかお願いしづらい面もありますので、今のところですね、個人振り込みの形で対応していくしか方法はないのかなと思っております。

ただ、内子高校もしくは内子高校小田分校につきましては、ある程度、協力ができる場合もございますので、そこにつきましては、またこちらの方が出向きまして、趣旨の説明など、説明しながら何が最善の方法か検討したいと思えます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之議員） （4）としまして、本補助金は子ども本人名義の口座に振り込むことを基本としてはいかがでしょうか。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀岡学校教育課長。

〔亀岡秀俊学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（亀岡秀俊君） はい。ただ今の質問にお答えいたします。

あくまでもですね、申請者は保護者であることから、子ども本人名義の口座に振り込むことを基本とすることは考えておりません。しかしながら、申請者、保護者さんがですね、振込先を子ども名義の口座を指定した場合は、子どもの口座に入金されるということになります。

以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。ご承知のことと思いますが、マイナンバーカードで、子どものマイナンバーカードというのを作った場合、口座と紐づけるという、そういう作業をした場合、親の名義の口座ではなくて、あくまで本人名義の口座を作ることとされていまして、多くの子どもが本人名義の口座をマイナンバーカードに紐づけているという実態があると思います。

あと子育て支援で有名な兵庫県明石市では、子育て支援金を給付する際に、独自で親名義ではなく子ども名義の口座に振り込むということもやっているようであります。

高校生本人に案内を送付して本人に自覚を持っていただく、本人に教育を支援しているんだよという、そういうメッセージを送ることに繋がりますので、ぜひ国も推進しているマイナンバーカード、そういう子ども自身の口座ということを紐づけているわけですから、そういったことも検討していただきたいと思います。

はい。最後にですね。内子町は、これまでも生まれる前の妊婦への支援や、出生後は乳幼児のおむつ購入などで応援する子育て応援券、小中学校は学校給食への補助の増額、そして修学旅行への支援金給付、そして今回は高校生まで拡充させるというご提案。何より、子どもの医療費の無償化を高校生まで延長してきており、まさに子育て当事者を経済的に応援する子育て支援に手厚い町になってきているのではないのでしょうか。子育て支援の充実や住民に寄り添った独自の施策を実施してきた兵庫県明石市は10年連続人口増を果たし、地価も7年連続上昇、税収8年連続増、人口増加率は全国の中核市で1位を達成しました。前明石市長の泉房穂氏は「明石でできることは全国どこでもできる」とし、今や明石市が実施した子ども施策などは、全国の自治体に波及してきています。

実は、これまでも内子町は中学校までの医療費無料化を近隣自治体の中でも早く実現させており、「子育て支援に手厚いと言われている。」という声や「内子は移住者が多い。」という声をよく聞くことがありました。今は近隣市町も子育て支援や移住者支援に力を入れるようになり、とりわけそういった声を聞くことは少なくなりましたが、令和5年度からの修学旅行への補助や学校給食への補助の増額など、子育て支援の拡充は他市町に比べて先駆けて手厚い子育て支援をするという面では、子育て世代を中心に多くの住民に支持されるものと思います。

実は、話はちょっと脱線しますが、内子町はその名前で得をしている面があると思っていました。町名に内側の子どもと書いて「内子」。何か子どもを大事にしているイメージがあるのではないのでしょうか。この際、よその子も、うちの子も、うちの子のように、町全体で子どもの育ちを応援する町として、例えば「うちっこ子どもしあわせ宣言」仮称ですが、といったようなスローガンを掲げ、内外にアピールしてはいかがでしょうか。

東京都八王子市は、平成13年「こどもすこやか宣言」をし、国連こどもの権利条約の精

神を尊重し、これまでも数々の子ども育成の取り組みを実施してきました。

これからこども施策には、子どもと子育て当事者への経済的支援を充実させることは重要ですが、それだけではなく、こども基本法と子ども大綱の決定を受け、子ども・若者の視点と権利を主体とし、国連子どもの権利条約の理念を誠実に遵守することを目指す町としていくことが大事だと思います。

町長、最後に、子どもの育ちを町全体で応援することを宣言する、例えば「うちっこ子どもしあわせ宣言」などを検討することについていかがでしょうか。ご所見を伺います。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい。提案ありがとうございます。いずれにいたしましてもですね、子育て支援、またふるさと教育もそうなんです、それは外の子どもであつたりですね、うちの子どもであつたり、そういう内子に來られる子どもさん、しっかりとですね、住みやすい、暮らしやすい、そういう子どもの環境をですね、引き続き、作っていききたいというふうに考えております。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。前向きな答弁と受けとめました。ありがとうございます。

次に移ります。就学援助制度です。経済的な理由で子どもを小学校や中学校に通わせることが困難な保護者に対し、学校給食費や学用品費、新入学児童生徒学用品費等や修学旅行費などを補助する就学援助制度があります。町内の全児童生徒に対して就学援助費を受給している児童生徒数の割合である就学援助率が、内子町は全国平均や愛媛県平均よりも著しく低いことから、支援を必要としているにもかかわらず、就学援助に繋がっていない保護者は一定程度いると推察され、これまで分かりやすい案内文や周知方法、申請方法などを求め、これまで3回、議会で一般質問をしてきました。

今回、新年度を迎えるにあたり就学援助率がどう推移したのか。案内文や申請方法が利用者にとって分かりやすく改善したかを確認するため、改めて就学援助制度について質問します。

「貧困をなくそう」という目標は、SDGsの目標の1番目に掲げられる国際目標であり、子どもの貧困の解決は重要な社会課題です。令和5年度に施行したこども基本法に基づき、昨年12月に閣議決定されたこども大綱でも、子どもの貧困対策は重要な柱のひとつです。令和4年12月議会での私の一般質問で確認した令和4年度の就学援助数は80人、60世帯で、援助率は1,080人の子ども中、7.7%でした。また、児童生徒のいる全世帯のうち住民税非課税世帯は75世帯、主にひとり親の母子家庭が受給者となる児童扶養手当受給世帯は98世帯で、非課税世帯の約2割、児童扶養手当受給世帯の約4割が就学援助を受給していません。その後、全児童生徒に配布する制度の案内文やウェブサイトでの案内文、申請書についてなど、分かりやすく、申請しやすくなるよう改善を申し入れましたが、

現在、来年度の就学援助希望書の受け付けが、いったん、ほぼ終了したところだと推測し、就学援助率は上がったでしょうか。確認したいと思います。

(1)として、令和6年度就学援助の認定見込みの児童生徒数と世帯数はいかがでしょうか。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（久保美博君） 学校教育課長。

〔亀岡秀俊学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（亀岡秀俊君） はい。令和6年度の就学援助認定見込みの児童生徒数、世帯数についてお答えいたします。

現時点での令和6年度の就学援助認定見込み数です。児童生徒数87人、世帯数55世帯となっております。

ただ、この認定数は現在の確定数値となっております。今後の申請もまだ見込まれることから、昨年、最終的には、昨年度と同水準の児童生徒数で100人前後、世帯数で60世帯前後になると見込んでおります。

以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。見込みということで、昨年度と同水準になるのではないかとのことでした。

(2)として、小中学校の全児童、生徒のうち、就学援助費を受給している人数の割合である就学援助率の過去5年間の推移はいかがでしょうか。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀岡学校教育課長。

〔亀岡秀俊学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（亀岡秀俊君） はい。過去5年間の就学援助率についてのご質問にお答えいたします。

確定しております過去5年間の推移を申し上げます。令和元年度6.43%。令和2年度、6.67%。令和3年度、7.12%。令和4年度、8.01%。令和5年度、9.43%。

今、申し上げましたように、過去5年間につきましては増加傾向でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。ありがとうございます。

この間、私も3回も一般質問をしまして、いろいろ改善を申し入れたり、案内の仕方も学校教育課の方で改善してきているところもあり、少しずつ認知度も広がって、増加傾向にあ

るのかなというふうに思います。しかし、全国平均の、それでもまだかなり低く、県内の市町でも最低水準であることには変わりないと思います。

はい。次に（３）として、児童、生徒のいる全世帯のうち住民税非課税世帯数及び児童扶養手当受給世帯数はいかがでしょうか。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀岡学校教育課長。

〔亀岡秀俊学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（亀岡秀俊君） はい。ただ今の質問にお答えいたします。

この数字も確定している令和５年度の数字となります。

児童、生徒のいる世帯数７０５世帯、うち非課税世帯数が７５世帯、うち児童扶養手当受給世帯数が８２世帯でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○３番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○３番（関根律之君） はい。令和４年度が７５世帯、住民税非課税。ひとり親世帯が９８世帯でしたので、非課税世帯はほぼ同じ。児童扶養手当の方が若干減ったということだと思います。

ただ、５５世帯。今のところ就学援助認定見込みは６０世帯ぐらいになるのではないかと。ということで、相変わらずですね、非課税世帯の１５世帯、２割の世帯が受給していない。児童扶養手当も３割か４割ぐらいが受給に届いていないという実態があるんだと思います。

さて、次に移りますが、当町の就学援助認定率が令和４年度全国平均１３．９０％、愛媛県平均１３．１５％と比べて著しく低く、県内自治体の中でも最低水準にある実態をどのように捉えていますでしょうか。

なお、愛媛県社会保障推進協議会が毎年県内２０市町に行っているアンケート調査によれば、自治体別で令和４年度就学援助率が示されています。県内で最も高いのは久万高原町で２２．４％。次いで伊方町１８．８％。最も低いのが内子町で７．９％です。ちなみに松山市は１５．７％、大洲市は１５．４％、宇和島市は１４％です。なぜ内子町はこんなに低いのでしょうか。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀岡学校教育課長。

〔亀岡秀俊学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 関根議員の内子町の就学援助認定率の水準についてお答えいたします。

ご指摘の認定率が低いことが考えられる要因として、まず認定基準につきましては、各市町が定めることになっております。そういうことだとか、また産業構造も違うことから全国平均や県平均の認定率と比較して、各市町にばらつきがあるのは、生じることがございます。

また、認定は申請主義ですので、申請を行わない場合も想定されます。

ただし、認定率が全国平均や愛媛県平均と比べて低いという状況を鑑みまして、保護者が申請をためらうことのないよう、心理的負担を感じることはないよう、今後とも周知方法や申請内容の改善に取り組んでまいりたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。各市町で基準が違うとか、産業構造というお話もあったんですが、心理的な、申請者が負担を感じることはないように努力したいという答弁もいただきました。生活保護を受給するというのは、申請者にとっては非常に大きな、心理的負担が大きいということも言われていまして、生活保護の何でしたっけ、本来、受給できる水準にある、経済水準であるのにも関わらず、捕捉率ですね、捕捉率が日本は非常に低い。2割程度だと、他の先進諸国に比べてそういうことも言われています。就学援助の方も、まあ生活保護ではないですが、そういった施しを受けたくないというような、そういった恥ずかしいというようなね、そういう意識もおそらくあるんであろうと思うんですね。だからこそ、その間、コロナ禍で非常に苦しい、失業したとか、仕事がないとか、シングルマザーの方が非常に経済的に苦しくなったり、そういうこともあって全国の自治体でも就学援助制度の周知方法、申請方法などが改善されてきているんです。ですから、まだまだ、私は内子町での就学援助制度の、その辺りの周知方法、案内図なんかが分かりにくく、申請者にとって不親切だというふうに思っています。

具体的にいきます。（5）就学援助費を申請するときに、申請者が提出することが必要とされる「受給希望申請書」及び「要保護及び準要保護児童生徒調査票」に健康状態を問う項目があり、削除される予定と伺っていましたが残っているのはなぜでしょうか。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀岡学校教育課長。

〔亀岡秀俊学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（亀岡秀俊君） はい。関根議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の健康状態の欄は、各学校宛に令和6年度の募集通知と一緒に送付した様式では削除しておりました。通知には新様式を使っていただくよう記載はしておりましたが、今回、一部の学校では、事前に準備をされていた給与支給方式が配られたようです。今後はこのようなことがないように進めたいと思いますので、ご理解いただけたらと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） はい。議長。

○議長（久保美博君） 関根律之委員。

○3番（関根律之君） はい。調査票の方でも、健康状態のところは削除したのでしょうか。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀岡学校教育課長。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） はい。調査票の方も健康状態の欄は削除いたしました。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之委員。

○3番（関根律之君） はい。次に移ります。

上記2つの先程の提出書類には申請理由を具体的に問う項目がありますが、「内子町要保護及び準要保護児童生徒認定基準」によれば、住民税非課税や児童扶養手当受給など8つの要件に該当していれば認定されるものであります。具体的理由を記入させることは、申請者の心理的負担を高め、申請をためらわせる悪影響があると推察されます。表記方法を改めるべきではないでしょうか。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀岡学校教育課長。

〔亀岡秀俊学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 関根議員の申請理由についての記入項目のご質問にお答えいたします。

ご質問の希望申請様式等については、「内子町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費事務取扱要領」に基づいて提出していただいております。

準要保護就学援助の対象者は、認定要件や所得の状況により、要保護者に準ずる程度に困窮していると市町村教育委員会が認める世帯とされております。

「申請書の具体的な理由欄」については、町民税の非課税など認定要件等には該当しない場合でも、「特別な事情で、児童生徒を就学させることが困難な状態」に有する場合には、準要保護者として認定することになります。それらの判断、認定できるか否かの判断には、この項目は必要だと考えております。

それらのことを踏まえて、現在「申請書の具体的な理由欄」については、認定における判断材料として、必要な場合のみ記入いただくなど、検討中でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。変更を検討していただけるということで良かったと思いますが、他の市町の申請書なども今、インターネットで簡単に見ることができますので、明らかに大洲市、松山市、他の申請書を見れば、内子町の申請用紙が申請者にとって負担が、心理的負担がかかるということは分かっていたらと思います。ぜひ、改善を求めたいと思います。

あと「就学援助制度のお知らせ」という、全生徒、児童、生徒に配布している文書があるんですが、これが非常に分かりにくいんですね。

具体的にちょっと上げていきたいと思います。この文書の中で、お知らせ文書の中で、対象者は以下のようになっています。「次の要件、（先程の住民税非課税や児童扶養手当受給な

ど8つの要件)のことで、次の要件のいずれかに該当し、かつ所得制限を超えない世帯で、あらかじめ教育委員会からの決定を受けた世帯」とあります。多くの自治体の認定基準を見ると、これら該当する要件だけで対象者としています。当町でも、これら8つの要件を満たせば、すでに所得制限の基準を満たしているのではないのでしょうか。にもかかわらず、このような表記は極めて不親切だと思います。

先程の社保協の県内自治体アンケートによれば、内子町は所得基準が生活保護基準の所得の1.5倍としており、県内自治体でも基準が最も緩く、ほとんどの市町が1.3倍かそれ以下で、当町より所得基準が厳しいのが実態です。にもかかわらず、一番、認定率が低いというのはなぜでしょうか。今、申し上げた文書の表記の仕方について、いかがお考えですか。

○教育長（林純司君） 議長。

○議長（久保美博君） 林教育長。

○教育長（林純司君） はい。議員ご指摘のように、表記の仕方がやはり少しく行政目線であったりとか、分かりにくい通知になっていることは事実としてあるのかなという思いもありますので、申請される方のハードルを下げするためにも、この辺の表現方法につきましては、今後見直しをさせていただきたいというふうに考えております。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。見直しをしていただけるということで、期待したいと思いません。

その中で、ご承知かなと思うんですけれども、年間で受給できる概算金額っていうのを示していないっていうことも大きいんだと思うんです。ご承知だと思うんですけれども、そういったことをきちんと出している自治体の案内もあります。

内子町はどうなっているかというと、「学校給食費、学用品費、クラブ活動費、修学旅行費など、学校生活に必要となる経費の一部を援助します。」とあるんですね。一部を援助しますって、じゃあどのぐらいなのかっていうのは申請者にとって分かりにくくてですね。これらを全て一覧にして、どれが実費でいくらぐらいかっているのを、ちゃんと出しているところは多いです。その点、いかがでしょうか。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀岡学校教育課長。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） はい。今、言われたそれぞれの項目についての支給基準ですけれども、確かに公開したりだとか、お知らせはしておりません。ですけれども、やはりいくら受給できるかというのは、保護者さんからとってみれば、すごくやっぱり気になる点だと思いますので、その点につきましても併せて検討させていただけたらと思います。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。最後に、この案内文書で非常に大事なことですけれども、家計が急変した場合への対応です。

大洲市の制度案内文書の最後には、「その他」として以下のように記しています。「就学援助の申請受付は随時行っています。災害などにより家計が急減した場合（下線）も、直近の所得状況等により認定できる場合がありますので、学校または市教育委員会へ問い合わせてください。」となっています。

災害だけでなく、例えば病気や様々な理由で失業した場合、離婚、死別などで家計が急変することはあります。児童扶養手当や住民税非課税などが認定されるまでの間も、申請により、その時点での所得を申告して認定されることがあるのではないのでしょうか。こうした家計急変した場合の案内をしっかりと記しておくことも非常に重要だと思いますが、いかがでしょうか。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀岡学校教育課長。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） はい。今、言われましたように失業、離婚、配偶者の死亡など、家計の状況が急変することがございます。その辺りにつきましてはですね、学校と連携をとりながら、その都度対応しております。実際に、失業だとか離婚されて、新たに認定になった世帯も、年度途中から、毎年ございます。なお、これからですね、今言われた「就学援助制度のお知らせ」、そういうところもさらに活用して周知していきたいというふうに思いますので、よろしくお願いしたと思います。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。これまでもうすでにご答弁いただいたかと思うんですが、通告していますので、最後に今までのことを改めて、就学援助の周知方法や申請方法等は改める考えはないか、教育長に伺います。

○教育長（林純司君） 議長。

○議長（久保美博君） 林教育長。

〔林純司教育長登壇〕

○教育長（林純司君） はい。就学援助の周知方法や申請方法等を改める考えについてのご質問についてお答えいたします。

すでに、これまで答弁を繰り返しておりますけれども、現在までも就学援助制度の周知方法や申請方法につきましては、少しずつですが様々な改善を重ねてきておりまして、こちらも少しずつではございますが就学援助率も増加をしてきております。

今後とも、周知方法については、どのような方法が受け取り手に分かりやすく伝わるのか、また制度の内容を理解していただけるのか、保護者に寄り添ったものへと検討してまいります。

また、申請方法についてもですね、先程の答弁のとおり、希望申請書への記載項目等につ

いては保護者の負担のないように検討してまいりたいと思っております。なお、相談窓口につきましては、在学する学校や役場担当者を明記するなど広く周知しており、各学校とも連携しながら丁寧な対応を行っている認識しておりますが、より一層、丁寧な対応を行いたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。ありがとうございます。保護者に寄り添った形で、申請者の精神的負担を考えて改善をしていきたいという答弁をいただいたので、期待をしたいと思います。

1点ですね、今おっしゃられたことで相談窓口で教育委員会を窓口にしているという答弁があったんですけれども、そのことに関してですね、申請書の提出先です。文科省の令和5年度就学援助実施状況調査というのが公開されておりますけれども、これによれば、複数回答可として希望者が学校に提出と回答したのが、759自治体で43%。内子町がこれに当たります。それから、希望者は教育委員会に提出というのが379自治体で21.5%。それから、学校もしくは教育委員会に提出というのが661自治体37.5%となっています。おそらく、元は多くの自治体でも、内子町と同じく学校に提出だけだったと思うんですが、今や6割の自治体が教育委員会に提出することを可能としています。申請者の立場に立ってみれば、学校に相談したり、申請することをためらう方も多いのではないかと私は推察します。相談先だけでなく、申請先にも教育委員会を追加するということを検討してはいかがでしょうか。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀岡学校教育課長。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） はい。現在の制度上なんですけれども、学校長の意見を付して申請していただくようになっております。なので、一番身近な学校を経由して提出ということになっておりますけれども、またそこら辺りも、近隣市町だとか、今、言われたように、先進事例を見ながら、今まで言われたことも含めてちょっと検討させていただきたい。ちょっと時間をいただきたいというふうに思います。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。もう時間ありませんので。そうですね。もう十分申し上げたと思いますので、ぜひ申請者に寄り添った形での変更を検討、実施していただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

日程第 4 議案第43号 内子町税条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第4 議案第43号 内子町税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植町長） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第43号 内子町税条例の一部を改正する条例」につきましては、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和6年能登半島地震に係る雑損控除額の特例を設ける必要があるため、条例の一部を改正するものでございます。その内容につきましては税務課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○税務課長（大竹浩一君） 議長。

○議長（久保美博君） 大竹税務課長。

〔大竹浩一税務課長登壇〕

○税務課長（大竹浩一君） それでは「議案第43号 内子町税条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書1－2の1ページをご覧ください。

提案理由でございますが、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和6年能登半島地震に係る雑損控除の特例を設ける必要があるため、内子町税条例の一部を改正するものです。

改正条文は、次の2ページとなります。

概要は、議案説明資料6の1ページ、左側の資料にて説明させていただきます。

令和6年1月に発生した能登半島地震に係る災害では、広範囲において生活の基盤となるような家財や生計の手段に甚大な被害が生じており、かつ発災日が1月1日と令和5年分所得税の課税期間に極めて近接していることなどの事情を総合的に勘案し、臨時・異例の対応として、令和6年度分、個人住民税について、災害による損失に係る特別な措置を講じます。

具体的には、今回の災害により住宅や家財等の資産について損失が生じたときは、令和6年度分の個人住民税において、その損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができる特例を設けます。

現行法では、令和6年1月1日に発生した災害の損失は、本来、令和7年度分の個人住民税の計算に反映されますが、特例対応として、発災前年の令和6年度の個人住民税の適用が認められます。これにより、税額の軽減を実質的に1年早く受けることができます。

施行期日は、条例公布の日からとなります。

最後に、2 ページ右側に新旧対照表をお示ししておりますので、お目通しをよろしく願います。

以上で、「議案第43号 内子町税条例の一部を改正する条例について」のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。ありませんので、質疑を終結します。

お諮りします。「議案第43号」は総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第43号」は総務文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。

本日、総務文教常任委員会の付託いたしました議案の審査報告については、会期末3月19日の本会議でお願いします。

次の本会議は3月19日、午後2時に開会します。

本日はこれをもって散会します。

○議会事務局長（前野良二君） ご起立願います。礼。

午前 11時49分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

令和6年3月第139回内子町議会定例会会議録（第4日）

○招集年月日 令和6年3月4日（月）
○開会年月日 令和6年3月19日（火）
○招 集 場 所 内子町議会議事堂

○出 席 議 員（14名）

1 番	城 戸 司 君	2 番	塩 川 まゆみ 君
3 番	関 根 律 之 君	4 番	向 井 一 富 君
5 番	久 保 美 博 君	6 番	森 永 和 夫 君
7 番	菊 地 幸 雄 君	8 番	泉 浩 壽 君
9 番	大 木 雄 君	10 番	山 本 徹 君
12 番	下 野 安 彦 君	13 番	林 博 君
14 番	山 崎 正 史 君	15 番	寺 岡 保 君

○欠 席 議 員 なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町 長	小野植 正 久 君	副 町 長	山 岡 敦 君
総 務 課 長	黒 澤 賢 治 君	住 民 課 長	上 山 淳 一 君
税 務 課 長	大 竹 浩 一 君	保健福祉課長	久保宮 賢 次 君
内子町保健センター所長	上 石 由起恵 君	建設デザイン課長	谷 岡 祐 二 君
会 計 課 長	田 中 哲 君	町並・地域振興課長	畑 野 亮 一 君
小田支所長	中 嶋 優 治 君	農林振興課長	大久保 裕 記 君
環境政策室長	高 嶋 由久子 君	政策調整班長	二 宮 大 昌 君
危機管理班長	宮 田 哲 郎 君	上下水道対策班長	稲 田 彰 二 君
商工観光班長	大 田 陽 市 君	こども支援課長補佐	松 尾 健 二 君
教 育 長	林 純 司 君	学校教育課長	亀 岡 秀 俊 君
自治・学習課長	福 見 光 生 君		
代表監査委員	赤 穂 英 一 君	農業委員会会長	北 岡 清 君

○出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 前 野 良 二 君 書 記 本 田 紳太郎 君

○議事日程（第4号）

日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 議事日程通告

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 3 | 議案第 1 号 | 内子町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 2 号 | 内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 5 | 議案第 3 号 | 内子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 議案第 4 号 | 内子町地区集会所条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 議案第 5 号 | 内子町附属機関設置条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 8 | 議案第 6 号 | 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 9 | 議案第 7 号 | 内子町印鑑登録証明事務条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 10 | 議案第 8 号 | 内子町介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 11 | 議案第 9 号 | 内子町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 12 | 議案第 10 号 | 内子町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 13 | 議案第 11 号 | 内子町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 14 | 議案第 12 号 | 内子町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 15 | 議案第 13 号 | 内子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 16 | 議案第 14 号 | 内子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 17 | 議案第 15 号 | 内子町農山漁村地域マネジメント支援事業基金条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 18 | 議案第 16 号 | 内子町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 19 | 議案第 17 号 | 内子町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 20 | 議案第 18 号 | 内子町水道事業給水条例の一部を改正する条例について |

- 日程第21 議案第19号 内子町成留屋地区まちづくり施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第20号 内子町立公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第21号 内子町税の徴収等の特例に関する条例を廃止する条例について
- 日程第24 議案第22号 内子町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第23号 内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第24号 内子町生きがい活動センター条例を廃止する条例について
- 日程第27 議案第25号 内子町伝統工芸等振興拠点施設の指定管理者の指定について
- 日程第28 議案第26号 内子町清正ひろばの指定管理者の指定について
- 日程第29 議案第27号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第12号）について
- 日程第30 議案第28号 令和5年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第31 議案第29号 令和5年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第32 議案第30号 令和5年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第33 議案第31号 令和5年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第34 議案第32号 令和5年度内子町高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第35 議案第33号 令和5年度内子町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第36 議案第34号 令和5年度内子町下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第37 議案第35号 令和6年度内子町一般会計予算について
- 日程第38 議案第36号 令和6年度内子町国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程第39 議案第37号 令和6年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について
- 日程第40 議案第38号 令和6年度内子町介護保険事業特別会計予算について
- 日程第41 議案第39号 令和6年度内子町介護保険サービス事業特別会計予算について
- 日程第42 議案第40号 令和6年度内子町高等学校小田分校寄宿舎特別会計予算について
- 日程第43 議案第41号 令和6年度内子町水道事業会計予算について
- 日程第44 議案第42号 令和6年度内子町下水道事業会計予算について
- 日程第45 議案第43号 内子町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第46 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第47 常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○本日の会議に付した事件
日程第1から日程第47まで

午後2時00分 開会

○議会事務局長（前野良二君） ご起立願います。礼。ご着席ください。
○議長（久保美博君） それでは、ただ今から本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（久保美博君） 「日程第1 会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は会議規則第119条の規定により、議長において、15番、寺岡保議員、1番、城戸司議員を署名します。

日程第 2 議事日程通告

○議長（久保美博君） 「日程第2 議事日程通告」をします。本日の議事日程は、お手元に配布しております「議事日程（第4号）」のとおりであります。
これから、議事日程に従って提出議案の審議に入ります。

日程第 3 議案第1号 内子町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について

○議長（久保美博君） 「日程第3 議案第1号 内子町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について」を議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。大木産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 議長。

○議長（久保美博君） 大木委員長。

〔大木雄産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） ご報告申し上げます。

去る3月4日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました「議案第1号 内子町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について」審査の結果をご報告申し上げます。

審査経過等につきましては、配布いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第1号」は原案のとおり可決すべきものとするものでございます。

議案について説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告いたします。

本議案は地域経済の活性化と町民生活の向上を図るため、本条例を制定するものです。委員の質疑においては、「本条例を制定することで町内の中小企業の具体的なメリットは何か。」との質問に対し、「中小企業や小規模企業の振興についての基本方針が明確になることで、より効果的な支援を行うことができる。」との答弁がありました。

採決の結果、「議案第1号」は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（久保美博君） 城戸司議員。

○1番（城戸司君） 文言の言葉尻をととですね、町内に事務所等を有する、町内に事務所または事業所とあるので、町外の中小企業等がプレハブ等をポンと置いて、事業所としても支援を受けることになると思われるので、そこについて意見をいただければと思います。

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） はい。そのことについては協議いたしております。

○議長（久保美博君） 他、ありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。大木委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第1号」の採決を行います。本案に対する委員長報告は可決です。「議案第1号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第1号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 4 議案第2号 内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第3号 内子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第4 議案第2号 内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、「日程第5 議案第3号 内子町職員

の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」、以上、2件を一括議題とします。

審査経過並びに結果について委員長の報告を求めます。塩川総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ委員長。

〔塩川まゆみ総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） ご報告いたします。

去る3月4日の本会議において総務文教常任委員会に付託されました「議案第2号 内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、「議案第3号 内子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」の2件について、審査の結果をご報告いたします。

審査結果について、「議案第2号」、「議案第3号」は原案のとおり可決すべきものとするものでございます。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告いたします。

本議案は、地方自治法の一部改正に伴い、関係条例の整備をするものです。

委員の質疑においては、「会計年度任用職員も勤勉手当が支給されることとなるが、100%支給されない場合もあるのか。」との質問に対し、「現在、正規職員の場合は成績率を反映し若干の差が出るようになっているが、会計年度任用職員については、成績率の反映の可否を含め、その仕組みについて、今後、検討したい。」との答弁でありました。

採決の結果、「議案第2号」、「議案第3号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんので、質疑を終結します。塩川委員長、席にお戻りください。

討論と裁決は議案ごとに行います。

まず「議案第2号 内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第2号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第2号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第2号」は委員長報告のとおり可決されました。

次に「議案第3号 内子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第3号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第3号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第3号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 6 議案第4号 内子町地区集会所条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第6 議案第4号 内子町地区集会所条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

審査経過並びに結果について委員長の報告を求めます。塩川総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ委員長。

〔塩川まゆみ総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） ご報告申し上げます。

去る3月4日の本会議において総務文教常任委員会に付託されました「議案第4号 内子町地区集会所条例の一部を改正する条例について」、審査の結果をご報告いたします。

審査結果について、「議案第4号」は原案のとおり可決すべきものとするものでございます。

議案について説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。

本議案は下和田集会所の新築に伴い、集会所を地元認可地縁団体の所有とするため、条例の一部を改正するものです。

委員の質疑においては、「集会所は地元の所有となるが、大きな修繕があった場合の町の補助金の取り扱いは。」との問いに対し、「町の所有から地元の所有に変わっても、補助金の取り扱いは同じである。」との答弁がありました。

採決の結果、「議案第4号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんので、これにて質疑を終結します。塩川委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第4号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第4号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第4号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 7 議案第5号 内子町附属機関設置条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第7 議案第5号 内子町附属機関設置条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

審査経過並びに結果について委員長の報告を求めます。大木産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 議長。

○議長（久保美博君） 大木雄委員長。

〔大木雄産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） ご報告申し上げます。

去る3月4日の本会議において産業建設厚生常任委員会に付託されました「議案第5号 内子町附属機関設置条例の一部を改正する条例について」、審査の結果をご報告申し上げます。

審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第5号」は原案のとおり可決すべきものとするものでございます。

議案について説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。

本議案は、内子町環境基本計画策定委員会、内子町権利擁護支援協議会の2つの委員会を新たに設置することなどに伴い、条例の一部を改正するものです。

委員の質疑においては、「内子町権利擁護支援協議会は、具体的にどのような権利擁護を想定しているか。」との質問に対し、「具体的には成年後見制度に関するもので、制度の利用を適切に促進するための協議会である。」との答弁がありました。

採決の結果、「議案第5号」は全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。大木委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第5号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第5号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。よって、「議案第5号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 8 議案第6号 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第8 議案第6号 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。大木産業建設厚生常任委員長、ご登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 議長。

○議長（久保美博君） 大木雄委員長。

〔大木雄産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） ご報告申し上げます。

去る3月4日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました「議案第6号 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、審査の結果をご報告申し上げます。

審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第6号」は原案のとおり可決すべきものとするものでございます。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。

本議案は、内子町権利擁護支援推進協議会等、3つの附属機関を設置することに伴い、条例の一部を改正するものです。

委員から特に質疑はなく、採決の結果、全会一致により、「議案第6号」は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。大木委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第6号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第6号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第6号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 9 議案第7号 内子町印鑑登録証明事務条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第9 議案第7号 内子町印鑑登録証明事務条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。塩川総務文教常任委員長、ご登壇願います。

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ総務文教常任委員長。

〔塩川まゆみ総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） ご報告いたします。

去る3月4日の本会議において総務文教常任委員会に付託されました「議案第7号 内子町印鑑登録証明事務条例の一部を改正する条例について」、審査の結果をご報告申し上げます。

審査結果について、「議案第7号」は原案のとおり可決すべきものとするものでございます。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。

本議案は、印鑑登録者本人に、マイナンバーカードの提示による印鑑登録証明書の交付を可能とするために条例の一部を改正するものです。

委員の質疑においては、「今回の改正で、町外で印鑑登録証明書が取得できるようになるのか。」との質問に対し、「システム導入の費用や維持経費など、多額の費用がかかることから、町外での証明書の発行はできない。」との答弁でありました。

採決の結果、「議案第7号」は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。ありませんので、これにて質疑を終結します。塩川委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第7号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第7号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第7号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 10 議案第8号 内子町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第10 議案第8号 内子町介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。大木産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 議長。

○議長（久保美博君） 大木雄産業建設厚生常任委員長。

〔大木雄産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） ご報告申し上げます。

去る3月4日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました「議案第8号 内子町介護保険条例の一部を改正する条例について」、審査の結果をご報告申し上げます。

審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第8号」は原案のとおり可決すべきものとするものでございます。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。

本議案は、第9期介護保険事業計画の策定に伴い、条例の一部を改正するものです。

委員の質疑においては、「高齢者人口もピークを迎え、今後、高齢者人口が減少することが考えられるが、今後も保険料は伸びる見込みなのか。」との質問に対し、「高齢者人口は徐々に減少するが、それを支える人口も減少するため、介護報酬のサービス単価も上がることから、保険料は今後も伸びると考える。」との答弁がありました。

採決の結果、「議案第8号」は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。大木雄委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第8号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第8号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。よって、「議案第8号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 1 1 議案第 9 号 内子町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第 1 2 議案第 1 0 号 内子町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第 1 3 議案第 1 1 号 内子町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第 1 4 議案第 1 2 号 内子町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第1 1 議案第9号 内子町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、「日程第1 2 議案第1 0号 内子町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、「日程第1 3 議案第1 1号 内子町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、「日程第1 4 議案第1 2号 内子町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」。以上、4件を一括議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。大木産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 議長。

○議長（久保美博君） 大木雄委員長。

〔大木雄産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君）　ご報告申し上げます。

去る3月4日の本会議において産業建設厚生常任委員会に付託されました「議案第9号 内子町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、「議案第10号 内子町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、「議案第11号 内子町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、「議案第12号 内子町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」。この4件について、審査の結果をご報告申し上げます。

審査結果について、「議案第9号」、「議案第10号」、「議案第11号」、「議案第12号」は原案のとおり可決すべきものとするものでございます。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。

本議案は、デジタル社会の形成を図るために、厚生労働省関係省令が一部改正されたことに伴い、関係条例の整備をするものです。

委員の質疑においては、「フロッピーディスク等の古い媒体の記録方法がオンライン化を進める妨げになっているという認識でよいのか。」との質問に対し、「オンライン化を進めるうえで、CD-ROMとかフロッピーディスク等でのやり取りは、オンライン化の妨げになると判断したものと認識している。」との答弁でありました。

採決の結果、「議案第9号」、「議案第10号」、「議案第11号」、「議案第12号」は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君）　これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんので、これにて質疑を終結します。大木雄委員長、席にお戻りください。

討論と採決は議案ごとに行います。

まず「議案第9号 内子町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、討論を行います。討論はありませんか。ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第9号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第9号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君）　起立全員です。

よって、「議案第9号」は委員長報告のとおり可決されました。

次に「議案第10号 内子町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、討論を行います。討論はありませんか。ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第10号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第10号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第10号」は委員長報告のとおり可決されました。

次に、「議案第11号 内子町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第11号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第11号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に「議案第12号 内子町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第12号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第12号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。よって、「議案第12号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 15 議案第13号 内子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第15 議案第13号 内子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

審査経過並びに結果について委員長の報告を求めます。大木産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 議長。

○議長（久保美博君） 大木雄産業建設厚生常任委員長。

〔大木雄産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） ご報告申し上げます。

去る3月4日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました「議案第13号 内子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、審査の結果をご報告申し上げます。

審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第13号」は原案のとおり可決すべきものとするものでございます。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。

本議案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

委員から特に質疑はなく、採決の結果、全会一致により「議案第13号」は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんので、これにて質疑を終結します。大木雄委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第13号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第13号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第13号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第16 議案第14号 内子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第16 議案第14号 内子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。大木産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 議長。

○議長（久保美博君） 大木雄委員長。

〔大木雄産業建設厚生常任委員長登壇〕

○議長（久保美博君） ご報告申し上げます。

去る3月4日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました「議案第14号 内子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、審査の結果をご報告申し上げます。

審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第14号」は原案のとおり可決すべきものとするものでございます。

議案について説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。

本議案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

委員の質疑においては、「家庭的保育事業等とはどのような事業で、内子町でこういった形態の事業を行っているのか。」との質問に対し、「家庭的保育事業等とは、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4つの事業があるが、内子町ではこれらの事業は行っていない。」との答弁でありました。

採決の結果、「議案第14号」は全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。大木雄委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第14号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第14号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

「議案第14号」は委員長報告のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩します。午後3時から再開します。

午後 2時50分 休憩

午後 3時00分 再開

○議長（久保美博君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第 17 議案第15号 内子町農山漁村地域マネージメント支援事業基金条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第16 議案第15号 内子町農山漁村地域マネージメント支援事業基金条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

審査経過並びに結果について委員長の報告を求めます。大木産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 議長。

○議長（久保美博君） 大木雄委員長。

〔大木雄産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） ご報告申し上げます。

去る3月4日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました「議案第15号 内子町農山漁村地域マネージメント支援事業基金条例の一部を改正する条例について」、審査の結果をご報告申し上げます。

審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第15号」は原案のとおり可決すべきものとするものでございます。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑について、ご報告をいたします。

本議案は、内子町農山漁村地域マネージメント支援事業奨学金の利用者拡大を図るため、条例の一部を改正するものです。

委員の質疑においては、「今後は、愛媛県立農業大学校も対象になるのか。」との質問に対し、「今後は愛媛大学に限らず、農業系の学部であればこの奨学金を活用できる。」との答弁でありました。

採決の結果、「議案第15号」は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。大木雄委員長、席にお戻りください。

これより、討論を行います。討論はありませんか。ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第15号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第15号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第15号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 18 議案第16号 内子町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 19 議案第17号 内子町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第18 議案第16号 内子町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」、「日程第19 議案第17号 内子町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」。以上、2件を一括議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。大木産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 議長。

○議長（久保美博君） 大木雄委員長。

〔大木雄産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） ご報告申し上げます。

去る3月4日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました「議案第16号 内子町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」、「議案第17号 内子町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」の2件について、審査の結果をご報告申し上げます。

審査結果について、「議案第16号」、「議案第17号」は原案のとおり可決すべきものとするものでございます。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告をいたします。

本議案は、地方自治法の改正に伴い、関係条例の一部を改正するものです。

委員から特に質疑はなく、採決の結果、全会一致により、「議案第16号」、「議案第17号」は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんので、質疑を終結します。大木雄委員長、席にお戻りください。

討論と採決は議案ごとに行います。

まず「議案第16号 内子町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。討論はありませんか。ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第16号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第16号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。よって、「議案第16号」は委員長報告のとおり可決されました。

次に「議案第17号 内子町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。討論はありませんか。ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第17号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第17号」は委員会報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第17号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第20 議案第18号 内子町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第20 議案第18号 内子町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。大木産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 議長。

○議長（久保美博君） 大木雄委員長。

〔大木雄産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） ご報告申し上げます。

去る3月4日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました「議案第18号 内子町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」、審査の結果をご報告申し上げます。

審査経過等については、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果については「議案第18号」は原案のとおり可決すべきものとするものでございます。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告をいたします。

本議案は、水道法の改正及び内子町上水道第7次拡張計画の完了に伴い、条例の一部を改正するものです。

委員から、特に質疑はなく、採決の結果、全会一致により、「議案第18号」は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。大木雄委員長、席にお戻りください。

これより、討論を行います。討論はありませんか。ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第18号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第18号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

「議案第18号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 21 議案第19号 内子町成留屋地区まちづくり施設条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第21 議案第19号 内子町成留屋地区まちづくり施設条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

審査経過並びに結果について委員長の報告を求めます。塩川総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ委員長。

〔塩川まゆみ総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） ご報告いたします。

去る3月4日の本会議において総務文教常任委員会に付託されました「議案第19号 内子町成留屋地区まちづくり施設条例の一部を改正する条例について」、審査の結果をご報告いたします。

審査経過につきましては、お手元に配布しております委員会審査報告書のとおりであり、審査結果について、「議案第19号」は原案のとおり可決すべきものとするものでございます。

議案について説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告をいたします。

本議案は、大瀬の米蔵の指定管理期間の満了をもって指定管理物件から除外するため、条例の一部を改正するものです。

委員の質疑においては、「自治センター建て替えに伴い、米蔵を指定管理物件からはずすとのことだが、建設後は再び指定管理物件に戻すのか。」との質問に対し、「自治センター建て替え後は、センターの一部として活用する。」との答弁がありました。

採決の結果、「議案第19号」は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんので、これにて質疑を終結します。塩川委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第19号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第19号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。よって「議案第19号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 22 議案第20号 内子町立公民館条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第22 議案第20号 内子町立公民館条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。塩川総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ委員長。

〔塩川まゆみ総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） ご報告いたします。

去る3月4日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました「議案第20号 内子町立公民館条例の一部を改正する条例について」、審査の結果をご報告いたします。

審査経過については、お手元に配布しております委員会審査報告書のとおりであり、審査結果につきましては、「議案第20号」は原案のとおり可決すべきものとするものでございます。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告をいたします。

本議案は、柿原自治会館新築移転による地番の変更により、条例の一部を改正するものです。

委員の質疑においては、「新築された柿原自治会館は内水氾濫の恐れがあると聞いているが、事前によく調査をして建設にとりかかったのか。」との質問に対し「新しい自治会館は浸水想定区域内にあるが、そのことを踏まえ、地元と十分に協議し建設した。また、可能な範囲で建物を嵩上げした。」との答弁がありました。

採決の結果、「議案第20号」は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんので、これにて質疑を終結します。塩川まゆみ委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第20号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第20号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第20号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 23 議案第21号 内子町税の徴収等の特例に関する条例を廃止する条例について

日程第 24 議案第22号 内子町税条例の一部を改正する条例について

日程第 25 議案第23号 内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第23 議案第21号 内子町税の徴収等の特例に関する条例を廃止する条例について」、「日程第24 議案第22号 内子町税条例の一部を改正する条例について」、「日程第25 議案第23号 内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」。以上、3件を一括議題とします。

審査経過並びに結果について委員長の報告を求めます。塩川総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ委員長。

〔塩川まゆみ総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） ご報告いたします。

去る3月4日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました「議案第21号 内子町税の徴収等の特例に関する条例を廃止する条例について」、「議案第22号 内子町税条例の一部を改正する条例について」、「議案第23号 内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」の3件について、審査の結果をご報告いたします。

審査経過については、お手元に配布しております委員会審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第21号」、「議案第22号」、「議案第23号」は原案のとおり可決すべきものとするものでございます。

議案について説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告をいたします。

本議案は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行に伴い、関係条例の整備をするものです。

委員の質疑においては、「徴収月が変わることで、町民が困惑することが考えられるが、町民への周知はいつ予定しているのか。」との質問に対し、「令和7年度からの変更に向け、システム改修等の準備が整い次第、遅くとも年内には周知したい。」との答弁でありました。

採決の結果、「議案第21号」、「議案第22号」、「議案第23号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんので質疑を終結します。塩川まゆみ委員長、席にお戻りください。

討論と採決は議案ごとに行います。

まず「議案第21号 内子町税の徴収等の特例に関する条例を廃止する条例について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第21号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第21号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第21号」は委員長報告のとおり可決されました。

次に「議案第22号 内子町税条例の一部を改正する条例について」討論を行います。討論はありませんか。ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第22号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第22号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第22号」は委員長報告のとおり可決されました。

次に「議案第23号 内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第23号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第23号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第23号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 26 議案第24号 内子町生きがい活動センター条例を廃止する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第26 議案第24号 内子町生きがい活動センター条例を廃止する条例について」を議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。大木産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 議長。

○議長（久保美博君） 大木雄委員長。

〔大木雄産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） ご報告申し上げます。

去る3月4日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました「議案第24号 内子町生きがい活動センター条例を廃止する条例について」、審査の結果をご報告申し上げます。

審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第24号」は原案のとおり可決すべきものとするものでございます。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。

本議案は、大瀬自治センター新築に伴い、条例を廃止するものです。

委員の質疑においては、「生きがい活動センターを利用して行われていた買い物支援や外出支援等を行うミニデイサービス事業は今後も継続されるのか。」との質問に対し、「今後は、うちこ福祉館や内子保健センターを利用して事業を継続していく。」との答弁がありました。

採決の結果、「議案第24号」は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんので、これにて質疑を終結します。大木雄委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第24号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第24号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第24号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 27 議案第25号 内子町伝統工芸等振興拠点施設の指定管理者の指定について

○議長（久保美博君） 「日程第27 議案第25号 内子町伝統工芸等振興拠点施設の指定管理者の指定について」を議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。塩川総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ委員長。

〔塩川まゆみ総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） ご報告申し上げます。

去る3月4日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました「議案第25号 内子町伝統工芸等振興拠点施設の指定管理者の指定について」、審査の結果をご報告申し上げます。

審査経過については、お手元に配布しております委員会審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第25号」は原案のとおり可決すべきものとするものでございます。

議案について説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。

本議案は、2月15日に開催いたしました公の施設指定管理者選定委員会の審査結果報告に基づく指定管理者の指定につき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

委員の質疑においては、「拠点施設において、姉妹都市として連携している豊島区の物販ブース等を設けているのか。」との質問に対し、「豊島区の物を販売していたかどうかは分からないが、ローテンプルクの物は販売している。」との答弁でありました。

採決の結果、「議案第25号」は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。塩川まゆみ委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第25号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第25号」は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第25号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 28 議案第26号 内子町清正ひろばの指定管理者の指定について

○議長（久保美博君） 「日程第28 議案第26号 内子町清正ひろばの指定管理者の指定について」を議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。塩川総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ委員長。

〔塩川まゆみ総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） ご報告いたします。

去る3月4日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました「議案第26号 内子町清正ひろばの指定管理者の指定について」、審査の結果をご報告いたします。

審査経過については、お手元に配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第26号」は原案のとおり可決すべきものとするものでございます。

議案について説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告いたします。

本議案は、2月15日に開催いたしました公の施設指定管理者選定委員会の審査結果報告に基づく指定管理者の指定につき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

委員の質疑においては、「管理を委任する広場は、自治会のコミュニティ活動として管理できないのか。」との質問に対し、「町並み保存地区が城廻自治会と八日市自治会の二つの自治会にまたがり、広場の位置もその二つの自治会の境にあるため、保存会が中心となって管理することになった経緯がある。」との答弁でありました。

採決の結果、「議案第26号」は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんので、これにて質疑を終結します。塩川まゆみ委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第26号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第26号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第26号」は委員長報告のとおり可決されました。

-
- 日程第 29 議案第27号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第12号）について
- 日程第 30 議案第28号 令和5年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 31 議案第29号 令和5年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 32 議案第30号 令和5年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第 33 議案第31号 令和5年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 34 議案第32号 令和5年度内子町高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 35 議案第33号 令和5年度内子町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第 36 議案第34号 令和5年度内子町下水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（久保美博君） 「日程第29 議案第27号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第12号）について」から「日程第36 議案第34号 令和5年度内子町下水道事業会計補正予算（第2号）について」までの補正予算8議案を一括議題とします。

審査経過並びに結果について委員長の報告を求めます。森永予算決算常任委員長、登壇願います。

○予算決算常任委員長（森永和夫君） 議長。

○議長（久保美博君） 森永和夫委員長。

〔森永和夫予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（森永和夫君） ご報告いたします。

去る3月4日の本会議において予算決算常任委員会に付託されました令和5年度補正予算8件について、3月8日、11日、12日の3日間、委員14名全員出席のもと、各課長等からの説明を受け、質疑、討論をし、慎重な審査を行いました。

「議案第27号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第12号）」から「議案第34号 令和5年度内子町下水道事業会計補正予算（第4号）」までの8議案について、審査の結果をご報告いたします。

審査の結果につきましては、配付いたしております審査報告書のとおり、補正予算8議案は原案のとおり可決すべきものでございます。

議案ごとに説明を受けた内容並びに主な質疑等について報告をいたします。

「議案第27号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第12号）」につきましては、歳入歳出それぞれ3億1,643万6,000円を減額し、歳入歳出予算を115億5,458万9,000円とするものです。

前年同期と比較し7%の増額となっています。

今回の補正予算は、事業費の決算見込み、財源の確定等による予算の調整が主な内容となっております。

委員の質疑においては、3款民生費について、生活・暮らし支援特別給付金等が1,692万円減額補正されており、委員から「減額補正されたのは、対象者から申請がなかったためなのか。」との質疑に対し、「対象者2,578人のうち2,517人に支給し、給付率は97.6%である。減額補正したのは、予算の段階で対象者を多めに見込んでいたため。」との答弁がありました。

また、7款商工費について、小田深山溪谷遊歩道整備工事に320万円増額補正されており、委員から「小田深山遊歩道の工事は、十二分に景観を考慮した計画になっているのか。」との質疑に対し、「景観については十分配慮し、石積みにするなど自然にマッチしたものとなるよう計画している。」との答弁がありました。

採決の結果、「議案第27号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第12号）」は、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、特別会計5件及び事業会計2件の補正予算ですが、まず「議案第28号 令和5年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」については、保険給付費などの減により、歳入歳出それぞれ9,416万1,000円を減額し、歳入歳出予算を20億2,952万8,000円とするものです。

委員から特に質疑はなく、採決の結果、「議案第28号」は、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第29号 令和5年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）」については、後期高齢者医療広域連合納付金の確定により、歳入歳出それぞれ177万4,000円を減額し、歳入歳出予算を2億6,116万2,000円とするものです。

委員から特に質疑はなく、採決の結果、「議案第29号」は、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第30号 令和5年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）」については、施設介護サービス給付費などの減により、歳入歳出それぞれ5,597万3,000円を減額し、歳入歳出予算を28億3,541万7,000円とするものです。

委員から特に質疑はなく、採決の結果、「議案第30号」は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第31号 令和5年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）」については、職員人件費などの減により、歳入歳出それぞれ38万9,000円を減額し、歳入歳出予算を1,357万3,000円とするものです。

委員から特に質疑はなく、採決の結果、「議案第31号」は、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第32号 令和5年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第2号）について」は、入寮者数の確定と実績に伴い、寮生給食委託料などが減となり、歳入歳出それぞれ1,265万9,000円を減額し、歳入歳出予算を2,930万6,000円とするものです。

委員の質疑において、「入寮生が当初39名から34名になったとのことだが、その要因は何か。」との質疑に対し、「学校に馴染めず、転学したことが主な要因だと考える。」との答弁でありました。

採決の結果、「議案第32号」は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第33号 令和5年度内子町水道事業会計補正予算（第3号）について」は、収益的収入及び支出の補正では、収入は水道使用料等の減により1,768万8,000円の減、支出では、動力費、減価償却費の減などにより2,613万3,000円を減額するものです。

資本的収入及び支出の補正では、収入は重要給水施設配水管耐震化事業及び小田地区基幹改良事業を前倒しするため、企業債と補助金をあわせて2億5,580万円の増、支出については3億3,500万円の増額となっています。

委員から特に質疑はなく、採決の結果、「議案第33号」は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

最後に、「議案第34号 令和5年度内子町下水道事業会計補正予算（第2号）について」は、収益的収入及び支出の補正では、収入は2,458万3,000円の減額。支出については、下水道事業費用において終末処理場費等の支出見込み減等により2,458万3,000円の減額となっています。

資本的収入及び支出の補正では、収入は2,613万5,000円、支出については2,245万円、いずれも事業費の実績により減額となっています。

委員から特に質疑はなく、採決の結果、「議案第34号」は、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、令和5年度補正予算8議案について、委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） 委員長報告に対する質疑を省略します。森永和夫委員長、席にお戻りください。

討論、採決は議案ごとに行います。

まず「議案第27号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第12号）について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第27号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第27号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第27号」は委員長報告のとおり可決されました。

次に「議案第28号 令和5年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第28号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第28号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第28号」は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、「議案第29号 令和5年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第29号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第29号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第29号」は委員長報告のとおり可決されました。

続いて「議案第30号 令和5年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について」の討論を行います。討論はありませんか。ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第30号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第30号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第30号」は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、「議案第31号 令和5年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第31号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第31号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第31号」は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、「議案第32号 令和5年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第2号）について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第32号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第32号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第32号」は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、「議案第33号 令和5年度内子町水道事業会計補正予算（第3号）について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第33号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第33号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第33号」は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、「議案第34号 令和5年度内子町下水道事業会計補正予算（第2号）について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第34号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第34号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第34号」は委員長報告のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩します。午後4時から再開します。

午後 3時50分 休憩

午後 4時00分 再開

○議長（久保美博君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第 37 議案第35号 令和6年度内子町一般会計予算について

日程第 38 議案第36号 令和6年度内子町国民健康保険事業特別会計予算について

日程第 39 議案第37号 令和6年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について

日程第 40 議案第38号 令和6年度内子町介護保険事業特別会計予算について

日程第 41 議案第39号 令和6年度内子町介護保険サービス事業特別会計予算について

日程第 42 議案第40号 令和6年度内子町高等学校小田分校寄宿舎特別会計予算について

日程第 43 議案第41号 令和6年度内子町水道事業会計予算について

日程第 44 議案第42号 令和6年度内子町下水道事業会計予算について

○議長（久保美博君） 「日程第37 議案第35号 令和6年度内子町一般会計予算について」から「日程第44 議案第42号 令和6年度内子町下水道事業会計予算について」までの当初予算8件を一括議題とします。

審査結果について委員長の報告を求めます。森永予算決算常任委員長、登壇願います。

○予算決算常任委員長（森永和夫君） 議長。

○議長（久保美博君） 森永和夫委員長。

〔森永和夫予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（森永和夫君） ご報告いたします。

去る3月4日の本会議において、予算決算常任委員会に付託されました令和6年度当初予算8件について、3月8日、11日、12日の3日間、委員14名全員出席のもと、各課長等からの説明を受け、質疑、討論をし、慎重な審査を行いました。

「議案第35号 令和6年度内子町一般会計予算」から「議案第42号 令和6年度内子町下水道事業会計予算」までの計8議案について、審査の結果をご報告申し上げます。

審査の結果については、当初予算8議案は原案のとおり可決すべきものでございます。

議案ごとに説明を受けた内容並びに主な質疑等について報告をいたします。

「議案第35号 令和6年度内子町一般会計予算」につきましては、歳入歳出予算を、それぞれ100億3,000万円とするもので、前年度比1億2,000万円の増額です。

主な質疑について報告いたします。

2款総務費においては、委員から「地域おこし協力隊員を積極的に取り入れているが、活動終了後の支援をもう少し重視したほうがいいのでは。」との質疑に対し、「活動終了後に起業をする場合、町として起業支援金を用意するなど、できる限りのバックアップをしている。」との答弁がありました。

次に、3款民生費においては、若年世帯出産応援事業補助に500万円予算計上されており、委員から「若年世帯出産応援事業は夫婦ともに29歳以下が対象とのことだが、さらなる人口減少対策として対象年齢を引き上げられないのか。」との質疑に対し、「現在は29歳以下となっているが、県も各市町の要望を受け対象年齢を拡大する予定とのことなので、それに合わせて拡大したい。」との答弁がありました。

次に、4款衛生費においては、带状疱疹任意予防接種補助に900万円予算計上されており、委員から「生ワクチン、不活化ワクチン、それぞれ接種回数が違ってくると思うが、接種人数をどのくらい見込んでいるのか。」との質疑に対し、「先行自治体の状況を確認し、不活化ワクチン2回で、50歳以上の人口の5%で450人分を想定した。」との答弁がありました。

次に、6款農林水産業費においては、鳥獣対策事業費に2,533万2,000円予算計上されており、委員から「イノシシなど捕獲した場合、個人の所有土地で処分するのは限界があるとの話を聞くが、町で一括した処分場を造る計画はないのか。」との質疑に対し、「処分場や減容化施設など施設を造るとなると高額な予算が必要となるため、将来的には大洲市と共同で施設を造るなど広域化を検討していきたい。」との答弁がありました。

次に、7款商工費においては、内子町観光協会補助金に3,333万4,000円予算計上されており、委員から「観光協会事務局長の実績をどのように評価しているのか。」との質疑に対し、「評価については大変難しいと認識しているが、年度当初に掲げた事業は着々と取りかかっており、観光協会の理事会も承認をしている。」との答弁がありました。

次に、8款土木費においては、住宅耐震等事業に1,890万9,000円予算計上されており、委員から「住宅の耐震化率が低いようだが、耐震化に対する補助金の充実を考えてはどうか。」との質疑に対し、「来年度から危機管理監を配置し、住宅の耐震化について啓発を進めたいと考えている。また補助金が充分でないという現状があれば、上乘せも考えてい。」との答弁がありました。

9款消防費においては、避難所用Wi-Fiルーター使用料として110万円を計上しており、委員から「Wi-Fiルーターを15台整備するということだが、全ての避難所に行き届くのか。」との質疑に対し、「全ての避難所には行き届かないが、まずはこれまで開設したことのある避難所に配置して検証を行いたいと考えている。」との答弁がありました。

次に、10款教育費においては、学校給食費補助に1,911万3,000円予算計上されており、委員から「新たに地産地消分として補助を拡充するということだが、その趣旨について保護者に対しどのように説明するのか。」との質疑に対し、「学校運営協議会のなかで、

例えば図で示すなど、どのように説明すれば分かりやすいか検討したい。」との答弁がありました。

以上、「議案第35号 令和6年度内子町一般会計予算」については、多くの質疑がなされました。

採決の結果、「議案第35号」は、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、特別会計5件、事業会計2件についてですが、まず「議案第36号 令和6年度内子町国民健康保険事業特別会計予算について」は、歳入歳出予算を19億6,295万円とするもので、前年度比1億4,231万3,000円の減額予算編成です。

委員から特に質疑はなく、採決の結果、「議案第36号」は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に「議案第37号 令和6年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について」は、歳入歳出予算を3億349万4,000円とするもので、前年度比4,055万8,000円の増額予算編成です。

委員から特に質疑はなく、採決の結果、「議案第37号」は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第38号 令和6年度内子町介護保険事業特別会計予算について」は、歳入歳出予算を28億6,287万円とするもので、対前年度比874万円の増額予算編成です。

委員から特に質疑はなく、採決の結果、「議案第38号」は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第39号 令和6年度内子町介護保険サービス事業特別会計予算について」は、歳入歳出予算を1,342万8,000円とするもので、対前年度比34万4,000円の減額予算編成です。

委員の質疑においては、「サービス計画収入とは、どのような計画なのか。」との質疑に対し、「要支援1、要支援2の認定を受けた方の介護サービス計画のことである。」との答弁がありました。

採決の結果、「議案第39号」は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第40号 令和6年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計予算について」は、寄宿舎生を53人と見込み、歳入歳出予算を4,137万2,000円とするもので、対前年度比36万3,000円の減額予算編成です。

委員の質疑においては、「寄宿舎の運営については愛媛県に補助を求めることが重要だと考えるが、県に問い合わせてみたのか。」との質疑に対し、「全国で同じような取り組みをしている自治体においても運営の負担を県に求めるという動きはないため、県に要望は行っていない。」との答弁がありました。

討論においては、「寮生1人当たりの予算額が少し多すぎるため、予算案には反対。寮生に少し負担を求めるか、県に負担を求めるようもっと努力すべき。」との反対討論がありました。

また、「小田分校の生徒だけに予算を使っているという考えでなく、小田という地域コミュニティをどう作り、子どもたちをどう育むかということであり、ひいては町全体の明るい光が見いだせる予算だと考えるため予算案に賛成する。」との賛成討論がありました。

採決の結果、「議案第40号」は賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第41号 令和6年度内子町水道事業会計予算について」は、収益的収入及び支出では、収入は営業収益を2億7,477万6,000円、営業外収益を1億6,578万円、事業収益の総額を4億4,057万8,000円と見込んでいます。

支出は、営業費用が3億8,321万1,000円、営業外費用が3,788万7,000円で、水道事業費用の総額は4億2,321万8,000円を計上しており、対前年度比1.3%の減となっております。

続いて、資本的収入及び支出では、収入は事業実施に伴う企業債及び補助金等を含め、3億4,023万7,000円を計上しています。

支出は、建設改良費として1億6,140万円、企業債償還金として1億6,221万5,000円を計上、資本的支出の総額は4億2,461万5,000円を見込んでおり、対前年度比27.2%の減となっております。

委員から特に質疑はなく、採決の結果、「議案第41号」は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第42号 令和6年度内子町下水道事業会計予算について」は、収益的収入及び支出では、収入は営業収益を9,492万5,000円、営業外収益を2億842万円、収益的収入の総額は3億335万5,000円を予定しています。

支出は、営業費用、営業外費用等をあわせた3億335万5,000円を見込んでおり、昨年度と比較して8.7%の増となっております。

資本的収入及び支出では、収入は事業実施に伴う企業債及び補助金等を含め、9,374万2,000円。

支出は、建設改良費として2,513万円、企業債償還金として1億1,773万3,000円を計上しています。

資本的支出の総額は1億4,286万3,000円を見込んでおり、対前年度比44.3%の減となっております。

委員の質疑においては、「下水道事業に伴う残渣は農業用の肥料として利用されていると聞くが、年間どの程度残渣が発生しているのか。」との質疑に対し、「年間およそ420t発生しており、その処理については業者と契約を結んで搬出しており肥料化をしていると聞いている。」との答弁がありました。

採決の結果、「議案第42号」は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） 委員長報告に対する質疑を省略します。森永和夫委員長、席にお戻りください。

討論、採決は議案ごとに行います。

まず「議案第35号 令和6年度内子町一般会計予算について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第35号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第35号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立多数です。

よって、「議案第35号」は委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、「議案第36号 令和6年度内子町国民健康保険事業特別会計予算について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第36号」の採決を行います。本案に対する委員長報告は可決です。「議案第36号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第36号」は委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、「議案第37号 令和6年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第37号」の採決を行います。本案に対する委員長報告は可決です。「議案第37号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第37号」は委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、「議案第38号 令和6年度内子町介護保険事業特別会計予算について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君）　ありませんので、討論を終結します。

「議案第38号」の採決を行います。本案に対する委員長報告は可決です。「議案第38号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君）　起立全員です。

よって、「議案第38号」は委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、「議案第39号 令和6年度内子町介護保険サービス事業特別会計予算について」の討論を行います。討論はありませんか。

ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第39号」の採決を行います。本案に対する委員長報告は可決です。「議案第39号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君）　起立全員です。

よって、「議案第39号」は委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、「議案第40号 令和6年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計予算について」の討論を行います。討論はありませんか。

○3番（関根律之君）　議長。

○議長（久保美博君）　関根律之議員。

○3番（関根律之君）　私は、本案に反対の立場から討論を行います。

本案の歳入は、寮生から食費として徴収する寄宿舎使用料1,782万円と寮生個室の光熱費実費相当分432万円のほか、一般会計からの繰入金1,922万円となっています。寮生から徴収するのは、朝・昼・夕食代として給食委託業者に支払う給食委託費の約8割にあたる寄宿舎使用料月額29,700円と寮生個室の光熱費実費相当分のみで、給食委託費の約2割と、寮の防犯や維持管理のための管理人等の人件費、及び寮生個室以外の光熱費を含む施設管理費は町が一般財源で補填する予算となっています。

この繰入額1,922万円は寮生1人あたりにすると年額35万8,000円、月額3万円相当であり、前年度予算と比べて年3万円あまり増額となっています。

このほか、小田分校寄宿舎にかかる経費には、令和5年度に新たに完成した第5寮の建築費用として業者に支払うリース料5年間総額で約3億2,000万円があるが、これはすべて町が負担することとしており、寮生には負担を求めています。仮に、この建築費用総額を寮の使用料として寮生40名から30年間で回収すると仮定すると、月額2万7,000円程度をあらたに徴収することが必要な計算になります。

寮生のほとんどは元々町外の住民であり、高校卒業後、多くは町外の地域に転出すると予想されます。寄宿舎会計への一般財源の繰り入れは、小田地域の振興のためにある程度必要な予算としても、毎年寮の維持管理費として寮生1人あたり年額35万円、毎年1,900万円の予算を町が負担し続けることについて見直す時期にきていると考えます。

まず、給食委託費約2,200万円から食費として寮生から徴収する寄宿舎使用料約1,780万円を引いた差額は約420万円であり、寮生1人あたり年7万9,000円、月額6,600円相当を町が食費の補填として負担することとしています。しかし、月額6,000円といえば、学校給食費の食材費として小中学生の保護者が負担している金額です。実際には、給食調理にかかる光熱水費や人件費などがかかっており、保護者が負担しているのは約半分程度の食材費のみです。小田分校の寮生には、食材費を含めて実質的に学校給食を無料で提供しているのが実態です。寮生の部屋代や施設管理費は徴収せず無料だけでなく、平日の昼食代もすべて寮生の上に無料で提供するのは、過剰サービスではないでしょうか。少なくとも、食費にかかる実費分くらいは寮生本人が負担すべきものとして、追加負担を求めるべきと考えます。小田分校の寮生以外の生徒にも学校給食の提供が令和5年度から始まりましたが、料金は徴収しているはずです。寮生のみ給食を無料とするのは優遇しすぎと思います。

また、愛媛県立高校の生徒である小田分校寮生の防犯や生活のための管理人の人件費や施設管理にかかるコストは、愛媛県にも負担を求めていくべきものと考えます。なお、この分はふるさと納税をはじめ、小田分校存続のための寄付金の一部を充当することは検討に値すると思います。

小田分校寄宿舎予算に繰り入れている1,800万円の予算があれば、町民の高校生全員の300人に月額5,000円、年6万円を教育支援金として支給できることになります。今や町内の高校生の3分の2が町外の高校に通っており、町民の子どもの保護者にとって最もお金がかかる高校生年代の教育支援の拡充も、今後検討すべきではないでしょうか。

内子町でも人口減少が続く実態をしっかりと受け止め、今後もすべての町民が住み続けられる、暮らし続けられる町にしていくためには、費用対効果がそれほど大きくない事業への予算を削減していくことも、町長と議会の役割として求められるのではないのでしょうか。

以上のことから、寮生の生活のために必要な費用として、一般会計から繰り入れる1,922万円、寮生1人あたり年額35万円相当を町が負担することは過大であり、寮生本人および愛媛県に負担を求める努力をすべきです。一般会計からの繰入金1,922万は減額すべきものとし、本案には反対します。

○議長（久保美博君） 次に、賛成討論があれば認めます。

○14番（山崎正史君） 議長。

○議長（久保美博君） 山崎正史議員。

○山崎議員 私はこの当初予算に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。元々、皆さん分かっておられると思いますが、小田分校は小田高校時代に存続を、高校自体を存続するために地域の人、そして内子町も存続を図るために寮の完備、いろんな事業をやってきました。そうすることによって旧小田町の活性化、コミュニティを作るためにも大変重要な部分だと思うんです。一般財源を充当して運営していると言われますが、例えば特別会計の下水道あたりでも一般会計を入れる。国民保険も一般会計で補填していく。そうやって事業を作っ

ていく。小田分校にだけ一般会計で補填して、地域、学校、教育を作っているわけではありません。よそから来られた人が小田の良さを知って、ともすれば卒業した後に小田で住みたいという子も出てくる場合もあると思うんです。内子の人間が、内子の子どもたちが、例えば大学、高校に行ったときに、よそがいいと思って出られる方もおられるんです。そういう魅力化を作るためには小田分校の存続は続けていかないと。やはり内子町の人口減少、地域の衰退という形になってくると確信します。そういう意味合いから、全体的な考えから見れば、この当初予算に対して私は賛成をいたします。

○議長（久保美博君） 他にありませんか。ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第40号」の採決を行います。本案に対する委員長報告は可決です。「議案第40号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立多数です。

よって、「議案第40号」は委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、「議案第41号 令和6年度内子町水道事業会計予算について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第41号」の採決を行います。本案に対する委員長報告は可決です。「議案第41号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第41号」は委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、「議案第42号 令和6年度内子町下水道事業会計予算について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、討論を終結します。

「議案第42号」の採決を行います。本案に対する委員長報告は可決です。「議案第42号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第42号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 45 議案第43号 内子町税条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第45 議案第43号 内子町税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。塩川総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ委員長。

〔塩川まゆみ総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） ご報告いたします。

去る3月6日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました「議案第43号 内子町税条例の一部を改正する条例について」、審査の結果をご報告いたします。

審査経過については、お手元に配布しております委員会審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第43号」は原案のとおり可決すべきものとするものでございます。

議案について説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告をいたします。

本議案は、地方税法の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

委員の質疑においては、「今回の改正は能登半島地震によるものだが、効力はいつまでか。」との質問に対し、「今回の改正は附則の改正であり、改正内容も雑損控除の特例であるため5年間の適用となる。」との答弁でありました。

採決の結果、「議案第43号」は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。塩川まゆみ委員長、席にお戻りください。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第43号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第43号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第43号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 46 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（久保美博君） 「日程第46 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、次期定例会まで閉会中も継続して調査したい旨、申し出がありました。

お諮りします。議会運営委員長からの申し出のとおり、次期定例会まで閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。従って、議会運営委員長からの申し出のとおり、次期定例会まで閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 47 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（久保美博君） 「日程第47 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件」を議題とします。各常任委員長から、会議規則第75条の規定により、次期定例会まで閉会中も継続して調査したい旨、申し出がありました。

お諮りします。各常任委員長からの申し出のとおり、次期定例会まで閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。従って、各常任委員長からの申し出のとおり、次期定例会まで閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。会議を閉じます。

議事を閉じましたので、ここで3月末をもってご退任、ご退職されます谷岡祐二建設デザイン課長、畑野亮一町並・地域振興課長、以上、2名の方々よりご挨拶を受けたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、谷岡建設デザイン課長、お願いします。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 議長。

○議長（久保美博君） 谷岡建設デザイン課長。

〔谷岡祐二建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 本日は、長時間のご審議で大変お疲れのなか、このようなお時間を与えていただきまして、まことにありがとうございます。

私事で大変恐縮ではございますが、今回の3月議会をもちまして、この神聖な議場を去らせていただくことになりました。3年間という大変短い期間ではございましたが、大変お世話になりました。

私は昭和60年に旧小田町役場に奉職し、土木の技師として39年間、建設行政一筋で業務に携わってまいりましたが、課長を拝命してからは、専門だった土木行政だけではなく、建設行政全般の本当に幅広い分野で、一定の知識をもって運営していく必要が生じることとなりました。本当にすべてを把握することなどとても困難で、正直、逃げ出したい気持ちになったことも多々ございましたが、本当に多くの皆様に支えられて、微力ながら、なんとか職務を遂行することができました。

その間、特に議会や監査などでは、厳しいご質問やご指摘、また至らぬ点についてはお叱りもいただきましたが、各位にはそれ以上のあたたかいお言葉や、笑顔を見せていただきま

したことが何よりも大きな励みとなりました。本当にありがとうございました。また、ご質問やご指導、ご指摘などをいただくことで、本当に知らなかった、分からなかったことを1つ1つ調べ上げ、新たな知識も得ることができました。そして、今、何が問題で、どう動かなければならないかを考えさせられ、それを行動に移せるように背中を押していただきましたことを、心よりお礼申し上げます。

今までの業務を振り返ってみますと、辛く、苦しいことも多々ございましたが、自らが携わった道路やいろいろな施設が形を残し、町民の皆様が毎日ご利用いただきながらその効用を果たしてくれていることを誇りに思いますし、この仕事を選んで、続けてこられて良かったと本当に嬉しく思っております。いざ、ここに立ってみますと、この重責を解いていただける安堵感と言うまでもありませんが、少しばかりの寂しさがあるのも事実でございます。

ありきたりではありますが、私の座右の銘は「実るほど頭を垂れる稲穂かな」でございます。特に、この3年間の経験を通して、少しばかりの実をつけ、ほんの少しだけ頭を垂れることができたのかなとは思っております。今後につきましても、まだまだ成長しながら、たくさんの実をつけ、本当の頭を垂れる稲穂のようになりたいと考えておりますので、引き続きのご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

結びに入りますが、ここにお集まりの皆様方のご多幸とご健勝をご祈念申し上げますとともに、議会と行政の両輪により笑顔あふれる、明るい内子町へと導いていただきますことをお願い申し上げ、お礼のご挨拶とさせていただきます。

短い期間ではありましたが、まことにありがとうございました。

〔拍手〕

○議長（久保美博君） 続いて、畑野町並・地域振興課長、お願いします。

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） 議長。

○議長（久保美博君） 畑野町並・地域振興課長。

〔畑野亮一町並・地域振興課長登壇〕

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） 谷岡課長の後でちょっとやりにくいところもありますが、貴重な時間を割いていただき発言の機会をいただきましたこと、お礼申し上げます。退職にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

私は総務課調整班長として4年、小田支所長として1年、町並・地域振興課長として3年の合計8年間、この議会でお世話になりました。最初は議会の雰囲気戸惑いましたが、当時、幼馴染だった池田洋助君が議長を務められており、大変心強く感じたことを思い出します。残念ながら早逝されたわけですが、亡くなられた後の臨時議会でご遺族も傍聴席に来られている中、私は確かに「畑野さん」という彼の声を聞いたように思います。彼は議場に來ているんだと思ったことを思い出します。

また、初めてこの場に立ち、答弁させていただいた際には、当時の山本議長から、「初登壇だったな。」と声をかけていただき、嬉しかったことを思い出します。このほか、様々な

機会に議員の皆様からお声がけをいただき、心配りをしていただきましたこと、この場を借りてお礼申し上げます。

4月になれば、また新たな職員がこの場に加わることになります。きっと不安を抱えていることと思いますので、厳しくもあたたかく見守っていただけたら幸いです。

結びになりますが、議員の皆様のご健康とますますのご活躍、そして内子町議会のますますのご発展を祈念しまして、挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

〔拍手〕

○議長（久保美博君） ありがとうございました。議会といたしましても、長年にわたり大変お世話になりました。

ここで、感謝の気持ちを込めまして、議員会より花束を贈りたいと思います。贈呈は、議員を代表して、議員会副会長、寺岡議員、林議員にお願いしたいと思います。皆さん、前にお並び願います。

〔花束贈呈〕

○議長（久保美博君） ありがとうございました。長い間、大変お疲れ様でした。

お席にお戻りください。

それでは、小野植町長、ご挨拶をお願いいたします。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 閉会にあたり、一言お礼を申し上げます。

議員の皆さまにおかれましては、大変お忙しい中、長期間にわたりまして慎重に審議をしていただき、全議案お認めをいただきましたことを、心からお礼を申し上げたいと思います。審議の中でいただきましたご意見等を踏まえ、業務の趣旨、目的に沿って適切に執行してまいります。

さて、次の議会からは、説明員の顔ぶれが変わります。引き続き、議員の皆さまから激励やご指導をいただきますようお願い申し上げます。

招集あいさつの中でも述べさせていただいたとおり、令和6年度は、私の町長就任最終年度でございます。公約実現に向けてしっかりと取り組んでまいります。加えて、内子町総合計画の最終年度にもあたりますので、計画の中で掲げた重点施策「ミライ・プラン」の総仕上げに向け、全力で取り組んでいく所存でございます。

少しずつ暖かくなってまいりましたが、まだまだ朝晩は寒い日がございます。議員の皆さまにはご自愛いただき、引き続き、町行政に対しましてご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げ、私の挨拶に代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（久保美博君） 以上をもちまして、令和6年3月第139回内子町議会定例会を閉会いたします。

○議会事務局長（前野良二君） ご起立願います。礼。

午後 4時43分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

第139回定例会付議事件名及び議決結果一覧表

1. 町長提出議案

番号	件名	提出 年月日	議決 年月日	議決結果
議認 1	令和5年度内子町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認を求めることについて	R6.3.4	R6.3.4	承認
議認 2	内子町手数料徴収条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて	R6.3.4	R6.3.4	承認
議案 1	内子町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について	R6.3.4	R6.3.19	原案可決
議案 2	内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	R6.3.4	R6.3.19	原案可決
議案 3	内子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	R6.3.4	R6.3.19	原案可決
議案 4	内子町地区集会所条例の一部を改正する条例について	R6.3.4	R6.3.19	原案可決
議案 5	内子町附属機関設置条例の一部を改正する条例について	R6.3.4	R6.3.19	原案可決
議案 6	内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	R6.3.4	R6.3.19	原案可決
議案 7	内子町印鑑登録証明事務条例の一部を改正する条例について	R6.3.4	R6.3.19	原案可決
議案 8	内子町介護保険条例の一部を改正する条例について	R6.3.4	R6.3.19	原案可決
議案 9	内子町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	R6.3.4	R6.3.19	原案可決
議案 10	内子町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	R6.3.4	R6.3.19	原案可決

番号	件名	提出 年月日	議決 年月日	議決結果
議案 11	内子町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	R6.3.4	R6.3.19	原案可決
議案 12	内子町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	R6.3.4	R6.3.19	原案可決
議案 13	内子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	R6.3.4	R6.3.19	原案可決
議案 14	内子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	R6.3.4	R6.3.19	原案可決
議案 15	内子町農山漁村地域マネジメント支援事業基金条例の一部を改正する条例について	R6.3.4	R6.3.19	原案可決
議案 16	内子町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	R6.3.4	R6.3.19	原案可決
議案 17	内子町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	R6.3.4	R6.3.19	原案可決
議案 18	内子町水道事業給水条例の一部を改正する条例	R6.3.4	R6.3.19	原案可決
議案 19	内子町成留屋地区まちづくり施設条例の一部を改正する条例について	R6.3.4	R6.3.19	原案可決
議案 20	内子町立公民館条例の一部を改正する条例について	R6.3.4	R6.3.19	原案可決
議案 21	内子町税の徴収等の特例に関する条例を廃止する条例について	R6.3.4	R6.3.19	原案可決

番号	件名	提出 年月日	議決 年月日	議決結果
議案 22	内子町税条例の一部を改正する条例について	R6.3.4	R6.3.19	原案可決
議案 23	内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	R6.3.4	R6.3.19	原案可決
議案 24	内子町生きがい活動センター条例を廃止する条例について	R6.3.4	R6.3.19	原案可決
議案 25	内子町伝統工芸等振興拠点施設の指定管理者の指定について	R6.3.4	R6.3.19	原案可決
議案 26	内子町清正ひろばの指定管理者の指定について	R6.3.4	R6.3.19	原案可決
議案 27	令和5年度内子町一般会計補正予算（第12号）について	R6.3.4	R6.3.19	原案可決
議案 28	令和5年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について	R6.3.4	R6.3.19	原案可決
議案 29	令和5年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）について	R6.3.4	R6.3.19	原案可決
議案 30	令和5年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について	R6.3.4	R6.3.19	原案可決
議案 31	令和5年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）について	R6.3.4	R6.3.19	原案可決
議案 32	令和5年度内子町高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第2号）について	R6.3.4	R6.3.19	原案可決
議案 33	令和5年度内子町水道事業会計補正予算（第3号）について	R6.3.4	R6.3.19	原案可決
議案 34	令和5年度内子町下水道事業会計補正予算（第2号）について	R6.3.4	R6.3.19	原案可決
議案 35	令和6年度内子町一般会計予算について	R6.3.4	R6.3.19	原案可決
議案 36	令和6年度内子町国民健康保険事業特別会計予算について	R6.3.4	R6.3.19	原案可決

令和6年3月第139回内子町議会定例会

番号	件名	提 出 年月日	議 決 年月日	議決結果
議案 37	令和6年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について	R6.3.4	R6.3.19	原案可決
議案 38	令和6年度内子町介護保険事業特別会計予算について	R6.3.4	R6.3.19	原案可決
議案 39	令和6年度内子町介護保険サービス事業特別会計予算について	R6.3.4	R6.3.19	原案可決
議案 40	令和6年度内子町高等学校小田分校寄宿舎特別会計予算について	R6.3.4	R6.3.19	原案可決
議案 41	令和6年度内子町水道事業会計予算について	R6.3.4	R6.3.19	原案可決
議案 42	令和6年度内子町下水道事業会計予算について	R6.3.4	R6.3.19	原案可決
議案 43	内子町税条例の一部を改正する条例について	R6.3.6	R6.3.19	原案可決

2. 請願

番号	件名	提 出 年月日	議 決 年月日	議決結果
令和5年 請願受理 3	「保育士配置基準の改善及び保育士の処遇改善を求める請願」	R5.12.14	R5.12.14	取り下げ